

第6次山ノ内町総合計画 前期計画 施策検証シート

第1章 ひとつがたぐ、魅力あふれる産業と交流の郷土（産業・交流・移住定住）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係	
第1節 ひとつがたぐ観光の郷土づくり								
1. 観光								
(1) ユネスコエコパークの特色を活かした観光地づくり	エコツーリズム・環境学習プログラムの推進	■地域の自然や歴史、ひとの暮らしや文化伝統を地域の魅力として、また大切な観光資源として捉え、これらを守りながら活用するエコツアーの創出を検討、支援します。	R5年度に志賀高原ガイド組合と連携してイオン環境財団とのコラボイベントとして、保全活動や自然体験、また環境学習を組み合わせたエコツアーを企画して試験的に実施しましたが、イオン環境財団側の都合により今後のツアー受入ができなくなりました。	30%	d	縮小	エコツアーの創出に関しては観光局のツアー創出に移管または廃止とします。	国立公園係
		■志賀高原観光協会が実施する環境学習プログラムは本ユネスコエコパークの特長なメニューであり、そのプログラム拡充や対外PRなど、受入体制の充実に向けて更なる支援を行います。	フェア等に出席し、環境学習プログラムの対外PRをすることができました。プログラム拡充に関しては連携することができませんでした。				フェア出展等でのPRは継続していきます。	国立公園係
	連携によるユネスコエコパークの活用	■民間企業も含めた様々な関係団体と、多様な分野で連携を図りながら、実際に誘客につながる新たな商品の開発を検討、支援します。	H28年度から友好都市である東京都足立区と連携して「環境学習ツアー」を実施し、ユネスコエコパークを活用した取り組みを志賀高原観光協会（ガイド組合）と進めてきました。	50%	c	継続	今後も足立区・志賀高原観光協会と連携してツアーの受入を行っていきます。	国立公園係
		■環境学習と農業体験の連携や、グリーンツーリズム関連との連携など、観光と農業の更なる連携強化を図ります。	町グリーンツーリズム協議会が解散し、後継となる観光局の受入態勢が整わないことから、グリーンツーリズム関連の連携はできませんでした。				グリーンツーリズム協議会が解散したため今後の活動の見込みは立っていません。	国立公園係
	■国内外ネットワークの活用と連携により、国際的モデル地域として認められた優位性を活かした取り組みを検討します。	JBRN（日本ユネスコエコパークネットワーク）に所属し、全国の他のユネスコエコパークと取り組みに関する情報交換を積極的に行うことができました。				今後もネットワークに所属し、他のユネスコエコパークとの連携を図ります。	国立公園係	
(2) 国際的な観光地づくり	外国人観光客の受入体制整備	■施設や看板などに多言語やピクトグラムを併記し、誰もがわかりやすい案内標識の整備を進めます。	観光局では、多言語翻訳機能付きディスプレイや混雑状況を可視化するためのライブカメラ、デジタルサイネージ等を設置し、わかりやすい案内表示の整備を行いました。	70%	b	継続	観光局と連携し、誰もが分かりやすい案内表示の整備を進めます。	経済振興係
		■外国人観光客のニーズに対応した商品開発を支援します。	R4年にインバウンドセールスコール補助金を設け、観光事業者が海外旅行者との商談会へ参加する際の支援を行いました。				海外での商談やイベント参加のため、インバウンドセールスコール支援事業補助金の周知を図ります。	経済振興係
		■国際交流員（CIR）を活用し、外国人観光客受け入れ研修会や外国語教室を開催するなど、外国人観光客を温かく迎えるための人材育成を図ります。	国際交流員を観光局へ配置し山ノ内インフォメーションセンターでの観光案内を行いました。				観光客の多様なニーズに対応できるよう体制整備に努めます。	経済振興係
		■無料 Wi-Fiを含めた通信環境の整備促進やキャッシュレス決済導入を検討します。	外国人観光客が多く利用する湯田中駅から地獄谷野猿公苑までの散策ルートなど町内のWi-Fi環境の維持管理、R3年にはキャッシュレス決済導入補助金制度を設け、事業者へ決済機器導入支援を行いました。				補助金活用を周知し受け入れ体制の整備を図ります。	経済振興係
	海外に対するプロモーション活動	■ユネスコエコパークや国立公園の認知度を活用した情報発信の強化を図ります。	トップセールスやPR活動において、ユネスコエコパークに登録された豊かな自然や温泉、農産物等の地域資源を活用したプロモーションを行いました。	70%	b	継続	ユネスコエコパークの特色を活かしたプロモーション活動を進めるための支援を行います。	経済振興係
		■地域の食と風土、伝統文化等の魅力を一連にした取り組みを推進します。	観光局により、地元関係者と連携し須賀川そば打ち体験やその歴史を体験する商品開発を行いました。				地域の魅力発信につながる体験商品の開発を進めるための支援を行います。	経済振興係
		■海外観光展への出展、海外旅行会社等への訪問や商談会への参加を図ります。	長野県や長野県観光機構が主催する商談会へ参加し海外プロモーションの強化を図りました。				長野県や長野県観光機構、関係団体と連携し、海外商談会への参加や出展によるPRの強化を図るための支援を行います。	経済振興係
		■海外マスコミ、旅行会社の招請によるマスメディアへの露出を強化します。	R5年にファムトリップ支援事業補助金を設け町内へのインバウンド誘客促進を図りました。				インバウンド誘客促進のため、ファムトリップ支援事業補助金の周知を図ります。	経済振興係
	■観光宣伝用パンフレットやホームページ・プロモーションビデオなどを多言語で情報発信します。	外国語表記や観光大使によるプロモーションなど多言語での情報発信を推進しました。				観光宣伝、誘客プロモーションに対する支援を図ります。	経済振興係	

第1章 ひとつが、魅力あふれる産業と交流の郷土（産業・交流・移住定住）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係	
(3) 魅力的な観光地づくり	観光地の魅力向上	■観光客のニーズに対応した参加体験型・長期滞在型観光の推進を図ります。	地域の魅力を発信し再来訪の契機とするため、志賀高原ヒルクライムやONSEN・ガストロノミーウォーキングなどのイベントを開催しました。	80%	a	継 続	観光客のニーズに対応した商品開発に対して支援を図ります。	経済振興係
		■観光関連企業の誘致等、空き店舗の再生を含めた町の賑わい創出を推進します。	空き家等再生事業補助金により、空き店舗や空き家を活用した起業支援を行いました。				起業支援を継続し町の賑わい創出につなげます。	経済振興係
		■ユネスコエコパークであることの優位性を活用した旅行商品の造成を支援します。	H28年度から友好都市である東京都足立区と連携して「環境学習ツアー」を実施し、ユネスコエコパークを活用した取り組みを志賀高原観光協会（ガイド組合）と進めてきました。（国立公園係）				ユネスコエコパークの特色を活かした商品造成、プロモーション活動を進めるための支援を行います。	経済振興係
		■地域住民や関係団体、行政が一体となった魅力向上に向けての取り組みを進めます。	観光局では、地元関係者と協力し地域の食や伝統文化を体験する商品として、須賀川そば打ち体験やその歴史を体験する商品開発を行いました。				行政と観光局との役割の明確化を図りながら連携し、魅力向上に向けた取り組みを推進します。	経済振興係
		■地域関係団体と連携し、国立公園内における廃屋対策などを進めるなか、魅力的な景観形成を推進します。	国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業で策定した利用拠点計画により、3施設の廃屋が撤去されました。				廃屋対策は国立公園内における大きな課題となっており、利用拠点整備改善計画を新たに策定し、滞在環境整備を進めていきます。	国立公園係
		■外国人観光客を含む来訪者が、心地良く利用しやすい公衆トイレの整備を進めます。	国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業費補助金を活用し、志賀高原山内の公衆トイレや総合会館98内のトイレの整備（洋式化）を実施しました。R7年度洋式化率100%予定。				清潔な環境を保つため清掃などを日々行い、外国人観光客を含む当地区を訪れる観光客に対して上質な滞在環境を図ります。	国立公園係
		■国立公園整備事業などを活用し、遊歩道や登山道などの改修、修繕を進め、安全に利用しやすい観光地づくりを推進します。また、地域が行う施設の維持管理に対する支援を図ります。	遊歩道整備については環境省や長野県、地元関係者で組織する志賀高原国立公園整備委員会の中で5年単位の中期計画を策定し、計画に基づき国庫の補助金を活用しながら利用頻度の高い遊歩道を中心に毎年修繕・改修整備を実施しました。				今後も志賀高原国立公園整備委員会で策定された中期計画のもと、順次修繕・改修を進めます。	国立公園係
	観光資源の発掘と活用	■地域の「ひと」や「食」を観光資源として捉え、地域と大都市圏を「つなぐ」観光誘客プロモーションやイベント造成を推進します。	つなぎびと事業や県外での農産物の直接販売などで町のPR活動を実施しました。	70%	b	継 続	観光宣伝、誘客プロモーションに対する支援を図ります。	経済振興係
		■雄大な自然、歴史ある街並みなどを地域の「暮らし」と結び付け、新しい視点による観光プロモーションを推進します。	ONSEN・ガストロノミーウォーキングイベントを開催し、「食」を中心に街並みや地域資源など地域の魅力発信につなげました。				観光宣伝、誘客プロモーションに対する支援を図ります。	経済振興係
		体験型交流の促進	■観光関連事業者と農業従事者を「つなぐ」ことで、各種農業体験の支援や観光事業者による農産物の活用の推進を図ります。				山ノ内町グリーン・ツーリズム協議会により農業と観光の連携強化を図ってきましたが、協議会解散により対応策の検討が必要となりました。	60%
■地形、気候、自然を活かした各種ツーリズムの推進を図ります。	雄大な自然を体感できる雪の回廊ウォーキングや志賀高原の地形を活用した志賀高原ヒルクライムなどのイベントを開催しました。		豊かな自然を活かした事業や商品開発を支援します。	経済振興係				
合宿の誘致促進	■地理的特徴を活かしたイベント開催、情報発信により、合宿等の旅行商品造成を進めます。	ユネスコエコパークの特色を活かし、R5年度に志賀高原ガイド組合と連携してイオン環境財団とのコラボイベントとして、保全活動や自然体験、また環境学習を組み合わせたエコツアーを企画して試験的に実施しました。	70%	b	継 続	ユネスコエコパークの自然や標高2,000mを超える地形などを活用した環境学習・スポーツ合宿等の取組を支援します。	経済振興係	
	■「新しい生活様式」に対応した宿泊施設の基盤整備を支援し、合宿等の誘致を進めます。	宿泊施設の基盤整備のひとつとして、混雑緩和及び利便性の向上を図ることを目的としてキャッシュレス決済導入補助金制度を設け支援を行いました。				キャッシュレス決済導入補助金の周知を図ります。	経済振興係	
広域的な観光連携の強化	■信越9市町村広域連携会議、草津町・山ノ内町広域宣伝協議会、スノーリゾート受入観光地協議会等との連携強化により、町と周辺観光地を「つなぐ」広域観光エリアとしての魅力発信を推進します。	信越9市町村広域連携会議ではサイクルツーリズムの推進、草津町・山ノ内町広域宣伝会議では国道最高地点や志賀草津高原ルートのPR、スノーリゾート受入観光地協議会では大阪駅イベント開催など広域連携によるプロモーションを行いました。	80%	a	継 続	旅行形態の多様化への対応のため、既存関係団体との連携強化に努めます。	経済振興係	
		(4) おもてなしの観光地づくり				おもてなしの心を育む人づくり	■ユニバーサルツーリズムの推進を図り、地域のリーダーとなる「ひと」づくりを推進します。	ユニバーサルコンシェルジュの育成に向けた活動を実施し、R6年度は町内小学校のスキー教室で児童の支援を行いました。
(5) 誘客プロモーション活動の積極的展開	プロモーション活動の強化		■名誉町民、観光大使、スポーツ・文化大使などの「ひと」に焦点をあてた情報発信を推進します。	観光大使によるプロモーション活動を行いました。	90%	a	継 続	観光局が行うプロモーション活動へ支援を行います。
		■インターネット等を活用した幅広い世代への情報発信を行います。	ホームページ、インスタグラム、Xを充実させフォロワー数の増加につなげました。	引き続き、幅広い世代への情報発信に努めます。				経済振興係

第1章 ひとつがたぐ、魅力あふれる産業と交流の郷土（産業・交流・移住定住）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係	
第2節 ひとつがたぐる産業の郷土づくり								
1. 農業								
総合評価 B								
(1) 農産物の高付加価値化	地域特性を活かしたブランド化の促進	■トップセールスなどの取り組みによりブランド化の促進、市場との関係性の確保及び販路拡大を図り、地産外消を推進します。	これまで継続してきたJAとの連携による首都圏・関西中京圏へのトップセールスについて、コロナ禍の影響で事業を自粛せざるを得ませんでした。	80%	a	継続	JAとの連携によるトップセールスを継続し、市場との関係性の確保とともに更なる販路開拓を図っていきます。	農業振興係
		■消費者ニーズに対応した市場性の高い優良品種・品目の導入を支援し、安定的な生産量を確保します。	町とJAとの共同によるブランド農業生産振興対策事業の実施により、市場評価の高い優良品種の苗木導入等への補助を行いました。				事業の導入を継続するとともに事業の効果の検証を実施し、ニーズにあった取り組みを実施していきます。	農業振興係
		■「志賀高原ユネスコエコパーク」の活用によりブランド力をもったストーリー性のあるPRを実施します。	JAの出荷箱や町農産物PRポスター等へユネスコエコパークのロゴマークを新たに表示し、「だから旨い！清流育ち。」のキャッチフレーズと兼ね合わせてブランド力をPRし、他産地との差別化を図りました。				志賀高原ユネスコエコパーク等を活用し、ブランド力を持ったストーリー性のあるPRを実施していきます。	農業振興係
		■友好交流都市及び大量消費地での直接販売によるPRを実施し、ブランド力向上を図ります。	認定農業者連絡協議会やJAとの連携により、友好交流都市や大量消費地（関東・中京・北陸など）での農産物販売を実施しながら消費者のニーズや町の農産物の生の声の把握に努め、ブランド力の定着とイメージ向上を図りました。				今までの事業の継続するとともに、JAや認定協との更なる連携により、ユネスコエコパーク等を活用した幅広く有効なPRを実施していきます。消費者のニーズにそった農産物のブランド力向上と新規開拓を進めます。	農業振興係
	農業と観光の連携	■農林業体験によるグリーンツーリズムやインターネットを使ったPR展開など、観光との連携により、地域の食を活用した町の産業振興につながる取り組みを進めます。	県外小中学校の農業体験の受け入れなどグリーンツーリズム協議会の解散（R5年末）に伴い、まちづくり観光局へ事業移行となりました。	70%	b	継続	ユネスコエコパーク等を積極的に活用し、観光局との連携を図りつつ取り組みを実施していきます。	農業振興係
		■ユネスコエコパークと関連性をもたせ、ESD学習と農業体験の連携を推進します。	山ノ内町農業再生協議会による町内小中学校が行うESD学習への提案や支援を行い、農業体験学習の定着が図られました。				ユネスコエコパーク等を積極的に活用し、さらなる連携を図ります。	農業振興係
	環境にやさしい安全・安心な農業の推進	■土づくりの技術向上、化学肥料や化学合成農薬の低減など、安全で安心な農産物の推進を図ります。	山ノ内町研究会が進める水稲の特別栽培米や、グリーンな栽培体系の取り組みにより、メタンガスの排出削減や密植による育苗コストの削減・田植え作業の省力化を図ることができました。	70%	b	継続	研究会の会員規模を拡大することで特別栽培米やみどりの食料システムの普及拡大を図ります。	農業振興係
		■ユネスコエコパークの理念に基づく持続可能な農業の展開に向けて、環境にやさしい農業を推進します。	持続可能な農業の展開に向け、環境にやさしい農産物認証制度やエコファーマーに変わるみどりの食料システムについて、各種会議等で説明し、JAや農業農村支援センターとともに積極的な取り組みを推進しました。				環境にやさしい農産物認証制度やみどりの食料システムの活用を積極的に図り、安全・安心な農産物生産を今後も推進していきます。	農業振興係
	地産地消・地産旅消・食育の推進	■地元農産物の地産地消の意識高揚のため、健康志向などの消費者ニーズに対応したPRを図り、消費拡大を図ります。	地元農産物の地産地消の意識高揚を図るため、観光と農業の連携によるSAVOR JAPAN制度の活用に着手しました。	60%	b	継続	SAVOR JAPANブランドを町内に浸透させ、観光と農業の連携による取り組みにより、地産地消・地産旅消の更なる強化を行います。	農業振興係
		■学校給食や農業体験学習等を通じて地消及び食育の推進を図ります。	ブランド米である雪白舞について、R1年4月から町内4保育園で、また、R1年12月から学校給食の地域食材の日で提供することとなり地産地消を推進しました。				米栽培の体験学習を通じて、生育に恵まれた環境、高品質など食育の強化を図ります。	農業振興係
		■地元農産物を観光客に消費してもらうための取り組みにより、地産旅消を推進します。	町認定協議会の事業により地元の農産物の販売として物産展への出展を継続して実施しました。				町内農産物を観光客に販売する「物産展」の開催について研究します。	農業振興係
	6次産業の推進	■農産物の生産・加工・販売の一体化に向けた取り組みを支援するとともに、農業と第2次産業・第3次産業との融合を通じて新たな産業の創出を図ります。	急速冷凍機の導入により須賀川そばの長期冷凍保存が可能となり、道の駅の食堂メニューへの定着を図ることで、6次産業化の推進に繋げることができた。	70%	b	継続	急速冷凍機を活用した須賀川そばの更なる販路拡大を進めるとともに、6次産業化に意欲的に取り組む生産者への支援を継続します。	農業振興係
(2) 経営体制の充実	多様な担い手の育成・確保	■町農業再生協議会と連携し、里親制度や認定農業者制度の活用及び集落営農組織の育成支援などにより、担い手の中核となる農業経営体の育成に取り組めます。	町農業再生協議会と各地区農業振興会議において、地域の中心となる経営体の掘り起こしを行いました。沓野区地区において法人化した「エコファームくつ」により、経営体の育成を進めることができました。	70%	b	継続	地域計画（旧人・農地プラン）の策定に伴い、実質化による農地情報の見える化を図るため、農地利用意向調査や将来アンケートの実施及び情報集約を更に進め、取組を強化したい。	農業振興係
		■県や関係機関等と連携し、U1Jターン就農者を誘致するための担い手支援策の充実により、次世代に「つながる」新規就農者の確保を図ります。	新規就農希望者については、県農業農村支援センターやJA及び各地区農業振興会議等と連携し、受け入れ体制の強化と支援を図りました。				引き続き、県農業農村支援センターやJA、各地区農業振興会議等と連携するとともに、移住国際交流係とも連携を、新規就農者の確保を図っていきます。	農業振興係
	農業経営基盤の強化	■経営基盤の強化を図るため、農業制度資金利子補給、農業用機械・施設整備や環境整備に必要な経済的支援とともに、自然災害等に備えた共済制度活用の推進を図ります。	優良果樹産地として、産地パワーアップ事業等を活用し、ぶどう棚設置等の生産基盤を整備しました。また、農業制度資金利子補給や農業用機械導入支援事業・スマート農業機器導入事業等の町単独事業により経営基盤の強化を図りました。災害時の利子補給について拡充を行いました。	60%	b	見直し	国や県の補助制度を積極的に活用するとともに、生産者への充実した支援策を運用・検討していきます。また、より取り組みやすい制度となるよう国や県へ要望を行っています。ぶどう棚の支援を進めてきたが目標値に達しない見込みのため、産地パワーアップ事業は縮小していきます。	農業振興係
	集落営農の組織化	■県や関係機関等との連携により、地域を担う集落営農組織を育成し、積極的な活動に対し支援します。	沓野区地区においては集落営農組織だった「エコファームくつ」が法人化したことで、経営体の育成を図ることができました。中山間支払制度の活用を推進しました。	60%	b	継続	地域計画（旧人・農地プラン）の策定に伴い、実質化による農地情報の見える化を図るため、農地利用意向調査や将来アンケートの実施及び情報集約を更に進めていきます。	農業振興係
生産体制の強化	■観光や他産業との連携や援農ボランティア活動など、農繁期の労力不足に対応した雇用等の促進により、地域をつなぐ営農体制づくりを進めます。	援農ボランティアは実施しませんが、繁忙期における短期間従事者の活用を図るため、りんごとぶどう作業にかかる県、JAとの農作業入門講座を年数回の規模で開催しました。町の単発お仕事探し、町マッチボックス活用のPRを実施しました。	70%	b	継続	農作業入門講座受講者の評判がよいため、実施アンケートなどから改善しながら強化に努めます。	農業振興係	
	■北信農業農村支援センター、JA等の関係機関と連携し、農業者が主体性をもって農業経営に取り組むことのできる支援策を推進します。	JAとの懇談会を年2回開催し課題や取り組みについて協議の場を設け、産地定着と販路の安定を図りました。生産者の士気高揚を図り、品質向上や栽培技術の向上に資するため、シャインマスカットとサンふじの品評会を毎年開催しました。北信農業農村支援センターとの連携により、新規就農者への支援やアドバイスを実施し経営安定へのサポートを行いました。				JAや農業農村支援センターとの連携を今後も継続的に、販売流通体制の強化を図っていきます。	農業振興係	
(3) 生産基盤整備の推進	農業生産基盤の整備・保全	■農業振興地域整備計画を見直し、効率的かつ持続的な優良農地の確保を図るとともに、耕作放棄地対策を推進します。	地域計画（旧人・農地プラン）の実質化を推進し、各地区農業振興会議や農業委員会等が中心となって農地の流動化を図りました。沓野地区島崎地籍のための島崎地籍ほ場整備準備委員会を立ち上げることができました。	50%	c	継続	農業振興地域の見直しを図るため、沓野地区農業振興会議や県、町担当課等との連携を通じて、沓野島崎地籍の農地利用を推進していきます。	農業振興係
		■施設整備やICT活用等による省力化や効率化を推進し、生産性向上を図ります。	水稲、畑地の省力化を図るためスマート農業推進事業補助を実施しました。				スマート農業推進事業で対象となる機器を拡充していきたい。	農業振興係
		■関係機関と連携のもと、農地や農道、用排水路施設の適正な維持・整備を図ります。	地元要望などを基に水路や農道の補修や改良を行っていますが、整備箇所が多いため緊急性等を考慮し整備を行っています。				今後も地元要望などを基に、水路や農道の補修や改良を行っていきます。	耕地林務係
	農地の有効活用	■人・農地プランの実質化を図るため、農地利用意向調査等により農地情報を集約・一元化し、農地情報を活用した円滑な流動化の促進に努めます。	農地情報管理システムの活用により円滑な情報集約を図り、農業委員会等と連携し遊休農地農地の減少に努めました。また、各地区の農業振興会議において農地利用意向調査や将来アンケート等を実施し、農地集積や流動化を図るとともに、集落営農組織による作業受託を推進しました。	70%	b	継続	地域計画（旧人・農地プラン）の実質化による農地情報の見える化を図るため、農地利用意向調査や将来アンケートの実施及び情報集約を更に進めていきます。	農業振興係
■農地中間管理権や利用権の設定等により、規模拡大を目指す担い手等への農地集積や農作業受託を推進するとともに、荒廃農地再生に対し支援するなど、農地の保全と有効活用を促進します。		農地情報管理システムの活用により円滑な情報集約を図り、農業委員会等と連携し遊休農地農地の減少に努めました。また、各地区の農業振興会議において農地利用意向調査や将来アンケート等を実施し、農地集積や流動化を図るとともに、集落営農組織による作業受託を推進しました。	地域計画（旧人・農地プラン）の実質化による農地情報の見える化を図るため、農地利用意向調査や将来アンケートの実施及び情報集約を更に進めていきます。				農業振興係	
畜産環境の改善	■施設整備等による畜産環境の改善と適正な管理に努めます。	北信食肉処理施設の下水道処理施設修繕や松本食肉処理施設の更新に伴いオール長野の一員として協力に努めました。	70%	b	拡充	長野県園芸畜産課及びJAながの等の動向に注視し協力していきます。新たな予算計上必須。	農業振興係	
	■伝染病の発生予防やまん延防止に努め、畜産物の安全性を確保します。	県農業農村支援センターの指導により防止対策や現地確認を実施しました。				引き続き安全性の確保に取り組んでいます。	農業振興係	

第1章 ひとつが、魅力あふれる産業と交流の郷土（産業・交流・移住定住）

具体的な施策		主な取り組み		前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価		進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針		担当係
2. 林業											
総合評価 B											
(1) 森林の整備・保全	森林の健全な育成	■林業活動、森林整備に対する経済支援を推進します。	森林の健全な育成のため、北信州森林組合が行う事業に対し森林環境贈与税を活用して支援を行っています。	80%	a	継続	引き続き、健全な森林管理を行うために支援をしていきます。	耕地林務係			
		■森林資源の健全な育成のため、病害虫の防除を図ります。	被害状況等を確認したうえで、必要に応じ森林環境贈与税を活用し防除を実施しています。						耕地林務係		
		■森林経営管理制度を見据えた森林施策を検討します。	森林の健全な育成のため、北信州森林組合に事業委託をし、経営計画の策定や境界明確化事業を森林環境贈与税を活用し行っています。						耕地林務係		
	林道の適正な維持管理	■森林の適正な維持管理が行えるよう、計画的な林道整備や維持管理に努めます。	雪解けや豪雨に林道の見回りを行い、必要に応じ修繕等を行っていますが、林道延長も長く、大規模な修繕が多いため手入れが間に合っていない。	30%	d	継続	林道の荒廃に対して補修が追いついていません。財源を確保しながら、林道整備を行っていきます。	耕地林務係			
■林道の橋梁等について、定期的な点検、修繕を計画的に実施します。	優先順位をつけ、計画的に点検調査及び補修を行っています。	引き続き優先順位を基に計画し、調査・補修を行っていきます。	耕地林務係								
(2) 森林資源の活用	森林資源の利用促進	■間伐材などの有効活用と林業活動振興のための基盤整備を積極的に推進します。	木育事業とし、施設等への木質材の導入を行っているが、実施できる施設がないため、事業が停滞しています。	40%	c	見直し	木材としての利用には限界があることから、加工品としての活用を視野に入れ事業を行っていく必要がある。	耕地林務係			
	森林空間の活用	■ユネスコエコパークの理念に合ったABMORI プロジェクトなどの森林再生活動を通じての環境学習プログラムの実践。豊かな森林から得られる癒しを活用した森林セラピーイベントなど、森林空間の活用を推進します。	小学生が播種したどんぐりを育てた苗木等を使用し、ABMORI植樹イベントにより廃スキー場の森林再生を行っています。植えるだけでなく、高校生によるモニタリング等の見守りや管理を行うことで再生支援を行っており、ESD学習等にも役立っています。	60%	b	継続	植樹事業は2024をもって終了。今後は「育樹」をメインとして、ABMORIの5つのコンセプトに沿って活動するとともに、ESD教育などの場として活用していきます。	耕地林務係			
(3) 有害鳥獣対策	捕獲対策の推進	■ICT技術を積極的に活用し、より効果的な対策を推進します。	罠管理の簡素化を目的とした捕獲センサー及び猿害対策としてサル群れの位置把握のためのGPS首輪を導入し、罠管理の簡素化及び猿害対策としての捕獲の効率化を図っています。	60%	b	拡充	デジタル化を図り管理の簡素化を図るため更に機器の導入及び利用をし、罠設置者の負担を減らしていきます。	耕地林務係			
		■適切な檻・罠の設置に努めるとともに電気柵への補助等を拡充し、地域が一体となった対策を支援します。	出没情報を基に檻や罠を設置するとともに、集団電気柵の設置や管理、個人の電気柵の設置に補助金を交付しています。また、個人の電気柵設置補助金については、電気柵だけではなく、防護柵等も対象とし、被害内容も農作物だけではなく、住宅敷地内への侵入防止等も対象にする等、多くの人に利用できるように拡充しています。				個人の電気柵の設置に対する補助金制度の拡充や地域における電気柵の設置を推進することで、人の生活圏への侵入を減らし、鳥獣害を減らします。	耕地林務係			
	情報提供の強化	■有害鳥獣被害や目撃情報を町民等へ迅速・正確に発信し、人的被害の防止と安全対策に努めます。	連絡のあった出没状況を把握し、消防署等を経由しLINEやメール等で情報発信を行っています。	60%	b	継続	目撃情報を広く収集し状況に応じメールやLINE等で周知するとともに、パトロール等を行います。	耕地林務係			
		■観光客に対して、被害防止を目的とした環境保護の観点からの啓発活動を推進します。	湯田中駅や道の駅等に獣害被害防止の掲示を行っています。				各関係機関に情報を提供するとともに、看板やデジタルコンテンツにより注意喚起を行います。	耕地林務係			
3. 商工業											
総合評価 A											
(1) 持続可能な経営基盤の強化	商工業等振興の推進	■商工会との連携により、経営発達支援計画の推進による商工団体活動の支援に努めます。	事業者の相談窓口である商工会への運営支援を行いました。	80%	a	継続	商工業者の重要な相談窓口である商工会への運営にかかる補助を継続します。	経済振興係			
		■商工会との連携のもと、事業継続力強化支援計画の策定に向けての検討を行います。	事業継続力強化支援計画の策定に向けて原案の確認作業及び調整を進めます。				商工業者の重要な相談窓口である商工会への運営にかかる補助を継続します。	経済振興係			
		■観光客等のまち歩き提案などを行い、滞在時間と消費額の増加を図ります。	町の賑わい創出のため、空き家等再生事業補助金の周知を図り起業支援を行いました。				商工業者の重要な相談窓口である商工会への運営にかかる補助を継続するとともに、起業に係る補助金の周知を図ります。	経済振興係			
		■商工会との連携による情報発信機能を強化し、国等の支援制度の周知に努めます。	融資制度や起業案件等について商工会と情報共有しながら周知に努めました。				商工会や金融機関と連携し情報共有しながら町内事業者支援を行います。	経済振興係			
(2) 賑わい創出のための小売業の振興	特色を活かした地域づくりの促進	■商工会等と連携し、地域活性化に向けたイベント事業を支援します。	運営支援を行っている商工会事業として、夏まつりやまのうちどんどんへの協力、スポーツ合宿誘致推進事業が実施されました。	70%	b	継続	町の賑わい創出のため、商工会への運営に係る補助を継続します。	経済振興係			
		■空き店舗等を活用した新規創業を支援し、地域の活性化に取り組みます。	空き家等再生事業補助金により、空き店舗や空き家を活用した起業を支援し、町の賑わい創出に努めました。				町の賑わい創出のため、空き店舗や空き家活用のための補助を継続して進めます。	経済振興係			
(3) 生業となる伝統産業の振興	地場産品の販路拡大	■「ひと」や「地域」に焦点をあてた地場産品のPR強化を進め、販路の開拓を支援します。	観光局において、地元関係者と協力し地域の食や伝統文化を体験する商品として、須賀川そば打ち体験やその歴史を体験する商品開発を行いました。伝統工芸品であるろくろ細工は外国人観光客に人気が高いです。	60%	b	継続	国内外に向けて伝統的地場産品を紹介する機会を設けます。	経済振興係			
	地場産品の継承	■生業としての地場産品の後継者育成支援に努めます。	伝統工芸品である須賀川の竹細工について振興会へ補助を行いました。	70%	b	継続	伝統的地場産品の技術の向上及び後継者育成支援に努めます。また様々な業種で担い手不足や後継者問題が聞かれることから実態調査を進めます。	経済振興係			
4. 雇用・就労対策											
総合評価 B											
(1) 就業環境の充実	就業支援体制の充実	■地域の雇用を促進するため、飯山公共職業安定所やきたしなの職業安定協会等の関係機関と連携を図り、雇用相談体制の充実、情報の提供に努めます。	飯山公共職業安定所やきたしなの職業安定協会等との連携により、雇用相談体制の充実、情報提供に努めました。	70%	b	継続	雇用相談体制の充実、情報提供に加え、公式求人求職マッチングシステムの利用促進を図ります。	経済振興係			
		■多様な職業訓練の場として、地域職業訓練センターの運営を支援します。	多様な職業訓練の場を創出するため中高職業訓練センターへ運営補助を行いました。				持続可能な職業訓練の場を創出するため、中高職業訓練センターへの運営支援を行います。	経済振興係			
		■地域職業訓練センターと連携し、地域特性に応じた必要性の高いカリキュラムの構築を推進します。	観光地という地域特性に必要なカリキュラムの検討を行いました。				観光地という特殊な地域に必要性の高いカリキュラムの創出について提案していきます。	経済振興係			
		■天候や災害、未知の感染症等により雇用調整が必要となる可能性の高い観光と農業従事者について、相互に連携することにより安定した雇用に結び付ける支援体制の構築を検討します。	町内事業者と求職者をつなぐ公式求人求職マッチングシステムを構築し、人材不足となっている業務を補う取組を始めました。				人材不足の解消につなげるため、公式求人求職マッチングシステムの利用促進を図ります。	経済振興係			
	多様な起業支援の強化	■地域おこし協力隊員や地域力創造アドバイザーなど地域力創造事業の活用により「ひと」が繋がる様々な支援制度によるサポートを進めます。	地域おこし協力隊員や地域活性化起業人による、地域課題や雇用対策に向けた調査等を実施しました。	60%	b	継続	地域おこし協力隊や地域活性化起業人による様々な支援を行います。	経済振興係			
		■「新しい生活様式」の普及に伴いテレワークオフィス開設の支援を行います。	雇用の創出や移住の促進を図るため、テレワークオフィス開設支援事業補助金制度を設け事業者支援を行いました。				テレワークオフィス開設支援事業補助金の周知を図り事業者支援を継続します。	経済振興係			
		■リゾートテレワークを推進し、関係人口の構築と交流人口の増加を図ります。	多様な働き方・暮らし方を実現するワーケーションの普及や新たなビジネスや雇用の創出を図るため、テレワークオフィス開設支援事業補助金制度を設け事業者支援を行いました。				テレワークオフィス開設支援事業補助金の周知を図り事業者支援を継続します。	経済振興係			
		■新たに起業にチャレンジする取組に対する支援を行います。	町内の産業振興、定住促進を図るため起業チャレンジ支援事業補助金制度を設け、町内での起業を支援しました。				起業チャレンジ支援事業補助金の周知を図り事業者支援を行います。	経済振興係			
(2) 勤労者福祉の充実	勤労者福祉の充実	■町勤労者互助会の運営を充実させ、勤労者の福祉向上を図ります。	インフルエンザ対策の助成など福利厚生面の充実を図りました。	60%	b	継続	勤労者互助会運営を充実させ、会員の増加及び勤労者の福祉向上を図ります。	経済振興係			
		■関係機関と連携し、勤労者の多様な働き方の実現に取り組む事業者を支援します。	商工会や金融機関と連携し、起業やテレワークなど多様な働き方に取り組む事業者について相談支援を行いました。				商工会や金融機関と連携し相談体制の充実を図ります。	経済振興係			

第1章 ひとつが、魅力あふれる産業と交流の郷土（産業・交流・移住定住）

具体的な施策		主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係
第3節 ひとつをつなげる交流の郷土づくり								
1. 都市・国際交流			総合評価 A					
(1) 都市交流の促進	友好都市との交流の促進	■友好都市との互いのイベントへの参加による住民間交流を進めます。	新型コロナの影響でR3～4は各種交流事業が中断していたが、R5以降は交流が復活しました。友好交流協会が足立区、玉村町、柏崎市への花火ツアーを実施したほか、R6には夏祭り山ノ内どんどんに友好都市コーナーを設けPRを行いました。	80%	a	継続	友好都市のイベントに出向くだけでなく、町のイベントに参加いただく取り組みも継続します。	移住国際交流係
		■町民との協働により、物産展等を通じて本町の魅力ある景色、食、文化のPRに努めます。	町内の農家さんと協力し、足立区、玉村町において農産物販売を実施しました。また、R6には美瑛市で特産物販売を行いました。				関係部署及び観光局と協力し、総合的なPRを行います。	移住国際交流係
		■友好交流協会に所属する個人や団体を通じて民間レベルでの交流促進を図ります。	R5には足立区との少年野球交流が復活しました。また、玉村町のコースグループとの交流も継続しています。 友好交流協会会員数（団体/個人）R3:13/136、R4:13/135、R5:11/126、R6:10/138				友好交流協会を中心に交流促進を継続します。	移住国際交流係
(2) 関係人口の獲得	ふるさと納税受入窓口の拡充	■より幅広く認知いただけるようサイトの取捨選択を含め窓口の拡充を図ります。	ポータルサイト数 R3:3、R4:5、R5:6、R6:11 R3からR6で約36.6%の寄附金額増としました。	80%	a	継続	一時的な寄附額増ではなく、安定的に確保できる金額の底上げを図ります。	移住国際交流係
	ふるさと納税返礼品の拡充	■「もの」から「こと」につながる体験メニューの充実を含め返礼品の見直しを図ります。	新規返礼品追加数 R3:3、R4:9、R5:32、R6:45 R5:現地決済型ふるさと納税「旅先納税」、楽天トラベルクーポン開始。R6:個選農家の追加、アソビユー（オンラインギフト券）追加。	80%	a	継続	町の魅力をアピールできる返礼品の創出に取り組みます。	移住国際交流係
(3) 多様な国際交流の促進	国際友好都市との交流	■ベイル町との学生間交流により、互いの文化に関する理解と交流を深めるための派遣事業を推進します。	新型コロナの影響で交流が中断しましたが、R5.10月に代表団9名でベイル町を訪問し、交流を継続することで合意しました。R6には東小学校とVail Mountain Schoolの交流と蟻川図書館とVail Public Libraryの交流が始まりました。	80%	a	見直し	ベイル町との住民（学生）の相互派遣については、先方の意向により実現までに時間を要するため、オンライン等による交流を推進します。	移住国際交流係
		■本町の国際化が進むよう、住民が国際友好都市での研修事業等により、異国文化や多文化共生について学ぶための環境づくりを推進します。	R7.1にフランス サン・ジェルヴェ・レ・パン市と友好交流協定を締結しました。 R6にはCIRとALTを活用し、学校間の交流を開始しました。				ベイル町・サン・ジェルヴェ・レ・パン市との学校交流を推進します。	移住国際交流係
	国際理解の推進	■地区行事や学習交流、友好都市の人々が来町された際の文化交流などを通じて、町民と外国人の双方に対する意識啓発や相互理解の促進を図ります。	町HPに国際交流のページを追加、庁舎内のベイル町コーナーを国際交流コーナーにリニューアルし、町民へのPRを行いました。 R6から国際交流員（CIR）を活用し、国際友好都市とのコミュニケーションを活発化しました。	80%	a	継続	文化交流の一環としてベイル町との年2回の図書館交流を継続します。	移住国際交流係
	相談体制、生活情報の充実	■国や県、関係機関等と連携を密にし、外国人に対する相談窓口の充実を図るとともに、紙媒体、HPでの多言語及びやさしい日本語による相談内容別標記の充実や生活情報の提供に努めます。	相談があった場合は、県多文化共生センターに連絡を取り合い対応しています。また、年1回ではありますが、県多文化共生センター及び町社協と協力し、R3、R5、R6に外国人のための無料相談会を実施しました。	70%	b	継続	ニーズを捉え、外国人から選ばれる施策を検討、実施します。	移住国際交流係
2. 移住定住			総合評価 A					
(1) 支援体制の充実	移住定住推進体制の充実	■地域おこし協力隊等の任用を継続するとともに、移住定住推進体制の強化を図ります。	隊員数 R3:8、R4:7、R5:6、R6:6 R6には、職員向けに地域おこし協力隊制度についての研修を実施しました。	80%	a	継続	職員及び住民の制度に対する理解を深め、活用分野の拡大と卒業後の定住率の向上を図ります。	移住国際交流係
		■移住定住に関する情報提供や相談体制を充実させるとともに、町の魅力を広く発信します。	R3.4に総務課移住交流推進係（移住交流推進室）を設置、R6.4に未来創造課移住国際交流推進室に移管。移住HP「暮らしやすまのうち」及びSNS、ジャーナルを活用し移住希望者向けの情報提供を行いました。移住相談件数 R3:43、R4:61、R5:61、R6:79				専門スタッフを中心とした相談体制を維持し、関係部署との連携も強化します。	移住国際交流係
		■大都市圏で開催される移住セミナーや相談会に参加し移住希望者の掘り起こしを進めます。	各種移住セミナーへの参加に加え、移住婚セミナー、就農相談会に同行し、移住希望者の相談に対応しました。 セミナー等参加者数 R3:28、R4:11、R5:27、R6:56				引き続き、首都圏の移住セミナー・相談会を活用し、移住希望者の意欲を喚起します。	移住国際交流係
	移住体験の推進	■移住体験住宅「須賀川んち」を活用し移住希望者の生活体験を進めます。	移住体験住宅の管理運営を継続。適正な運用につながるよう、運用方法を工夫し目的外利用をけん制します。	70%	b	継続	入居中のオーダーメイドツアーの利用を促し、実際の生活をイメージできるようなメニューを提供します。	移住国際交流係
■田舎暮らし体験ツアーや移住希望者が求めるメニューを組み立てて実施するオーダーメイドツアーなどの企画と運営により町の魅力体験の充実を図ります。	オーダーメイドツアーを実施したほか、田舎暮らし体験ツアーに替えてR6に季節ごとの暮らしの魅力テーマとした移住体験イベントを開催しました。	移住希望者のニーズに合わせたイベントを実施します。 イベント体験住宅→オーダーメイドツアーの流れを確立します。	移住国際交流係					
(2) 居住環境の確保	空き家バンク事業の推進	■情報の発信を強化し登録物件の掘り起こしと相談体制の充実を図ります。	県宅建業協会や町内不動産業者と連携するほか、R6.3から空き地の取扱いを開始しました。	70%	b	継続	県宅建業協会及び町内不動産業者との連携を継続し、空き家・空き地の掘り起こしに一層注力します。	移住国際交流係
		■移住者や若者の定住促進を図るため、マイホーム取得等補助による支援や家賃補助制度の継続を行うとともに、新たな支援策を検討します。	若者定住促進マイホーム取得等補助金 R3:16件、R4:19件、R5:8件、R6:12件 若者定住促進家賃補助金 R3:15件、R4:14件、R5:14件、R6:9件 移住促進家賃補助金 R3:14件、R4:17件、R5:12件、R6:11件	70%	b	見直し	家賃補助制度は継続し、若者の住宅取得に係る補助内容の見直しを行います。	移住国際交流係
	■空き家を活用した住宅の改修や購入などを支援し、移住定住しやすい環境を促進します。	空き家活用改修等事業補助金 R3:2件、R4:2件、R5:6件 空き家家財道具等処分補助金 R3:9件、R4:6件、R5:6件、R6:8件	空き家活用のための補助金は継続しながら、空き家利用促進のためのイベント等を推進します。				移住国際交流係	
	(3) シティプロモーションの推進	■ベルソナ設定による戦略的な移住推進を図り移住者の獲得を目指します。	移住希望者の傾向を分析し、ベルソナ設定の見直しを行いました。	70%	b	継続	適正なベルソナ設定と先進例を研究し移住施策に反映させます。	移住国際交流係
広報の充実	■町を誇りに思い愛着をもってもらえるような、ソーシャルメディア等も駆使しながら広報の充実を図ります。	地域おこし協力隊や、ユネスコエコパーク、町の新たな取り組みの紹介でSNSなどを活用しました。（SNSフォロワー数10,133名 目標：10,000名）101%	100%	a	継続	用途に合わせたSNSを活用し、フォロワーを増やし情報発信力を強化します。	地域創造係	

第6次山ノ内町総合計画 前期計画 施策検証シート

第2章 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土（保健・医療・福祉）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係	
第1節 希望の出会いと安心して子育てできる郷土づくり								
1. 出会い～子育て								
総合評価 A								
(1) 婚活支援活動の推進	婚活支援活動の推進	■結婚を望む男女に対する支援の充実を図ります。	80%	a	継続	引き続き経済的な支援を実施し、必要に応じて見直しを行います。	福祉係	
(2) 子どもと母親の健康づくりの推進	妊娠・出産・子育ての環境づくり	■不妊や不育症に対する支援を行い、不妊及び不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	年々不妊治療助成制度を利用する方が増え、妊娠出産に繋がり成果がでています。令和4年度から保険適用が開始され、それに伴い町の要綱も改正し、より充実した支援に努めました。	90%	a	継続	現在の取り組みを継続し、自己負担を最小限で不妊治療を行っていただけるように周知していきます。	健康づくり支援係
		■子育てに関する制度、情報の周知や広報に努めます。	子育てアプリの利用により、成長記録や予防接種スケジュール管理ができるようになりました。またタイムリーに子育てに関する地域の情報発信等ができるようになりました。				現在の取り組みを継続し、安心して出産、子育てができるよう、情報等を周知していきます。	健康づくり支援係
	母子保健の充実	■子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠から子育て期にわたる切れ目ない相談支援体制により、健やかな妊娠・出産の支援及び産後うつ等の予防や子育て支援に努めます。	母子コーディネーターを中心に、妊娠から子育て期まで一貫した相談支援を行い、安心して出産・子育てできる環境づくりが着実に進められていました。	80%	a	継続	こども家庭センターの役割として児童福祉機能と連携しながら妊娠から子育て期まで一貫した相談支援を行い、安心して出産・子育てできる環境づくりが着実に進めていきます。	健康づくり支援係
		■妊婦健診や産婦健診、乳幼児健診など各種健診の充実を図り、母体の健康管理及び乳幼児の健やかな成長を支援します。	妊婦健診から産婦・乳幼児健診まで切れ目なく実施され、母体の健康管理や乳幼児の発育支援が的確に行われました。				妊娠時からサポートし、乳幼児の発育支援まで適格に行います。	健康づくり支援係
		■産後ケアにより、産後の母子の心身の健康を保持するための専門的な支援の充実を図ります。	産後の心身の体調管理や育児不安等への支援を行い、妊娠から切れ目ない支援を行いました。				制度の周知に努め、安心して産後育児を行っていただけるようにします。	健康づくり支援係
		■各種教室等により乳幼児の好ましい食習慣や正しい生活リズムの確立の支援など、乳幼児からの生活習慣病予防を推進します。	乳幼児健診における集団及び個別の栄養指導や年齢別の離乳食教室の開催、保育園の保護者向け食育会等を行いました。				保護者の尿中塩分測定値を基に減塩指導に努めます。	健康づくり支援係
■感染症予防のため各種予防接種を実施します。	定期の予防接種及び子どもインフルエンザ予防接種の推進に努めました。広報等で感染症予防について周知し、感染症予防を図りました。	予防接種の未接種者には勧奨し、また任意予防接種の周知も行っていきます。	健康づくり支援係					
(3) 子育て支援の充実	相談・支援の充実	■子育て家庭の孤立感や育児不安、育児者の交流や情報交換を図るため、子育て支援センターの機能充実を図ります。	子育て支援の拠点として、保健師や保育士等による育児等の相談や親子で楽しめる各種イベントを行い、育児者同士の交流や情報交換を行いました。また、SNSを利用し情報発信を行いました。	80%	a	継続	引き続き子育て世帯の育児相談や情報交換、交流の場として運営します。今後もより快適に利用していただけるよう各種イベントの開催や施設整備を行います。またSNSを利用して積極的な情報発信を行います。	こども家庭支援係
		■家庭・児童相談に関する総合的な相談体制の充実を図ります。	家庭・児童相談に関する総合的な相談体制の充実のため、こども家庭センターの設置について、関係機関との調整を行いました。				こども家庭センターを中心として関係機関と連携を図りながら家庭や児童に関する総合的な相談に対応していきます。	こども家庭支援係
		■関係機関との連携を強化し、より適切な訪問指導や相談活動を進めます。	子育て支援センターや各保育園においても気軽に相談できるよう配慮するとともに、関係機関と連携しながら個々のケースについて適切な対応を行いました。				今後も各保育園や子育て支援センターとともに関係機関との連携を密にしながら適切な訪問・相談活動を行います。	こども家庭支援係
		■子育てアプリの活用により、妊娠から子育て期まで切れ目ない支援を実施します。	子育てアプリの利用により、成長記録や予防接種スケジュール管理ができるようになりました。またタイムリーに子育てに関する地域の情報発信等ができるようになりました。				子育てに関する情報の他、町の情報も併せて発信し、子育て世帯の意見も取り入れていきます。	健康づくり支援係
	子育て世帯への経済的支援	■出産時及び子育て期の経済的不安の軽減を図るため、出産・育児祝い金等の創設を検討します。	子育て支援の充実を図るため、令和3年度から出産祝い金を、令和4年度から育児支援金の支給を開始しました。	80%	a	継続	引き続き出産及び子育て期の経済的不安の軽減を図るため、出産祝い金及び育児支援金の支給を継続します。	こども家庭支援係
		■児童手当や児童扶養手当など給付金制度や貸付金制度の周知や、子ども医療費の負担軽減など、子育て世帯への支援に努めます。	関係部署との連携を図りながら、各制度について子育てアプリや町ホームページ等において周知を行いました。				今後も子育てアプリや町ホームページ等により子育て世代に必要な制度の周知を図ります。	こども家庭支援係
障がい児の育児相談・支援の充実	■障がい児の育児相談・支援の充実を図ります。	関係機関及び関係者が連携して個々のケースに対応してきました。また特別児童扶養手当制度についても福祉事務所とともに対応しました。	70%	b	継続	引き続き関係機関とともに相談・支援の充実を図ります。	こども家庭支援係	
	■集団保育が可能な障がい児の保育のため、受入環境の整備に努めます。	関係機関及び関係者と連携し、定期的に保育園を訪問し児童を観察することで、スムーズな就学の移行に向けて調整を図ることができました。				引き続き加配保育士を確保し、受入環境の整備に努めます。	こども家庭支援係	
(4) 保育サービスの充実	保育体制の充実	■通常保育の充実を図ります。	保護者のニーズに応えられる保育の質の向上に努めました。またかえで・よませ保育園において乳児の受け入れを行いました。あわせて幼少期から運動に親しんでもらうための「運動あそび」や、キレイな子どもを育てるための「セカンドステップ事業」を実施しました。	80%	a	継続	保育ニーズに応えられるよう保育の質の向上に引き続き努めます。また、今後も運動あそびやセカンドステップ事業を継続します。	保育・幼児教育係
		■延長保育、一時的保育、休日保育など特別保育の充実を図るとともに、子育て家庭のニーズに対応するサービスの研究に努めます。	保護者の就労形態の多様化による様々なニーズに応えるため朝夕・土曜日の延長保育、休日保育、一時保育を実施しました。また、新たなサービスとしてこども誰でも通園制度の開始に向けて調査研究を行いました。				引き続きニーズを把握し、延長保育、休日保育、一時保育を実施します。また令和8年度からこども誰でも通園制度を開始します。	保育・幼児教育係
		■幼児教育、保育無償化の対象者は副食費についても公費で負担し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	幼児教育・保育無償化の対象者について、副食費を公費で負担し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図りました。				引き続き子育て家庭の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育無償化の対象者について、副食費を公費で負担します。	保育・幼児教育係
	保育施設の充実	■保育園の施設管理や老朽施設の改修など良好な保育環境の整備に努めます。	各保育園の施設修繕及び遊具点検を実施し、安心・安全な保育環境の整備・維持に努めました。	100%	a	継続	経年劣化による修繕や定期的な遊具点検を引き続き実施し、安心・安全な保育環境の整備・維持に努めます。	保育・幼児教育係
	小学校・子育て支援センターとの連携	■円滑な就学につながるよう、小学校との情報共有や相互理解など緊密な連携に努めます。	円滑な就学につながるよう保育園及び小学校の関係者間で情報を共有し、園児と児童の交流などを通じて緊密な連携を図るよう努めました。	70%	b	継続	引き続き関係機関との情報を共有し、連携を図りながら円滑な就学につながるよう努めます。	保育・幼児教育係
		■未就園児への園庭開放や、子育て支援センターとの連携に努めます。	未就園児に園庭を開放し、在園児との交流や保護者同士のコミュニケーションの場を設けました。また子育て支援センターにおいて対応した就園・育児等による相談について、関係機関とともに迅速かつ適切な連携及び情報共有を行いました。				在園児との交流や保育士・保護者間のコミュニケーションの場として引き続き園庭開放を行います。また子育て支援センターとの連携に努め、他の関係機関とも情報共有を行い、子育て世代を支援します。	保育・幼児教育係

第2章 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土（保健・医療・福祉）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係	
2. 児童福祉								
総合評価 A								
(1) 子どもの居場所づくり	子どもの居場所づくり	■放課後児童クラブの充実を図り、異年齢集団の中で仲間づくりや社会性を養い、子どもの自立を促進します。	児童が放課後の時間を過ごす場所として、東・南・西の各小学校とすがわふれあいセンターに放課後児童クラブを開設。人数が多いため、東と西は1・2年生と3～6年生の2クラス開設し、各クラブ2名以上の支援員を配置し、保護者のニーズに添えている。	80%	a	継続	子育て支援の充実、放課後におけるこどもたちの居場所づくり、異学年交流を促進するため、引き続き、放課後児童クラブの充実を図ります。また、学校統合により放課後における児童生徒の在り方も大きく変わることから、学校統合と合わせて放課後児童対策についても検討を進めます。	学校教育係 学校統合準備係
		■子どもたちが安全・安心して利用できる遊び場の確保に努めます。	子育て世帯の利用ニーズが高い親水施設において、施設を快適に利用できるような清掃や保守点検を毎年実施し適正な管理に努めました。また、遊具の点検を進め安全に利用ができるように整備しました。みろく児童公園や本郷児童公園など、児童が利用できる公園の整備、遊具の点検等を行い、安全に利用できるように整備しました。				計画管理係 学校教育係	
	子どもの安全対策	■子どもの安全を守る地域活動などを支援します。	地域全体で子どもの安全を守るため、関係機関等の活動を支援しました。	70%	b	継続	引き続き地域全体で子どもの安全・安心を守るため、家庭や学校、PTAなどの関係機関の活動を支援します。	保育・幼児教育係
		■保育園での親子交通安全教室の開催などを通じて、幼児期の交通安全意識の向上を図ります。	毎年度交通安全教室を開催し、幼児期からの交通安全意識の向上に努めました。				引き続き親子交通安全教室を開催し、幼児期からの交通安全意識の向上を図ります。	保育・幼児教育係
(2) 児童虐待防止等に関する支援体制づくり	要保護児童への支援	■関係機関と連携し家庭・児童に関する相談体制の充実を図ります。	地域や関係機関と連携を図り、家庭や児童に関する相談体制の充実を図りました。	70%	b	継続	児童相談所や家庭児童相談員を中心に、地域や関係機関と連携を密にし、家庭や児童に関する相談体制を維持します。	こども家庭支援係
		■児童虐待防止のための広報に努め、早期発見、見守り、再発防止のため、地域や関係機関・団体等との連携を強化します。	家庭や児童に関する相談体制について町ホームページや広報やまのうちに掲載しました。また地域や関係団体等と連携し、情報収集と虐待の未然防止を図る体制整備を行いました。				町ホームページや広報やまのうちににより児童虐待防止のための広報を行うとともに、地域や関係機関等と連携し、早期発見、見守り、再発防止を図ります。	こども家庭支援係
		■発生時には正確な情報収集に努め、迅速かつ適切に対応します。	事案が発生した際は、関係機関に迅速かつ正確な情報収集に努め、適切な対応を行いました。				引き続き迅速かつ正確な情報収集に努め、適切な対応を図ります。	こども家庭支援係

第2節 いきいきと元気に安心して暮らせる健康寿命の郷土づくり

1. 健康増進

総合評価 A								
(1) 健康づくりの推進	健康づくり事業の推進	■保健指導員による保健推進活動や関係団体と連携し、健康講座の開催等各地区の健康づくり活動を推進します。	指導員や区の協力のもと、各地区で健康教室を開催し健康意識の向上を図りました。	80%	a	継続	現在の取り組みを継続し、住民の健康ニーズに沿った健康づくりの活動を推進します。	健康づくり支援係
		■各種教室や広報等を通じて健康に対する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、健康ポイント事業の充実等により一人ひとりの健康づくりへの取り組みを支援します。	健康ポイント事業をきっかけに、各種健（検）診受診率向上や個人の健康づくりへの取り組みを支援しました。				健康ポイント事業の充実を図るとともに、健康づくりの情報にアクセスしやすいようICT等を活用して周知をしていきます。	健康づくり支援係
		■減塩の食環境整備やヘルシーな食事、伝統料理の伝承等、食生活改善推進協議会と連携して食育を推進します。	子どもへの郷土料理の伝承等食生活改善推進協議会や教育委員会と連携し実施しました。また、町内の小売店・飲食店の協力の下、減塩や1食の栄養バランスに配慮したスマートミールや減塩食品を、健康ポイント事業と運動して普及啓発を図りました。				現在の取り組みを継続し、減塩の食環境整備や郷土料理の伝承に取り組みます。	健康づくり支援係
(2) 生活習慣病等の予防及び重症化予防の推進	生活習慣病予防・重症化予防の推進	■生涯にわたり生活習慣病予防を推進するため、若い世代から後期高齢者まで特定健康診査及び健康診査の受診を促進します。	全ての年代が健診を受診しやすいよう、託児や送迎、みなし健診の拡大を図りました。	70%	b	継続	未受診理由に応じた受診勧奨や健診体制の整備に取り組みます。	健康づくり支援係
		■健診結果をもとに、保健師、栄養士によるハイリスクアプローチ及びポピュレーションアプローチの充実を図り、生活習慣病の発症予防、重症化予防を推進します。	生活習慣病の発症・重症化予防に重点を置いて、保健師・栄養士が保健指導を実施しました。成果として、国保1人あたりの年齢調整後医療費が減少しました。				現在の取り組みを継続するとともに、保健師・栄養士の保健指導の力量向上を図ります。	健康づくり支援係
		■がんの早期発見・早期治療を促進するため、各種がん検診の受診を促進します。	がん検診のポスター掲示や個別勧奨による受診率向上を図りました。R2年より胃内視鏡検診をスタートし、検診内容の充実を図りました。				現在の取り組みを継続するとともに、検診対象年齢の受診率が向上するよう、勧奨内容の充実を図ります。	健康づくり支援係
		■歯周疾患の予防のため、歯周疾患検診の受診を促進します。	町内医療機関で歯周病健診を行っていただけよう補助し、歯周病の予防及びわかりつけ歯科医を推進しました。				歯周病健診検診の周知及び勧奨を充実させ、受診率の向上を図ります。	健康づくり支援係
		■高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、後期高齢者への保健事業の取り組みを充実させ、生活習慣病の重症化予防及び認知症、フレイル等の予防を推進し、医療費及び介護費用の増加抑制を図ります。	後期高齢者の保健指導対象者を拡大し、生活習慣病の重症化予防及びフレイル予防の充実を図りました。				さらに事業の量を拡大するとともに、事業内容を充実させ、医療費及び介護費用の伸びの抑制を図ります。	健康づくり支援係
(3) こころの健康づくりの推進	こころの健康づくり体制の充実	■情報提供や予防接種の実施等により感染症予防を推進します。	子どもや高齢者の定期的予防接種及び子どものインフルエンザ予防接種の推進や広報等で感染症予防について周知し、感染症予防を図りました。	80%	a	継続	子どもも高齢者も予防接種をしやすい準備を行い、多くの対象者に接種していただけるよう取り組みます。	健康づくり支援係
		■講演会や広報等による普及啓発活動や相談体制の充実を図り、こころの病気に関する正しい知識と理解に努めます。	こころの健康づくり講演会の開催や成人式、学校、乳幼児健診では保護者へチラシを配布し、伝言板等でメンタルヘルスや相談機関の周知を行い、啓発活動を実施しました。	80%	a	継続	自殺対策計画に基づき、心の健康づくりを包括的に推進していきます。	健康づくり支援係
		■県や町、専門医による相談体制の充実やゲートキーパーの養成を図ります。	専門医による相談日を開催した他、県や広域の相談日の案内、また困りごとに応じた相談へ案内できるように関係機関と連携しました。				地域とのかかわりが多い人を対象に普及啓発を図り、地域の見守る人材の養成に努めます。	健康づくり支援係

2. 地域医療

総合評価 A								
(1) 安心して受診できる環境づくり	地域医療体制の充実	■医師確保のための補助支援を実施し、地域医療体制の確保に努めます。	須賀川地区における医療の確保のため、町内開業医の協力のもと旧北部診療所において週1回の診療を実施しました。	90%	a	継続	すがわ診療所の医療体制の充実及び安心して医療にかかれる環境づくりに努めます。	健康づくり支援係
	救急医療体制の充実	■休日緊急診療所への支援など関係団体と連携し、休日における第1次救急医療体制の確保を図ります。	中高休日診療所運営や病院群輪番制病院運営支援を関係団体と連携し、休日夜間の救急医療の確保に努めました。	90%	a	継続	関係団体と協議し、休日初期救急の継続的な環境整備を進めます。	健康づくり支援係
		■病院群輪番制病院の運営に対して支援を行い、休日及び夜間における第2次救急医療体制の確保を図ります。	中高休日診療所運営や病院群輪番制病院運営支援を関係団体と連携し、休日夜間の救急医療の確保に努めました。				輪番制病院の安定運営を支え、第2次救急体制の維持に努めます。	健康づくり支援係
		広域医療体制の充実	■北信総合病院など他の医療機関と連携し、広域医療体制の確保に努めます。	北信総合病院への小児周産期に対する財政支援を行い、広域医療体制の確保に努めました。	90%	a	継続	医療機関との連携を保ち、広域医療体制の安定的な維持を図ります。
(2) 国民健康保険制度の安定運営	国民健康保険事業の安定運営	■特定健康診査・特定保健指導の実施により生活習慣病予防を推進するとともに重複・多受診者に対する指導等により医療費の適正化を図ります。	令和5年度に保健事業実施計画（データヘルス計画）を改定し、健康・医療情報から効果的な保健事業を行うための課題を明確化し、健康増進や医療適正化を推進しました。	80%	a	継続	長野県が主体となって進めている令和9年度の保険料水準の統一と合わせて保健事業分野について検討を進めていきます。	医療保険係
		■口座振替の勧奨や納付案内の充実、滞納処分の実施等により保険料収納率向上に努めます。	地域住民と身近な関係のなか、個々の事情に応じたきめ細やかな対応を行うことにより、収納率の向上に繋がりました。				財政主体である県と協力するなかで、個々の事情に応じた対応をとることで、さらなる業績向上に努めます。	収納係

第2章 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土（保健・医療・福祉）

具体的な施策		主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係
第3節 地域の絆で支えあう福祉の郷土づくり								
1. 地域福祉			総合評価 B					
(1) 皆で支えあう地域福祉社会づくり	地域福祉推進のための連携強化	■社会福祉協議会や地域福祉活動団体等との連携を強化し、地域のネットワークを活用することにより、福祉活動の推進を図ります。	社会福祉協議会や民生児童委員と協力し地域福祉の活動を推進し、各種福祉事業を実施しました。	70%	b	継続	圏域の組織とも連携を図りながら、各種福祉活動の推進を行います。	福祉係
	地域福祉活動の推進	■町民や地域が相互に助け合う地域福祉に取り組む団体等の活動支援に努めます。	社会福祉協議会や民生児童委員、保護司会など、地域で活動する福祉組織の支援を実施しました。	50%	c	継続	福祉組織への支援は継続して行うとともに地域での福祉活動に対する住民理解の向上について検討をしていく必要があります。	福祉係
		■自主防災組織、社会福祉協議会及び町の協働による災害時住民支え合いマップを活用することにより、要援護者に対する支援に努めます。	社会福祉協議会の協力のもと各地区での災害時住民支え合いマップの策定を進めました。				未策定の地区におけるマップの作成を推進するとともに、より効果的な活用方法の検討を行います。	福祉係
(2) 地域福祉を支える人材育成	地域福祉の担い手の育成	■地域福祉活動のリーダーである民生児童委員の活動や研修活動を支援します。	県の社会福祉協議会等による各種研修会等に参加し、委員の資質向上とスキルアップを図りました。	70%	b	継続	活動支援を継続しつつ組織の在り方等を検討し、地域福祉の担い手の育成に努めます。	福祉係
		■地域福祉の担い手となるボランティアの育成や活動支援に努めます。	社会福祉協議会と連携しボランティアの育成支援を行いました。				社会福祉協議会とも連携を継続し、ボランティア意識の向上に努めます。	福祉係
	福祉意識の向上	■社会教育や小中学校等との連携により福祉教育の充実を図ります。	生活困窮による困難事例で、保育園や小中学校との連携を図り問題解決に取り組みました。	70%	b	継続	小中学校の行事や地域の行事等関わることで福祉活動の周知や理解を深めます。	福祉係
		■広報・啓発活動を通じて福祉に関する理解と意識の向上を図ります。	広報等により啓発を行い福祉事業に関する理解や意識の向上に努めました。				継続して広報誌等により福祉活動への理解と意識の向上を図ります。	福祉係
(3) 生活困窮者への自立支援	生活困窮者への自立支援	■生活保護を必要とする世帯の生活の安定を図るため、自立に向けた支援を行います。	生活困窮世帯に対して、就労準備支援会議や支援会議等により実態を把握し支援を行いました。	80%	a	継続	継続して就労準備支援会議や支援会議等により実態を把握し支援を行います。	福祉係
		■自立支援機関と連携し、生活困窮者への総合的な支援を実施します。	NPOセンターやハローワーク、まいさぼ等の関係連携機関へと繋ぎ、自立した生活へ向けて支援を行いました。				県やまいさぼ等関係連携機関へ繋ぎ、必要な支援を受けることで、自立できるよう支援を行います。	福祉係
2. 高齢者福祉			総合評価 A					
(1) 高齢者の生きがいづくり	高齢者の生きがいづくり	■中高年からの社会参加を促進し、世代間交流や地域交流事業を推進します。	高齢者の社会参加と自立を促進するため、また、元気に交流活動をしている高齢者団体に支援を行いました。	80%	a	継続	高齢者団体への支援を継続し社会参加と自立を推進します。	福祉係
		■高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援に努めます。	民生児童委員の聞き取り調査や心配ごと相談事業、介護予防事業を通じて支援を実施しました。				地域包括ケアシステムの構築について検討を進めます。	福祉係
		■高齢者がいきいきと生活できる場の提供に努めます。	65歳以上の介護認定を受けていない高齢者に対し、健診の取りまとめに合わせて生活機能低下者を早期に発見する為、基本チェックリストを実施。生活機能低下が見られない元気高齢者向けには介護予防教室を開催しました。				高齢者が住み慣れた地域で生活するために、地域で活動する団体(チャレンジ・シニア事業 地域自主トレーニング)の交流事業を推進します。	介護支援係
	高齢者の健康づくりの推進	■健康づくりや学習、スポーツ・レクリエーション活動等の機会を創出します。	介護予防に関する知識の普及と閉じこもり予防のため、運動教室や終活セミナー等の学習会を実施し、活動機会の推進を図りました。	80%	a	継続	元気高齢者向けの介護予防教室(はつらつ元気クラブ、ハッピー体操教室、ワンツースリム)を今後も充実させ、介護予防に関する知識の普及・啓発と閉じこもり予防に努めます。	介護支援係
	高齢者の活躍機会創出	■高齢者が知識や経験を生かし、その意欲や能力に応じた多様な就業機会を設けるため、シルバー人材センターの運営支援に努めます。	高齢者の就業機会を確保のためシルバー人材センターの運営支援を行いました。	70%	b	継続	シルバー人材センターの運営支援を引き続き行います。	福祉係
(2) 高齢者の生活環境づくり	高齢者の閉じこもり予防事業	■高齢者の社会活動やボランティア連絡協議会などへの参加を支援します。	ボランティア活動事務局である(社)山ノ内町社会福祉協議会に委託し、地域の団体等と連携、日常生活上の支援体制の充実や高齢者の社会参加の促進を図ります。	80%	a	継続	閉じこもり予防のため、引き続き介護予防事業、各地域での生きがいカフェを実施し、活動機会の創出を図ります。	介護支援係
		■高齢者の閉じこもりを防ぐ交流の場の充実に努めます。	高齢者の閉じこもり予防のため、健康づくりに向けた運動教室や、冬場の外出機会を増やすため、熟年セミナーや各種講演会を実施しました。				閉じこもり予防のため、引き続き介護予防事業、各地域での生きがいカフェを実施し、活動機会の創出を図ります。	介護支援係
	高齢者の日常生活の支援	■高齢者世帯の緊急連絡体制の確立を図ります。	心臓機能の既往症がある独居高齢者に装置を貸与し、緊急時に通報してもらい適切な対応ができるよう、ケアマネジャーをはじめ支援関係者(民生委員等)に周知し、必要とする方が利用できるよう促進しました。	80%	a	継続	独居高齢者も地域で安心して生活できるよう、緊急連絡体制を整え、適切な対応を図ります。	介護支援係
	高齢者の居住環境の充実	■日常生活における家事支援を行います。	総合事業訪問介護にて、家事支援等の利用者の必要なサービスを提供しました。	80%	a	継続	家事支援等、利用者が必要とする支援を継続して提供してまいります。	介護支援係
		■高齢者の住宅改修や住宅確保の支援を行います。	要支援、要介護状態で日常生活をできる限り自力で行えるようにするため居室・浴室・便所等の大規模改修に要する経費の一部を補助。施設利用希望の方には各種施設の紹介も適切に行いました。				高齢者が在宅での生活が継続できるよう住宅整備の支援体制を維持します。施設利用を希望される方には、その方の状態に適した施設を紹介してまいります。	介護支援係
(3) 介護予防事業の充実	一般高齢者介護予防事業の推進	■健康でいきいきとした生活が送れるよう健康づくり事業と連携し、介護予防事業を推進します。	65歳以上の元気高齢者向けの介護予防教室(はつらつ元気クラブ、ハッピー体操教室、ワンツースリム)を実施し、介護予防に関する知識の普及・啓発と閉じこもり予防に努めました。	80%	a	継続	元気高齢者向けの介護予防教室等を今後とも充実させ、介護認定が必要にならないよう支援してまいります。健康づくり事業と連携し、お口のリフレッシュ教室や、栄養相談を継続してまいります。	介護支援係
	生活機能の低下がみられる高齢者事業の推進	■生活機能の低下がみられる高齢者を早期に把握し、要介護状態にならないよう予防に努めます。	65歳以上の介護認定を受けていない高齢者に対し、健診の取りまとめに合わせて生活機能低下者を早期に発見する為、基本チェックリストを実施。介護予防事業(脳元気教室、貯筋体操教室、筋力教室、お口のリフレッシュ教室)への参加を勧奨しました。	80%	a	継続	要介護認定者が急激に増えることを抑制していくため、各種介護予防教室等への参加を促すことで介護予防の重要性を認識してもらい、現在の状態を維持・向上できるように支援を継続してまいります。	介護支援係
(4) 介護保険サービスの充実	介護保険サービスの充実	■住み慣れた地域で暮らせるよう在宅介護サービスの充実に努めます。	独居・高齢者世帯の増加により老人施設の利用者は増加傾向にあった。コロナ禍においては入所制限があった影響も考えられるが、令和3年度から徐々に利用者は増加となりました。	80%	a	継続	増加傾向にある介護保険サービス利用希望者に対して、介護サービス事業所との連携を図り在宅における介護保険サービスの充実に努めてまいります。	介護保険係
		■介護ニーズに応じた施設整備を図ります。	各事業所の介護人材不足等により新たな施設整備環境を図ることはできませんでした。人材不足の影響による事業縮小(廃止)及び休止の事業所が相次いでいます。				増加傾向にある介護保険サービス利用希望者に対して、介護サービス事業所との連携を図り在宅における介護保険サービスの充実に努めてまいります。	介護保険係
		■介護サービス事業者への指導監督・ケアマネジメント研修会等を通じて、サービスの質の向上に努めます。	地域の関係機関との連絡調整を通じてケアマネジメントの後方支援(地域ケア推進会議)を行いました。ケアマネジャー資質の向上を目的にケアマネジメント学習会を開催しました。				介護認定者の増加に伴い、多様化した相談や、サービス内容に対応できるよう、地域の関係機関と引き続き連携し、ケアマネジャーの資質の向上に努めます。	介護支援係
	地域包括支援センターの充実	■介護予防ケアマネジメントや総合相談、包括的支援体制など地域包括支援センターの機能充実に努めます。	高齢者の多様化した相談に応じられるよう専門職を配置し相談体制の充実を図りましたが、地域包括支援センターに配置すべき社会福祉士の配置ができず、準ずる職種の配置になりました。	80%	a	継続	専門職の配置を行い、高齢者の多様化した相談に柔軟に応じられるような体制づくりを継続して行います。	介護支援係
家族介護者の支援	家族介護者の支援	■保健・医療・福祉の関係機関と連携を図りながら要介護状態にならないよう支援します。	保健事業等の関係機関と連携しながら、介護予防事業の充実に努めました。	80%	a	継続	継続して保健事業等の関係機関との密な連携を図り、切れ目のない支援体制を整えてまいります。	介護支援係
		■家族介護者の負担軽減のため在宅福祉サービスや介護サービス等で支援します。	徘徊高齢者の家族支援、紙おむつ券の給付、訪問理美容券の給付、介護慰労金の給付、緊急時の宿泊支援など、在宅で介護している家族に対する支援を行いました。				在宅で介護する家族の負担軽減を継続して図る。サービス内容を各関係機関に周知してまいります。	介護支援係

第2章 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土（保健・医療・福祉）

具体的な施策		主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係
3. 障がい者福祉			総合評価 A					
(1) 社会参加しやすい環境づくり	社会参加支援の充実	■障がい者の社会参加・生きがい活動を促進するための支援強化を図ります。	障がい者の社会参加を促すために、通所者への活動支援を行いました。	80%	a	継続	障がい者が社会参加しやすいように、圏域で連携しながら活動支援を継続します。	福祉係
		■障がい者が参加できるスポーツ・レクリエーション活動などの拡充を図ります。	スポーツ大会を通じて、障がい者スポーツ活動の支援をしました。				継続してスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進します。	福祉係
	障がい理解のための啓発活動の充実	■障がい者に対する理解を深めるためのイベントや研修会の開催など啓発活動に努めます。	障がい理解のための研修会等への参加を行うとともに、社会福祉協議会が実施するイベントに対しても参加及び支援活動を行いました。	80%	a	継続	研修会やイベントの周知を行い啓発を推進します。	福祉係
		■障がい者への差別や虐待防止に関する意識の普及・啓発に努めます。	広報誌等により啓発に努めました。				継続して広報誌等による啓発に努めます。	福祉係
	障がい者の就労に向けた支援の充実	■障がい者が就労によって自立し、生きがいをもって暮らしていけるよう雇用・就労支援の充実により、個々の特性に応じた多様な支援に努めます。	障がい者就労支援センターや県NP0センターなど、関係機関と連携して障がい者の雇用促進を行いました。また、相談支援事業所とも連携して就労準備事業などの支援事業を進めました。	80%	a	継続	相談支援事業や就労準備事業などを充実するとともに新たな制度を活用し、圏域も含めた関係機関と連絡調整を進めていきます。	福祉係
	(2) 障がい者の生活支援の充実	障がい福祉サービスの的確な提供	■障がい者の自立や社会復帰を支援するため、介護給付や訓練等給付などが必要な方に、最適なサービスを提供します。	相談支援専門員により、介護給付や訓練等給付の的確なサービス提供を行うため、本人を含む関係者で集まる機会を設け、モニタリングや支援会議等を行いました。	100%	a	継続	相談支援専門員により、介護給付・訓練等給付などサービスの必要な方に必要なサービスを提供していきます。
地域生活支援事業等の充実		■日常生活用具等の給付や移動支援、相談支援事業を充実します。	障がい者が日々の生活で必要としている生活用具や、移動に伴う支援等について提供を行いました。	100%	a	継続	継続して対象者に必要なサービスを提供していきます。	福祉係
		■社会生活における居場所としての地域活動支援センター運営を支援します。	豆の家の運営を社会福祉協議会に委託し、障がい者の日中の居場所を確保しました。				日中の居場所確保のため継続して施設の運営を行います。	福祉係
自立支援医療費の助成		■障がい者の医療費の軽減をため制度の適正な運用を図ります。	心臓バイパス手術や人工関節置換術など、高額医療行為について、更生医療を利用して医療費の負担軽減を図りました。また、精神疾患患者には自立支援医療制度を活用し受診や薬の処方に係る医療費の負担軽減を行いました。	100%	a	継続	継続して、更生医療や育成医療・自立支援医療など、障がい者の医療費負担軽減を行います。	福祉係
その他のサービスの充実		■心身障がい児（者）タイムケア事業をはじめとする障がい者が生活するうえで必要なサービスや支援の充実を図ります。	障がい者の家族の負担軽減のため、タイムケア事業を活用し、日常生活での余暇支援や、家族が対応できない場合の一時支援等を行いました。	100%	a	継続	障がい者が生活する上で必要なタイムケア事業をはじめとするサービス・支援の充実を図ります。	福祉係
		■居住環境の充実のため快適に生活できる住宅改修の支援を行います。	障害者・高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金交付要綱及び地域生活支援事業実施要項により住宅改修の支援を行いました。				継続して、補助金により住宅改修の支援を行います。	福祉係
(3) 障がい者・家族に対する相談支援の充実	相談支援の充実	■障がい者相談支援専門員や地域あんしんコーディネーターによる相談支援の充実を図ります。	北信圏域障害者総合相談支援センターや北信圏域権利擁護センターと連携し、相談支援専門員による相談支援体制の充実を図りました。	100%	a	継続	障がい者を取り巻く様々な問題に対応するため圏域で連携し相談支援体制の充実を図ります。	福祉係
		■北信6市町村共同設置による権利擁護センターを通じての相談や支援を図ります。	北信圏域権利擁護センター事業により成年後見制度等について相談や支援を行いました。				継続して相談支援体制の充実を図ります。	福祉係
	障がい者交流活動の促進	■障がい者団体の育成と交流の場づくりを推進します。	障がい者団体を運営している社会福祉協議会とも連携し、団体の育成と支援を行いました。	80%	a	継続	継続して各種団体の育成と支援を推進します。	福祉係

第6次山ノ内町総合計画 前期計画 施策検証シート

第3章 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土（教育・文化・スポーツ）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係	
第1節 健やかで未来につながる人を育む								
1. 学校教育								
（1） 就学環境の充実	学校規模の適正化と施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■出生数、児童数等の推移を見ながら、小学校1校統合を検討します。 ■老朽化した校舎や設備について、計画的な改修・修繕を進めます。 	80%	a	拡充	<ul style="list-style-type: none"> 学校づくり準備委員会を開催し、統合学校の開校に向けた作業、施設整備を進め、基本方針で示す令和12年4月に統合学校が開校できるよう準備を進めます。 学校統合に係る方針が決定したことから、小学校施設においては児童の安全・安心を確保するための必要な施設改修等を実施します。また、中学校敷地での小中学校が一体となった統合学校の開校に向け、必要な学校整備・改修を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校統合準備係 学校教育係 学校統合準備係 	
	情報化に対応した教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ICT教育のための整備を推進し、インターネット等を活用した情報教育の促進と学校間の連携を図ります。 	80%	a	継続	<ul style="list-style-type: none"> 機器の更新やサーバー支援等引き続き継続していく。またオンラインを活用した学校間交流などの取り組みを進めていきます。 	学校教育係	
	図書教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■学校図書の蔵書の拡充を図るとともに、読書活動の推進など図書教育を促進します。 	80%	a	見直し	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き図書館教育を推進するため、各校における図書館図書の充実を図るとともに、統合学校においては図書館機能の在り方を検討するなか、児童生徒が図書と触れ合う環境整備も進めていきます。 	学校教育係	
	安全・安心な学校給食の提供	<ul style="list-style-type: none"> ■安全・安心な地域食材の使用を促進し、食育や地域産物の学習など地域の特性を活かした学校給食の充実に取り組みます。また、保護者負担の軽減にも配慮します。 ■食の安全に配慮した設備等の整備に努めます。 	100%	a	継続	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、安全・安心な地域食材の使用を促進し、食育や地域産物の学習など地域の特性を活かした学校給食の充実に取り組みます。また、令和8年度から国による「小学校の給食費無償化」が予定されていることから、国及び県の動向を注視し、保護者負担の軽減に配慮します。 令和8年度、最後の1系統である食器消毒保管機の入替を行うほか、厨房器具等の点検を常に行い、修繕等に対応。また、老朽化した建物および設備についても改修の必要性を含め判断してまいります。 	<ul style="list-style-type: none"> 給食センター 給食センター 	
	遠距離通学児童・生徒への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■スクールバスの運行や定期券購入助成等により、遠距離通学児童生徒を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 遠距離通学となる児童生徒に対してはスクールバスや定期券購入に係る助成を行い、通学に対する支援を行ったほか、老朽化したスクールバスの更新を行いました。 	80%	a	拡充	<ul style="list-style-type: none"> 遠距離通学となる児童生徒に対しては引き続きスクールバスや定期券購入に係る助成を行い、通学に対する支援を行います。また、学校統合に伴い、小学校における通学方法が大きく変更になることから、児童の安全を前提に通学路の見直し、スクールバスの運行について検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育係 学校統合準備係
（2） 確かな学力の育成	教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■児童・生徒一人ひとりの個性を尊重し、発達に応じた学力の向上に努めます。 ■ユネスコスクールとして、持続可能な地域づくりの担い手となる児童生徒を育む教育であるESDの推進を図ります。 ■特別な教育的支援が必要な児童生徒への適切な指導と必要な支援の充実が図れるよう支援します。 	80%	a	拡充	<ul style="list-style-type: none"> 小学校では一部教科（算数・英語）で専科教員制を導入し、児童の発達の状況に応じた学力向上に係る取り組みを進めました。また、児童生徒の状況等を踏まえ加配職員を配置し、こどもたちの学習に係る支援を実施しました。 ESDの推進拠点として位置づけられているユネスコスクールに全小中学校が加盟承認されています。この特色あるESDを円滑に推進するため、校長の裁量にて事業実施できるよう負担金を交付し、支援を行うとともに、教職員の研修を実施しています。 特別な支援が必要な児童生徒に対し、適切な指導と必要な支援の充実が図れるよう教育指導主事を配置し、関係者による教育支援委員会を開催し支援しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育係 学校統合準備係 学校教育係 学校統合準備係 	
	特色ある教育活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の人材を活かし、ボランティア活動や自然体験等の幅広い、体験学習を促進します。 ■ユネスコエコパークにおける自然や社会、歴史・文化を教材にして、主体的・協働的な学びを重視した地域に根ざすESDの充実を図ります。 ■ICT環境を効果的に活用することで学力・情報活用能力やメディアリテラシーの向上を図ります。 	80%	a	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ESDの取り組みにあたり、各学校におけるコミュニティスクール運営委員会と連携し、地域住民の協力を得るなかで、児童生徒に様々な体験学習を提供しています。 地域における課題や良さなどを学ぶなかで、ESDの活動を通して中学校においては夢見る討論会を開催、小学校では観光客を対象としたスタンプラリーの提供や自らが栽培した米でのおにぎりの販売など、自らが主体となり、また地域と連携した取り組みが行われています。 ICT環境を活用するため、支援委員や校内による利活用方法の研修等を実施し、授業等でタブレットなどを利用するなかで、学力・情報活用能力の向上に努めました。メディアリテラシーの向上を図るため、学校や保育園、保護者と連携した委員会を設置し、電子メディアの利用や取扱いなどについて研究し、メディアリテラシーの向上に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育係 学校統合準備係 学校教育係 	
	いじめ・不登校対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■学校と家庭、関係機関との密接な連携を通して、いじめや不登校の未然防止、早期発見・適切な対応に取り組みます。 ■小中学校におけるスクールカウンセラーの配置に加え、相談体制の充実を図ります。 	80%	a	継続	<ul style="list-style-type: none"> 教育指導主事を配置し、学校・家庭・関係機関等と連携を密にし、対策に取り組んでいます。令和7年度から不登校児童生徒の拠点として教育支援センターを開設しました。 令和7年度から県と町のスクールカウンセラー2名を配置し、相談体制の充実に取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育係 学校教育係 	
	教職員の指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■教職員の指導力向上を目指し、指定研修、管理職研修、一般研修等の充実を図ります。 ■教職員の研究・研修を奨励し、指導内容・方法の改善・工夫に努めます。 ■教職員の働き方改革を推進し、児童・生徒への教育活動の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の指導力向上を図るため、町内の全教職員を対象としたESD研修会や人権に係る研修会等を毎年開催し、教職員の資質向上を図りました。 教育力向上研修事業として町職員に補助金を交付し、各校及び教職員における研修会の実施や研修活動等の支援を行い、指導内容や指導方法の改善に努めました。 教職員が心身ともに健康で児童生徒に向き合えるよう、メンタルヘルス業務として、ストレスチェックを実施しています。 	80%	a	継続	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き教職員の資質向上を図るための研修を実施するとともに、統合学校においては、教職員組織が1つとなることから研修会等の在り方についても検討します。 引き続き教職員の指導力向上に係る取り組みへの支援を行うとともに、学校統合により教職員組織が1つになることから支援方法、あり方についても検討を進めます。 引き続き教職員が働きやすい環境づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育係 学校教育係 学校教育係
	（3） 地域とともにある学校づくり	開かれた学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■信州型コミュニティスクールの仕組みの活用など、地域とともにある学校づくりに努め、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を推進します。 ■学校施設・設備の地域開放においては、社会教育等との連携を図りながら、利活用の促進に努めます。 	80%	a	拡充	<ul style="list-style-type: none"> 学校統合により学校と地域の関わりが希薄になる恐れがあることから、新たなコミュニティ・スクール、学校運営に係る組織（学校運営委員会）の在り方を検討し、学校・家庭・地域が一体となった学校づくりを進めます。 統合学校においては地域とつながる学校を目指し、地域住民との交流スペースを確保するなど、コミュニティ・スクールとして社会教育等と連携した学校施設の利活用を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育係 学校教育係
			<ul style="list-style-type: none"> ■コミュニティスクールコーディネーターを中心とし、地域の方々と特色のある学習を実施しています。 ■学校施設・設備に関し、社会教育等と連携しながら、地域開放しています。 					

第3章 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土（教育・文化・スポーツ）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係	
2. 青少年の育成		総合評価 A						
（1）健全育成のための協働	家庭・地域・学校・関係機関の協働	■教育懇談会の充実を図り支援します。	各地区の育成会を通じ教育懇談会を開催しました。（指標あり。）	80%	a	継 続	現状に合った内容で家庭、地域、学校と連携し懇談会を実施していきま	文化創造推進係
		■学校や警察、地域や関係機関と協力・連携し、パトロール活動を支援します。	山ノ内町防犯協会では各地区防犯指導員を中心に毎年夏と年末の2回に亘り町内一斉防犯パトロールを実施しています。防犯指導員は地区内の見回りと戸別にチラシを配布し、防犯意識の高揚を図りました。				防犯指導員の担い手不足が課題であることから、街頭防犯カメラの整備を検討し、より効果的な防犯啓発活動を実践する必要があります。	学校教育係
		■インターネットや SNSに関する犯罪に子どもたちが巻き込まれないよう、情報モラル教育の充実や保護者等への啓発活動を充実します。	メディアリテラシーの向上を図るため、学校や保育園、保護者と連携した委員会を設置し、電子メディアの利用や取扱いなどについて研究し、メディアリテラシーの向上、保護者等への啓発に努めています。				SNS などにより情報が氾濫するなか、適切な情報活用を図るため、学校や保護者と連携し、メディアリテラシーの向上に係る取り組みを引き続き推進します。	学校教育係
（2）豊かな心を育む教育の充実と支援	青少年の健全育成活動の充実と支援	■青少年団体の育成、指導者の育成を図り、青少年交流活動を支援します。	夏休み自然体験教室を開催し、災害時の備えや、自然及び文化財に触れる体験を実施しました。	80%	a	継 続	育成会事業を主体として実施していきます。	文化創造推進係
		■社会参加を促進するため、福祉団体やNPO（民間非営利活動団体）、学校などを通じたボランティア活動を支援します。	町子ども会育成連絡協議会の専門部事業として実施しました。				育成会事業及び公民館事業を活用し実施していきます。	文化創造推進係
		■青少年が各種スポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、活動内容に応じた支援を行います。	青少年の健全育成のため、少年野球などの団体に対し、活動に必要な練習場所の確保や団体運営に必要な経費について支援を行い、青少年がスポーツを通じて体力向上や社会性を育む機会を提供することができました。				少子化で活動が減少する中で、各団体の実情に応じた活動内容への支援を強化し、スポーツ・文化活動など多様なニーズに対応した健全育成を推進します。	文化創造推進係
3. 高等学校以上の教育の振興		総合評価 A						
（1）就学の支援	就学の支援	■奨学資金貸付基金を活用した奨学資金貸付を行います。	経済的理由により、進学意欲のある者が高等学校以上の教育を受けられないことがないよう事業を実施しました。	80%	a	継 続	物価高等により今後も需要は見込まれるため、引き続き支援していきま	学校教育係
		■基金の充実を進めます。	奨学金の償還内容により基金残高が減少する恐れがあり、貸付に支障をきたすことが見込まれることから、元金の繰入を行うなかで、貸付に支障が出ないよう対応しました。				今後も奨学金の貸付希望者が見込まれることから、引き続き基金の状況を管理し、貸付に支障が出ないよう対応していきます。	学校教育係
	通学高校生への支援	■通学定期券購入助成により、保護者の経済的負担を軽減します。	町内から通学する高校生の保護者の経済的負担を軽減するとともに、公共交通の利用を促進することを目的として、通学定期券の購入費に対し20%の補助を行いました。	80%	a	継 続	引き続き事業を実施していきます。	学校教育係

第3章 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土（教育・文化・スポーツ）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係	
第2節 豊かな心を育み、共に学び、楽しむ								
1. 生涯学習								
総合評価 A								
(1) 生涯学習の充実	多様な学習機会の創出	■町民ニーズに応じた講座や教室等の多様な学習機会を創出し、幅広く周知します。	書道、コカリナ、エコクラフト等各種教室を開催。令和3・4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催回数を制限（1教室年10回）令和5年度からは回数を増やしました（1教室年12～20回）。	70%	b	継続	社会教育主事の確保、町民ニーズの把握、ニーズに基づく講座の企画、オンラインとオフラインを合わせた広報を実施していきます。	公民館
	学習グループとの連携	■幅広い世代を対象とした学習機会の提供に努めます。 ■市町村、社会教育関係団体、教育機関、企業等との連携・協力の強化を図ります。	町子ども会育成連絡協議会の専門部事業として実施しました。 町子ども会育成連絡協議会の専門部事業として実施しました。	80%	a	継続	公民館事業を活用し、幅広い世代を対象とした学習機会の提供に努めていきます。 市町村、社会教育関係団体、教育機関、企業等との連携・協力の強化を図っていきます。	文化創造推進係 文化創造推進係
	地域の特色を活かした生涯学習活動の推進	■町民が地域の特色を学ぶ活動を支援します。 ■地域の人と人や様々な組織をつなぎ、持続可能な地域づくりを中核的に担う人材の養成を推進します。	各公民館分館（22分館）の活動に対し交付金を交付しました。 地区公民館（東・西・南・北4地区）に対し、事業を委託しました。中央・地区協議会を開催しました。	70%	b	継続	各公民館分館の活動を支援するため、交付金を継続します。 地区館の活動を通じて地域の人材を育成を推進していきます。このため地区館事業に対し委託を継続します。	公民館 公民館
	生涯学習施設等の施設の充実	■計画的な改修・修繕を進め、安全で快適な学習環境の維持保全に努めます。 ■老朽化の進む北部公民館は、新たな施設の建設を進めます。	よませふれあいセンター屋根改修 工事費10,824千円 委託料1,243千円 その他小破修繕を実施しました。文化センター大規模改修工事基本計画・実施計画を策定しました。 統廃合により廃校舎となった旧北小学校を増築し、「すがかわふれあいセンター」が完成しました。工事費295,350千円 管理業務委託料5,720千円 このことに伴い北部公民館を解体しました。	100%	a	継続	計画的な改修・修繕の実施を継続します。 完了しました。	公民館 公民館
(2) 図書館サービスの充実	利用しやすい学習環境づくりの推進	■町民の学習要求に対応する蔵書の充実を図ります。	年間約1,500冊～1,700冊の図書を購入了しました。	80%	a	継続	図書購入を継続します。	公民館
		■地域や町民に役立つ情報提供サービスなど、図書館機能の拡充を図ります。	広報やまのうち、図書館HPにより、おすすめ図書及び新着図書を紹介しました。インターネット蔵書検索、県との協働電子図書事業を実施しました。				情報提供サービス等を継続します。	公民館
		■学校図書館との連携を図りながら、調べ学習等の資料提供を図ります。	取り組み成果はありません。				取り組み成果はありません。	公民館
	■施設、設備機器等の計画的な改修・修繕を進め、安全で快適な学習環境の維持保全に努めます。	1階閲覧室の壁紙・絨毯張替え、トイレ及び水回り改修、事務室OAフロア化、蔵書検索システム更新を実施しました。	計画的な改修・修繕の実施を継続します。	公民館				
子どもの読書活動の推進	■絵本の読み聞かせボランティアなど町民と協働した図書館運営により、図書館サービスの充実を図ります。 ■お話し会やブックスタート事業等により、子どもが読書に親しむことができる環境づくりを推進します。	視覚障害のある方を対象にした朗読奉仕を実施しました。年間10～13回。 おはなし会を、毎月第2土曜日、年10回開催しました。ブックスタート事業、新生児に絵本を2冊プレゼント（4カ月検診時）しました。	90%	a	継続	計画的な事業実施を継続します。 計画的な事業実施を継続します。	公民館 公民館	
2. スポーツ活動								
総合評価 B								
(1) 生涯スポーツ活動の充実	地域主体のスポーツ活動の推進	■町民の誰もが参加しやすく、交流を深めることができる機会を創出するため、スポーツ教室の充実を図ります。	令和6年3月、総合型スポーツクラブ「やまのうちスポーツクラブ」が設立され、スポーツ教室の充実が図られた。大人向け5教室、キッズ向け12教室を開講し、スポーツ振興と健康増進に寄与しただけでなく、参加者間の活発な交流を促進し、当初目標とした「町民の誰もが参加しやすく、交流を深める機会」の創出を具現化しました。	70%	b	継続	スポーツ協会や総合型スポーツクラブとの連携を強化し、プログラムの多様化と全世代・家族参加の機会創出を図ることで、持続可能な運営体制と地域連携を確立し、スポーツのある豊かな暮らしと地域活性化を図ります。	スポーツ推進係
	指導者の育成	■町民のスポーツ活動を支える指導者の育成及び活動支援に努めます。	スポーツ協会などと協力し、指導者の育成および活動支援に取り組みました。これにより、地域におけるスポーツ活動を支える指導体制の維持に一定の貢献を果たすことができました。	70%	b	継続	スポーツ協会や総合型スポーツクラブとの連携を強化し、指導者の安定的確保、専門性向上に向けた育成、及び活動定着支援を総合的に展開することで、地域スポーツのさらなる振興を図ります。	スポーツ推進係
	生涯スポーツ大会やイベントの充実	■町民スポーツ・レクリエーションを企画、実施します。 ■各種スポーツ大会を開催することにより、する・みる・ささえる機会の拡充に努め、町民のスポーツへの関心を高めます。	町内イベントにおいて、これまでの競技志向のスポーツではなく誰もが気軽に体験できるスポーツ体験ブースを設置し、年齢や運動能力に関わらず、多くの町民が楽しみながらスポーツに触れる機会を創出し、スポーツへの心理的ハードルを低減させることができました。 「する・みる・ささえる」の機会拡充を目指し、スポーツ協会を中心とした各種スポーツ大会への支援を継続的に実施し、総合型地域スポーツクラブとの連携によりトップアスリート交流事業を開催したことで、スポーツへの興味・関心を一層喚起することができました。	70%	b	継続	総合型地域スポーツクラブと連携を強化し、総合型地域スポーツクラブが持つコミュニティネットワークを活用し、スポーツ体験会やイベントを定期的に企画・実施し、町民が継続的にスポーツに親しむことができる環境を整備し、生涯にわたる健康増進と交流の促進を目指します。 生涯にわたるスポーツ活動を促進するため、今後もスポーツ協会や総合型スポーツクラブとの連携を強化し、多様なニーズに応じた大会・イベントの企画・情報発信の強化、支援体制の拡充により、より一層の活動を目指します。	スポーツ推進係 スポーツ推進係
	スキーの底辺拡大	■イベント等を通じ、地域の特色であるスキー文化の継承と底辺拡大に努めます。	小学生を対象としたスキー教室「Let'sスキー」イベントを開催し、スキー文化の継承や底辺拡大を目指し一定の貢献を果たすことができました。	70%	b	継続	「平和の祭典」のレガシーを活用しつつ、既存の活動を多様な年齢層・レベルに対応したスキープログラムへと展開していく中で、総合型スポーツクラブでの開催も視野に入れながら、地域の資源や関係機関との連携を強化することで、スキー文化の継承と底辺拡大を多角的に推進します。	スポーツ推進係
(2) 競技スポーツの振興	各種大会選手派遣・選手強化の支援	■各種大会への選手派遣や競技選手強化の支援を行います。	国際大会や全国規模競技大会出場者へ支援を行い、R3～R6において87名の選手が入賞をするなど、着実な競技力向上に貢献しました。また、これらの選手の活躍は、地域住民、特にジュニア世代に大きな夢と感動をもたらし、スポーツを通じた地域活性化と一体感の醸成に寄与しました。	70%	b	継続	競技力向上を目指し、スポーツ団体の育成支援を強化するとともに、ジュニアスキー育成事業や全国規模競技大会補助金の効果的な活用を通じて、選手強化・育成の体系化を推進します。	スポーツ推進係
(3) スポーツ環境の充実	スポーツ施設の利便性の向上	■身近で親しみやすいスポーツ活動を支援するため、既存施設の必要な改修を進めるとともに、学校の体育施設の有効活用を図ります。 ■新たな施設については、幅広く町民から意見を募るとともに関係団体等の意見を参考にしながら検討を進めます。	既存の社会体育施設の維持管理と必要な改修を実施しながら、身近な場所で安心してスポーツ活動に取り組める環境を提供しました。また、学校の体育施設に関しては、放課後等を有効活用し、レベルに対応したスポーツ教室等が積極的に展開され、地域全体のスポーツ環境の充実を図りました。 既存のスポーツ施設の不足により、各種スポーツ団体が思ったような活動ができない状況の中、すがかわ体育館・グラウンドなど新たな施設を利用することで、活動場所の分散を図り利便性はある程度向上しました。	70%	b	継続	町民が年齢や体力、ライフスタイルに応じて生涯にわたりスポーツを楽しめるよう、既存社会体育施設の必要な施設改修等や学校の体育施設の有効活用に取り組みます。 「障がいの有無や、人種、言語、家庭環境に関わらず、多様な個性や背景を持った全ての子どもたちの遊びと学びの場」である「インクルーシブ施設」を念頭に、スポーツを通じた地域活性化と誰もが快適に楽しめる環境づくりを推進します。	スポーツ推進係 スポーツ推進係
	スポーツ用具の充実	■スポーツ用具の充実を図ります。	スポーツ用品を個人・団体問わず年間無料で貸し出し、年間約30団体の利用がありました。特に屋内で使用できる用具の貸し出しが顕著で、運動機会の増加を通じたスポーツ振興および健康増進といった目的の達成に、一定の効果を果たすことができました。	70%	b	継続	町民ニーズの継続的な把握と効果的な広報を通じてスポーツ用具貸し出しサービスを一層充実させ、用具を活用した多様なスポーツ機会の創出と地域連携を強化することで、町全体の健康増進と活性化を目指します。	スポーツ推進係

第3章 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土（教育・文化・スポーツ）

具体的な施策		主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係
第3節 未来につながる文化に親しむ								
1. 伝統・文化			総合評価 A					
(1) 文化財の保護と活用	有形文化財の保存	■国・県・町指定有形文化財の保護、保存、活用を図ります。	国・県・町指定有形文化財の保護、保存、活用をしました。 R6年度「史跡佐野遺跡保存活用計画書」、R8以降に「史跡佐野遺跡整備基本計画」を策定予定	80%	a	継続	各地区と協力し、国・県・町指定有形文化財の保護、保存、活用を図っていきます。	文化創造推進係
		■新たに指定・登録する文化財については、登録有形文化財制度等を活用し、本町の財産として保護を促進します。	新たに指定・登録した文化財はありません。				新たに指定・登録する文化財については、登録有形文化財制度等を活用し、本町の財産として保護を促進していきます。	文化創造推進係
	無形文化財の継承	■無形文化財の後継者育成支援に努めます。	後継者育成支援はできていないが、生涯学習施設の充実を図り、町民の自主的な活動の支援に努めました。	80%	a	見直し	支援方法を具体的に示し、各地区と共に支援していきます。	文化創造推進係
	文化財の調査研究	■必要に応じて埋蔵文化財包蔵地の位置調査について検討します。	埋蔵文化財包蔵地の位置調査について検討しました。	80%	a	継続	引き続き、埋蔵文化財包蔵地の位置調査について検討していきます。	文化創造推進係
	文化財保護意識の拡大	■町民の文化財保護意識について、普及啓発の推進を図ります。	美術館及び文化センターに文化財を展示・解説を実施しました。	80%	a	継続	各地区と協力し、文化財保護意識について、普及啓発の推進をしていきます。	文化創造推進係
(2) 町文化を生かした交流支援	歴史・文化の普及啓発の推進	■町内で開催されるイベント等にあわせ、歴史や文化に親しむ機会を創出します。	「いきいきふれんど」事業や学校の授業で体験してもらいました。	80%	a	継続	「いきいきふれんど」事業や小・中学校の授業等にあわせ、歴史や文化に親しむ機会を創出していきます。	文化創造推進係
	伝統芸能、民俗芸能の伝承	■本町の伝統芸能や民俗芸能の催しを通じ、伝承に努めます。	公民館の文化祭及びシニア大学で発表してもらいました。	80%	a	継続	公民館事業により、伝承に努めていきます。	文化創造推進係
2. 町民文化			総合評価 A					
(1) 文化芸術活動の充実	特色ある地域の歴史・伝統・文化芸術活動の充実	■地域の歴史、伝統、文化を、地域資源・観光資源として活用し情報発信による地域活性化を図ります。	各地区と共に情報発信を実施しました。	80%	a	継続	各地区と共に、地域資源・観光資源として活用し情報発信していきます。	文化創造推進係
		■文化芸術の鑑賞機会の充実を図ります。	美術館及び文化センターに文化財を展示・解説を実施しました。				80%	a
	■町民の文化芸術活動への参加機会の充実を図ります。	公民館事業と併せ、参加機会の充実を努めました。	80%	a	継続	公民館事業と合わせ文化芸術活動への参加機会の充実を図っていきます。		
	志賀高原ロマン美術館の活用	■文化の拠点施設としてどうあるべきか、具体的に検討します。				志賀高原ロマン美術館運営協議会、志賀高原ロマン美術館あり方検討委員会が検討中です。（指標あり。）	80%	a
(2) 文化芸術団体、指導者の育成	文化芸術活動推進体制の充実	■文化や芸術等を保存・継承する団体に対する支援の充実を図ります。	各地区の保存団体の支援を実施しました。	80%	a	継続	各地区の団体等と共に文化や芸術等を保存・継承の支援の充実を図っていきます。	文化創造推進係
		■文化交流、文化芸術の担い手や指導者の育成支援の推進を図ります。	各地区からの要請後に支援します。				各地区からの要望等により育成支援の推進を図っていきます。	文化創造推進係

第6次山ノ内町総合計画 前期計画 施策検証シート

第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土（都市基盤・自然環境・生活環境・防災）

具体的な施策		主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係	
第1節 うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土を作る									
1. 土地利用			総合評価 A						
(1)	国土利用計画との調整	国土利用計画の運用	■山ノ内町国土利用計画の適切な運用に努めるとともに、農業振興地域整備計画の見直しや都市計画マスタープランの見直しを進めます。	都市計画の総合的な指針となる山ノ内町都市計画マスタープランについて、令和3年度から2年間をかけて見直しを実施しました。	100%	a	完了	都市計画マスタープランは、将来の姿を展望し、長期的・継続的な方向性を示すもので、令和5年を基準とし、計画の目標年次を20年後の令和25年としています。令和15年に中間見直しを実施します。	計画監視係 地域創造係
(2)	適正な土地利用の誘導	計画的な土地利用の推進	■都市計画の総合的な指針となる山ノ内町都市計画マスタープランに基づき、地域特性に応じた計画的な土地利用を図ります。 ■都市計画用途区域内にあって農業振興に欠かせないエリアについては区域の見直しを行い適正な利用形態に調整します。	宅地開発など一定規模を超える開発行為に対して届出による審査を行い、土地利用に係る審査や規制を行うことで、適正な土地利用となるような体制を構築しています。 都市計画マスタープランに基づき、沓野区島崎地籍について、都市的土地利用から持続可能な農地としての土地利用を図るため、用途地域の指定を外す変更を実施しました。	80%	a	継続	乱開発などを規制するため、今後も届出の徹底を図り、適正な土地利用を進めていきます。 社会情勢の変化なども鑑み、状況に応じ調整を図ります。	計画監視係 計画監視係
(3)	魅力ある街並みの形成	魅力あるまちづくり形成	■風情ある温泉街の保全に努めるため、地域と連携した街並み整備を進めます。 ■条例に基づく景観形成を推進し、住民や事業者の景観意識の醸成と、観光地としての魅力や地域の活性化を図ります。	湯田中区や安代組における住民協定による景観づくり団体設立に向けた支援、また景観づくり団体及び協定締結住民が行う景観集計事業に対し補助金を交付し、街並み整備を進めました。 景観形成推進協議会と連携した町道沿いの花壇整備など、良好な景観形成に寄与する活動を継続し、美化意識の啓発を行いました。	70%	b	継続	温泉街の町並みは、町の大切な資源であり、保全するためには地域住民の協力が不可欠であることから、引き続き取り組みを進めていきます。 景観形成への意欲を高め地域の活性化を図るため、景観形成推進協議会と連携した活動を継続しながら、情報提供やPR活動、意欲のある住民・事業者への助言や支援を行っています。	景観維持係 景観維持係
2. 住宅環境			総合評価 A						
(1)	良好な住環境づくり	適切な建築指導	■耐震診断及び耐震改修や住宅改築に関する相談体制の拡充を図ります。	住宅や避難所、ホテルなどの耐震化を図るため、耐震診断及び耐震改修に係る補助金を交付し、住宅等の施設の耐震化を進めました。	70%	b	継続	耐震診断は実施したが改修に係る所有者の費用負担が大きく、耐震改修まで至らないケースも多くありますが、耐震化を進めるうえで、国や県と連携した耐震改修に対する支援の検討も含め、引き続き取り組んでいく必要があります。	計画監視係
		移住定住の促進	■移住者を含む若者の定住促進を図るため、住宅新築・改修補助や家賃補助制度の継続を行うとともに、新たな支援の検討をします。	若者定住促進マイホーム取得等補助金 R3:16件、R4:19件、R5:8件、R6:12件 若者定住促進家賃補助金 R3:15件、R4:14件、R5:14件、R6:9件 移住促進家賃補助金 R3:14件、R4:17件、R5:12件、R6:11件	70%	b	継続	家賃補助制度は継続し、若者の住宅取得に係る補助内容の見直しを行い、空き家活用のための補助金は継続しながら、空き家利用促進のためのイベント等を推進します。	移住国際交流係
			■若者が住みたくなる住宅の確保のため、宅地分譲の必要性や規模などの調査を進めます。	分譲地造成支援・アパート建設支援補助金を創設。また、官民連携事業の中でPPP/PFIの検討を行いました。				より効果的な手法について検討を行います。	地域創造係
	克雪住宅の普及促進	■豪雪地帯に暮らす町民にとって、雪下ろし作業の軽減や危険防止を図るため、克雪住宅の整備を支援します。	雪下ろしによる身体的負担を軽減し、雪下ろし作業中の転落事故等を未然に防ぐため、長野県と連携しながら住宅の克雪化の整備に対する支援を行いました。 3年度：融雪型1件、5年度：融雪型1件、6年度：融雪・雪下ろし型1件	70%	b	継続	豪雪地帯に暮らす町民の雪下ろし作業の軽減や事故防止等のため、克雪住宅の整備促進は引き続き取り組んでいく必要があります。	計画監視係	
(2)	公営住宅の整備・改善	公営住宅の整備	■計画的な公営住宅の整備、改修、管理を行います。	湯ノ原団地においては、長寿命化計画に基づき平成25年度からリフォーム工事を実施して令和6年度に完了しました。3年度1棟5戸、4年度1棟4戸、5年度2棟6戸、6年度2棟4戸	90%	a	継続	湯ノ原団地のリフォーム工事については令和6年度で完了しましたが、入居者に快適な居住空間の提供ができるよう管理を行っています。	計画監視係
		公営住宅の除却・跡地利用	■個別施設計画に基づき改修に適さない公営住宅は除却を検討します。	座王団地の木造住宅については、老朽化が激しく耐震性も低いことから、除却を見据えて入居者の湯ノ原団地への移転を行いました。	70%	b	継続	座王団地の木造住宅については、令和10年度から5年間で除却を進めます。	計画監視係
			■公営住宅の跡地利活用の検討を進めます。	令和4年度に山ノ内町公営住宅等長寿命化計画の改定を行い、湯ノ原団地の木造住宅の跡地についての検討を行いました。				湯ノ原団地の木造住宅については、令和9年度に除却して跡地に駐車場を整備します。	計画監視係
3. 交通体系			総合評価 A						
(1)	地域を結ぶ道路づくり	道路の整備	■町内の生活道路等の計画的な整備・改良を促進します。	地元懇談会等による要望・現地確認により危険性・緊急性を優先としたうえで、実施地区が偏らないよう計画を立て改良・整備を実施しました。	80%	a	継続	地元要望や道路定期点検結果等を踏まえ、安全で利便性に優れた道路・橋梁等の計画的な整備に努めます。	建設係
		町内幹線道路網の見直し	■社会情勢の変化に考慮した都市計画道路や1・2級町道を含めた町内幹線道路網の見直しを進めます。	都市計画道路については、県と相談するなど見直しに向けた検討を進めました。	30%	d	継続	都市計画道路の見直しにあたっては、地域の実情に即した計画道路にするために課題が山積することから、今後更なる検討を進める必要があります。また、町内幹線道路網の見直しは、社会情勢の変化により状況に応じ検討を進めます。	計画監視係
(2)	人にやさしい道づくり	快適な道路空間づくり	■歩行者通行が多い道路では、歩行者空間を確保するとともにユニバーサルデザインに基づく環境整備を推進します。	地元要望等を踏まえ通学路を中心に予算内で計画的に整備・改良を実施しました。	80%	a	継続	今後も地元要望を踏まえ、通学路を中心に景観に配慮した計画的な整備・改良を実施していきます。	建設係
		■道路や歩道が快適に使用できるよう、地域ぐるみでの管理や町民一人ひとりの意識啓発に努めます。	通行・歩行に支障となる樹木の伐採や、冬季間の除雪作業への理解協力について、広報や防災情報システムにて啓発周知を行いました。	今後も広報や防災情報システムを活用し意識啓発に努めます。				建設係	
		除雪対策の強化	■民間事業者や地域住民と連携した除雪体制や融雪設備の整備など体制強化を図ります。	除雪路線に見直しや、住民に除雪車両で作業できない車・歩道除雪への協力依頼を行い協力者への燃料費支給を実施しました。	80%	a	継続	近年の早朝からの降雪により出勤通学と重なる時間帯の作業となってしまうため、通勤通学に支障をきたさない除雪作業の工夫改善を行います。	建設係
(3)	地域公共交通の充実	公共交通の維持確保	■鉄道については、長野電鉄線沿線活性化協議会や関係機関と連携し、利用促進に向けた取り組みを強化し、長野電鉄線の維持に努めます。	利用促進のイベント列車や、サイクルトレインなどの取り組みを長野電鉄線沿線活性化協議会と連携し行いました。（輸送人員：平成30年度8,128千人→令和5年度7,178千人）88%	80%	a	継続	引き続き、長野電鉄線沿線活性化協議会と連携し事業を行います。	地域創造係
			■路線バスについては、乗車人員の向上に向けた広報を強化するほか、補助金による支援を行い安定確保に努めます。	中野市・山ノ内町地域公共交通対策協議会にて、中野市山ノ内町統一の時刻表を配布し、運行継続の補助を行いました。				運行継続のため、必要な経費補助を行います。	地域創造係
		市町村運営有償運送の充実	■市町村運営有償運送として導入した地域コミュニティバス「楽ちんバス」の安定運行を図るとともに、関係機関との地域公共交通計画の策定などの協議を進め、より利便性の高い運行に努めます。	中野市・山ノ内町地域公共交通計画を令和4年8月に策定しました。また、令和5年12月からデマンド交通の実証運行を行い、令和6年7月に本格運行を行いました。（コミュニティバス輸送人員平成30年度：10,944人→令和6年度：6,690人）61%	60%	b	継続	引き続き計画に基づき、運転手不足対策やチョイソコやまのうちの拡大検討などを行い、利便性の高い運行を行います。	地域創造係
			■最小限の支出で最大限の利便を得られるよう楽ちんバスの適正な運行管理の研究を進めます。	利便性と経費の最適化のため、令和5年12月からデマンド交通の実証運行を行い、令和6年7月に本格運行を行いました。（コミュニティバス輸送人員平成30年度：10,944人→令和6年度：6,690人）				継続して、運行時間の最適化に取り組みます。	地域創造係

第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土（都市基盤・自然環境・生活環境・防災）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係	
4. 上・下水道		総合評価 A						
(1) 飲用水の安定供給	飲用水の安定供給	■水需要予測の結果から得られた水源地の確保と水質保全のための環境維持を図ります。	90%	a	継続	取水については、最適な取水方法を研究し安定供給につなげます。	上下水道係	
		■水の安定供給を図るため、水道施設の維持・管理に努めるほか、施設整備・老朽管布設替事業を計画的に推進します。				老朽化しているポンプ類の更新を行うとともに、取水からの導水管の更新を行っていきます。	上下水道係	
		■老朽化が激しい東部浄水場の建設及び設備の更新を進めます。				完成した東部浄水場の適切な運用方法を理解し、水の安定供給に努めます。	上下水道係	
(2) 水道事業の健全運営	水道事業の健全運営	■水道事業の経営分析を行うことにより経費や水道料金の見直しを図り、事業の健全化、透明化に努めます。	90%	a	継続	経営戦略を策定することにより、経営基盤の安定を図ります。	企業会計係	
(3) 下水道事業の推進	下水道事業の推進	■平成 22 年度にすべての下水道面整備事業が完了したため、下水道の接続促進を図ります。	90%	a	継続	今後接続推進を継続していきます。	上下水道係	
		■下水道施設の適正な維持管理と老朽施設の計画的な更新を進めます。				ポンプ類等の機器類の計画的な更新を行い、老朽化している公共下水道終末処理場の耐震診断の実施を行いました。	機器類の更新を行うとともに、終末処理場の耐震工事を実施します。	上下水道係
(4) 下水道事業の健全運営	下水道事業の健全運営	■下水道接続率向上に向けて町民意識の啓発に努めます。	90%	a	継続	引き続き浄化槽の点検に合わせて戸別訪問し、下水道接続への促進を図ります。	上下水道係	
		■下水道事業の健全化に努めるとともに経理内容の明確化及び透明化を図ります。				浄化槽の点検に合わせて戸別訪問し、下水道接続への促進を図りました。	公営企業会計を継続していくとともに、経営戦略を策定することにより、経営基盤の安定を図ります。	上下水道係
5. 公園・緑地		総合評価 A						
(1) 公園・緑地の整備	公園・緑地の整備推進	■やまびこ広場のリニューアルなどの公園整備にあたっては、町民から来訪者までが楽しめる施設になるよう、利用者のニーズを踏まえた施設の検討、整備を進めます。	80%	a	継続	やまびこ広場については、人工芝の張替えや照明施設の改修など必要ですが、新たな観光スポットやスポーツ環境の場などのニーズに対応した施設となるよう検討して整備する必要があります。	計画監視係	
		■防災機能を備えた、みろく児童公園の拡張整備を進めます。				解体した旧社会体育館跡地に防災機能を備えた（仮称）湯田中温泉公園を整備するため、整備検討委員会を組織し検討を行いました。令和5年度に整備基本計画の策定して令和6年度に実施設計、令和7年度に整備工事を行います。	みろく公園の整備は、旧社会体育館跡地に防災機能を備えた施設を整備するため、この施設との連携を踏まえた整備内容の検討が必要となります。	計画監視係
		■老朽化したベンチなど施設更新や公園内樹木等の適正管理を行います。				町内公園の整備については、管理団体や関係団体と協力して必要な施設の更新を行うとともに、草刈りなどを定期的に行い、住民が快適に利用できるように管理を行いました。	公園の維持管理にあたっては、行政のみでは限界があることから、地域の公園として住民や関係団体の協力を得ながら管理していくことが必要となってきました。	計画監視係
	子どもの遊び場の充実	■やまびこ広場の親水施設などは、子育て世代の利用ニーズが高いことから、利用者の意向を踏まえた施設の運用を進めます。	70%	b	継続	やまびこ広場の親水施設や遊具は、子育て世代の利用ニーズが高いため、施設を安全かつ快適に利用できるよう、清掃や保守点検など適正な管理に努めていきます。	計画監視係	
		■街中の空地について、子どもたちが身近に利用できるポケットパークなどを検討します。				みろく児童公園や本郷児童公園など、児童が利用できる公園の整備、遊具の点検等を行い、安全に利用できるように整備しました。	今後のポケットパークなどの整備にあたり、どの程度の利用ニーズがあるか、またどのような施設・設備が必要か検討する必要があります。	計画監視係
	公園施設の共同管理	■町民と行政が協働で愛着をもって管理できるようアダプトシステムを促進します。	60%	b	継続	地域の公園として、アダプトシステムにより住民の協力を得ながら管理を行いたい、近年では担い手不足により協定団体がなくなってしまうことから、団体の育成、支援の検討が必要であります。	計画監視係	

第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土（都市基盤・自然環境・生活環境・防災）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係	
第2節 自然と人が調和する持続可能な郷土をつくる								
1. ユネスコエコパーク								
総合評価 C								
(1) 自然環境の保護保全	保護保全意識の高揚	■地域の恵まれた自然環境を知り学ぶためのセミナーや説明会を継続して開催します。	志賀高原ユネスコエコパークセミナー(雪白舞ワラを使ったしめ縄づくり、須賀川竹細工体験、気候変動講演会等)を年3～5回行い、理念の普及に取り組みました。	60%	b	継続	セミナーは継続して行うが、今後は公民館活動との連携または移行が望ましいです。	国立公園係
		■保護保全のための監視や指導、ルールやマナーを周知する取り組みを実施します。	外来種駆除、ゲンジボタル保護等のためルールやマナーの周知を行いました。				今後も継続していきます。	国立公園係
	保護保全活動の実施と連携支援	■環境省・信州大学や地域関係団体等との継続連携、民間企業等との新たな連携、更なる官学連携を図り、自然保護のための調査やモニタリング、各種保全活動を実施します。	信州大学教育学部との連携協定に基づき、「志賀高原ユネスコエコパークの保全とそれを活用した持続可能な地域社会の構築に関する研究」をテーマに受託研究業務を委託してきました。核心地域の保護保全に係る調査等を継続して行ってきました。	50%	c	縮小	信州大学と連携し調査等を今後も行っていきます。	国立公園係
		■各種保全活動に取り組む団体を支援するとともに、ボランティア活動の促進を図ります。	外来種駆除活動を行う団体を中心に「志賀高原ユネスコエコパーク活用支援補助金」を制定後毎年度交付しました。				今後も継続していきます。	国立公園係
		■志賀高原ユネスコエコパーク協議会へ参画し、管理運営のための計画策定やエリア見直しを関係町村と連携して取り組みます。	H28年度から志賀高原BR協議会内にWG会議を設置するとともに、管理運営に取り組んでいる。また同じくエリア拡張に係る検討調整を進め、R7年度にエリア拡張が行われる予定です。				エリア拡張に伴い対外PR活動を進めていきます。	国立公園係
■ラムサール条約登録湿地制度や日本ジオパーク制度など、国内外の自然文化に関する各種認証制度の活用や連携を図ります。	認証制度の活用を図ることはできませんでした。	ジオパーク、ラムサール条約登録湿地等の管轄が推進室業務とは異なるため今後は廃止とします。	国立公園係					
■国立公園内における開発行為については、環境省や地元関係者と連携し、環境に配慮した適切な管理に努めます。	ユネスコエコパークの管理・運営及び活用を図るための体制として、志賀高原BR協議会（幹事会・WG会議・5町村担当者会議）を整備して関係町村との連携体制を確保しました。	WG会議を中心に環境保全と経済発展の取り組みを進めていきます。	国立公園係					
(2) 自然・遺産を引き継ぐための調査研究と教育	環境教育の推進と次世代の人材育成	■環境学習プログラムのブラッシュアップへの支援や、更なる体験者の誘致に向けた支援を行います。	環境学習プログラムのブラッシュアップ支援を行うことはできませんでした。フェア等でのPRはすることができました。	40%	c	継続	フェア等でのPRは継続していきます。	国立公園係
		■自然の大切さや関わり方、生き物に対する思いやりなど、豊かな人間性を育むための子どもを対象とした自然体験イベントを開催するなど、ユネスコエコパークを活用した次世代の人材育成の取り組みを進めます。	外来種駆除活動のセミナーは小学生を対象として行いました。				今後は子どもに限らずユース世代も含めて活動募集を行います。	国立公園係
		■ユネスコエコパークでの環境学習推進の拠点施設でもある志賀高原自然保護センターの機能充実を支援します。	自然保護センターは設立以来、機能の拡充を行ってきませんでした。R7年度に改修を行う予定です。				センター改修に伴い機能充実の支援を行います。	国立公園係
		■ユネスコスクール活動や ESD推進につながる環境整備や支援充実を図ります。	志賀高原ユネスコエコパーク公式HP（山ノ内町管理）では子ども向けの学習用サイトをオープンしました。				公式HPの内容を充実させていきます。	国立公園係
管理運営のための人材育成	■志賀高原での環境学習や、移行地域における自然文化体験の促進を図るため、ガイドや指導者の養成、受入体制の整備を進めます。	ガイドの養成は志賀高原ガイド組合が行う業務のため当推進室としては支援を行いませんでした。	30%	d	縮小	廃止とします。	国立公園係	
	■学校・地域・社会のつながりを通じた特色あるイベントを開催するなど、広く町民や地域関係者を対象とした人材育成の取り組みを進めます。	教員向けセミナーを実施し、ユネスコエコパークの地域資源を活用した教育活動を推進しました。				今後のセミナー活動などを充実させていきます。	国立公園係	
	■国際的位置付けを有するユネスコエコパークに関連させたグローバル教育やグローバル人材育成の取り組みを進めます。	推進室業務で取り組みは行いませんでした。				廃止とします。	国立公園係	
(3) 文化的・社会経済的に持続可能な地域づくり	ユネスコエコパークの知名度向上と産業活性化	■イベント出展やフェア開催、テレビ放映や SNS活用など、様々な手法を用いて広報活動を実施し、更なるユネスコエコパークの知名度向上を図ります。	志賀高原ユネスコエコパーク協議会の業務としてフェアに出展し、知名度向上を図ることができました。	30%	d	見直し	フェア出展等は継続していきます。※別項目に同様の内容があるため本項目は廃止とします。	国立公園係
		■インバウンド推進や海外のユネスコエコパークとの交流や連携を視野に、国外に向けた情報発信の充実を図ります。	国外に向けた情報発信は実施できませんでした。				志賀高原自然保護センター等を活用し、ユネスコエコパークや国立公園の認知度向上を図ります。	国立公園係
		■観光と農業が連携するグリーンツーリズムなど、ユネスコエコパークを中心に産業界が連携できる取り組みの検討を進めます。	グリーンツーリズム協議会が解散したため取り組みは検討していません。				廃止とします。	国立公園係
		■環境にやさしい農業の推進やロゴマークを活用した農産物の産地保証とともに、民間事業者とも連携しながらユネスコエコパークブランドの研究・確立に取り組みます。	農林振興課ブランド農業推進室が中心となって行う業務であり、当推進室はロゴマークの認可のみを行いました。				ブランド農業推進室が行う業務のため廃止とします。	国立公園係
		■里山資源や文化資源の掘り起こしと磨き上げにより、新たな観光資源としての活用や商品開発に向けた検討、支援を行います。	地域資源の掘り起こしはできましたが商品開発等の検討はできませんでした。				観光局に移管または廃止とします。	国立公園係
2. 景観								
総合評価 A								
(1) 良好な景観の形成	景観形成の推進	■特色ある里山や農村風景、温泉街等の町の景観保全及び形成を図ります。	景観計画に基づく景観形成基準に則り整備を進め、町の景観保全に努めました。	70%	b	継続	町の景観を保全していくため、引き続き景観計画に基づく景観形成を推進していきます。	景観維持係
		■景観住民協定の締結を促進するなど町民と協働による景観形成を推進します。	景観づくり住民協定に向けた広報や説明会等を実施して住民協定団体の増加に努めました。また、景観づくり団体や住民協定地区・協定者に対し景観づくり事業補助金を交付して、地域ルールに基づく景観づくりの支援を行いました。				自主的な景観づくり活動を行っている地域もあることから、更なる住民協定団体の増加を図りながら、地域における景観づくりを推進していきます。	景観維持係
	建築物基準の適正な指導	■景観条例等に基づいた適切な指導、誘導に努めます。	建築等の行為を行う場合に、景観届により景観形成基準に準じた内容であるか審査を行い必要であれば指導・助言を行いました。	80%	a	継続	今後も町の景観を保全するために、建築行為の際には景観形成基準に準じた内容であるか審査を行います。	景観維持係
	公共事業における景観形成	■道路整備や公共施設整備において、周囲の景観との調和に配慮します。	地域からの要望と景観の両方に配慮し事業を進めました。	60%	b	継続	新規の道路整備や公共施設整備においては、周囲の景観に配慮した設計を行い事業を進めます。	景観維持係
(2) 町民の景観育成活動の促進	景観を守り育てる町民活動の促進	■景観に関する意識啓発と町民主体の地域ルールづくりを支援します。	景観づくり住民協定に向けて広報での意識啓発を行いました。景観づくり団体や住民協定地区・協定住民に対して景観づくり事業補助金を交付し、地域ルールに基づく景観づくりの支援を行いました。また、地域が進める景観づくり活動に対してアドバイザーを派遣することで、地域の景観・風景づくりの取り組みに対する支援を行いました。	60%	b	継続	町の景観保全の観点において、住民の景観に対する意識向上と協力は不可欠であり、引き続き地域における景観形成に係る取り組みを進めます。また、景観づくり事業補助金においては、個人における修景も含まれることから補助額や回数などの見直しの検討も必要となっています。	景観維持係
		■花と緑の風景づくり事業を推進し、沿道や地域を花で飾り、町民や来訪者に潤いと温かさが感じられるまちづくりを図ります。	アダプトシステムにより町道沿いの緑化活動を支援しました。また、町の玄関口の一つである道の駅北信州やまのうちを中心に国道292号沿いの植栽、草刈り等を行い、景観形成に努めました。	80%	a	継続	道路沿いなどにおける緑化は、町のイメージにも繋がることから引き続き植栽や草刈り等を行い景観形成に繋がっていきます。	景観維持係
	■アダプトシステム登録団体の啓発を図ります。	アダプトシステム登録団体においては、新たな団体の発掘、育成に向けて広報による啓発を行いました。	アダプトシステム登録団体は、区や地域グループなどの団体を対象としており、なかなか増加は困難な状況ですが、引き続き新たな団体の発掘、育成を進めていきます。				景観維持係	

第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土（都市基盤・自然環境・生活環境・防災）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係		
3. 環境・衛生									
総合評価 A									
(1) 快適な生活環境づくり	生活衛生の向上	■旅館及びホテル等におけるレジオネラ症の発生の危険性を除去すべく、環境保全設備の整備を支援します。	「鉱泉源の保護管理及び施設等補助金」と「旅館・ホテル等の環境保全設備等整備補助金」を一元化し手続きの簡略化を図りました。	90%	a	継続	補助金交付を継続し、環境保全設備の整備を支援します。	経済振興係	
		■狂犬病予防注射の接種を促進します。	保健所や獣医師会と連携し、広報誌等での促進活動の成果もあり、接種率93%超えを維持することができています。				引き続き、関係機関と連携し、狂犬病の予防接種を促進していきます。	住民環境係	
		■地域で取り組む害虫等の共同防除を支援します。	地域全体で取り組む害虫の共同防除に対して、防除機材の貸出や薬剤の現物支給等による支援を行いました。				定期的に発生する害虫の大量発生等への抑止ともなるため、今後も共同防除の支援を継続していきます。	住民環境係	
		■協働による地域美化活動を推進します。	衛生自治会と連携し、花と緑の風景づくり事業や夜間瀬川環境整備事業への参加協力を行いました。				引き続き、衛生自治会と連携し、各種団体等が行う美化活動への協力をを行います。	住民環境係	
	公害の防止	■苦情処理、監視体制の充実と事業者などへの指導や啓発により公害防止に努めます。	野外焼却や水濁事故防止に向け広報誌等による啓発活動を実施し、野外焼却による健康被害防止や油漏洩事故による環境被害防止に対する意識の高揚を図りました。	90%	a	継続	引き続き、広報誌等を用いた啓発活動を進めるとともに、監視体制等の充実、事業者への指導等も行い、公害防止に努めます。	住民環境係	
(2) 環境負荷の少ない循環型社会づくり	ごみの減量化	■衛生自治会等と連携しつつ、ごみ分別指導等を通じ、リサイクルの推進を図り、ごみ減量化に向けた活動支援と意識啓発を促進します。	衛生自治会並びにシルバー人材センター委託による地区ごみ集積所における分別指導により、可燃ごみの減量化と資源ごみリサイクルの推進を図りました。また、ごみ分別冊子を全戸配布し、更なるリサイクルの推進と、ごみ減量化の意識啓発を促進しました。	90%	a	継続	引き続き、衛生自治会と連携し、各地区集積場所におけるごみ分別指導等を通じ、リサイクルの推進を図り、ごみ減量化に向けた活動支援と意識啓発を促進します。	住民環境係	
		ごみ収集・処理体制の充実	■効率的なごみ収集体制の維持と衛生自治会との連携による収集場所の衛生管理に努めます。	塵芥車の定期的な更新を行い、ごみ収集体制の充実を図りました。	90%	a	継続	引き続き、ごみ収集体制の確保と集積場所の衛生管理を徹底し、住民の利便性向上、環境の美化に努めます。	住民環境係
	■北信保健衛生施設組合による共同処理施設の適正な運用に努めます。		北信保健衛生施設組合施設に投入ごみ監視コンベアが設置され、安全対策が講じられました。焼却灰の再資源化により、最終処分場の延命化が図られました。	北信保健衛生施設組合による、共同処理施設の適正な運用に努めます。				住民環境係	
	■一般廃棄物処理業を行う許可業者の適正な監督や指導に努めます。		毎月の実績報告及び2年毎の許可更新申請時における適正指導を図りました。	引き続き、ごみ収集・運搬業許可業者の適正な監督・指導に努めていきます。				住民環境係	
		不法投棄等監視体制の強化	■各種機関や町民との連携により不法投棄等監視体制の強化を図ります。	長野県不法投棄監視連絡員や衛生自治会との連携により、監視体制の強化を図りました。広報誌等により、不法投棄防止に対する意識の高揚を図りました。	90%	a	継続	引き続き、関係機関等との連携、広報活動の充実により、不法投棄等監視体制の強化を図ります。	住民環境係
		し尿処理体制の維持・確保	■下水道の進展による接続率向上に努めつつ、長期的な視点から必要なし尿収集・処理体制を維持します。	浄化槽の点検に合わせて戸別訪問し、下水道接続への促進を図りました。収集運搬業者と連携し、し尿収集・処理体制の確保を図りました。	90%	a	継続	引き続き、下水道の接続率向上に努めつつ、住民にとって必要なし尿収集・処理体制の確保を図ります。	住民環境係
	地球にやさしいエネルギーの推進	■温泉熱や雪氷熱、太陽光など、地域の特性に合った自然エネルギーを有効活用した取り組みの支援を行います。	令和6年度より、再生可能エネルギー利用設備設置費補助金として新たな補助区分を設け、蓄電設備・太陽熱利用設備・地中熱利用設備の設置の促進を行いました。（目標33件・実績20件）60%	60%	b	継続	再生可能エネルギー利用設備設置費補助金を継続していきます。	地域創造係	
■公共施設や宿泊施設、防犯灯などのLED化更新を進め省エネルギーの推進を図ります。		公共施設については、計画的にLED化を進めてきました。防犯灯についても補助を通じて推進しています。（防犯灯補助R3:60・R4:37・R5:44・R6:11）	計画的に公共施設のLED化を進め、防犯灯のLED化を支援します。				地域創造係		

第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土（都市基盤・自然環境・生活環境・防災）

具体的な施策		主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係
第3節 人とのつながりで希望のある安心な郷土をつくる								
1. 交通安全・地域安全			総合評価 A					
(1) 交通安全対策の充実	交通安全に関する普及啓発の推進	■交通安全運動期間中に警察署や交通安全協会など関係機関により行われる街頭指導所や広報誌を通じた情報提供により、交通安全に対する意識の高揚と啓発活動を推進します。	山ノ内町交通安全推進本部を中心に、県の対策と一体的な取り組みとして、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることを目的に、年4回実施される交通安全運動期間において、関係機関や団体と協力し、町内はもとより中高管内を含めた広域的な街頭啓発を実施しました。	100%	a	継続	年間を通じ多くの観光客が訪れるなか、平成30年6月以降、交通死亡事故ゼロ継続日数は、3月末時点で2,472日を超え継続中。引き続き交通安全運動による関係機関と一体となった活動の実践が必要です。	危機管理係
	交通安全活動の推進	■山ノ内町交通安全推進本部との連携や交通安全活動の支援を図ります。	山ノ内町交通安全推進本部を中心に、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることを目的として取り組みました。関係機関や関係団体と連携し交通安全思想の普及・浸透を図り、目標に向けて着実に前進しています。県の対策と一体となった取り組みを実施しました。また、毎年、交通災害共済加入推進も取り組んでまいりました。	100%	a	継続	地域ぐるみによる継続的な啓発活動は交通安全意識の醸成に重要な役割を担っていることから、引き続き山ノ内町交通安全推進本部を中心とした啓発活動が必要です。	危機管理係
	交通安全施設の充実	■ガードレールやカーブミラーなど交通安全施設の適正な管理と老朽施設の更新を進めます。 ■通学路を中心に安全対策事業等を通じ危険箇所の把握に努めるとともに安全確保を図ります。	地元要望等の現地確認により施設の設置・改修を行いました。 関係機関や道路管理者と連携し、通学路における合同点検を実施しています。	80%	a	継続	今後も地元等要望を踏まえ、安全性を考慮した計画的な整備・改良の実施します。 通学路合同点検の実施、学校との情報共有により安全確保に努めます。	建設係 学校教育係
(2) 地域防犯対策の充実	地域防犯力の強化	■山ノ内町防犯協会や自治会等と連携し、地域防犯パトロール等の活動支援に努め、防犯力の強化を図ります。	山ノ内町防犯協会では各地区防犯指導員を中心に毎年夏と年末の2回に亘り町内一斉防犯パトロールを実施しています。防犯指導員は地区内の見回りと戸別にチラシを配布し、防犯意識の高揚を図りました。	100%	a	見直し	防犯指導員の担い手不足が課題であることから、街頭防犯カメラの整備を検討し、より効果的な防犯啓発活動を実施する必要があります。	危機管理係
		■小中学校や自治会等との連携により、危険箇所における防犯灯整備を支援します。	地域住民の皆さんが地域の実状により設置する防犯灯について、新規及びLED型照明器具への更新に対し設置費用の1/2、上限50万円を補助し犯罪が発生しにくい環境づくりを推進しました。				現行の補助要綱では新規またはLED型以外のものをLED型器具に更新するものを対象としていますが、更新済のLED型照明も10年を越え寿命を迎える場所もあることを踏まえ、対象の見直し検討が必要です。	危機管理係
	防犯に関する普及啓発の推進	■警察署や防犯協会からの防犯情報の迅速な提供に努めるとともに防犯意識の啓発を推進します。	町ホームページや広報やまのうち、SUGUメール、公式LINEで情報提供するとともに、中野警察署や悪質商法振り込み詐欺等防止協力員と連携し増加傾向にある特殊詐欺被害防止のため、町内金融機関やコンビニエンスストアにおいて、チラシ等の配布に合わせ被害防止を呼び掛けました。	100%	a	継続	必要な情報を住民に提供することは重要であり、町ホームページや広報やまのうち、SUGUメール、公式LINEを活用した情報発信は大きな効果がある。引き続き、広報活動のほか集まり機会をとらえ情報提供を図る必要があります。	危機管理係
		■小中学校と連携し、防犯用品の配布や少年犯罪の抑制に向けた協力体制、啓発活動の充実を図ります。 ■携帯電話やインターネットの安全な利用環境の周知と啓発活動の充実を図ります。	町ホームページや広報やまのうち等を活用した啓発のほか、成人年齢の引き下げにより若者が犯罪被害に巻き込まれないよう中学性に対し、チラシを配布し注意喚起を行うとともに、小中学校では保護者とともにメディアの適切な利用について学び、犯罪被害防止の啓発を行いました。 町ホームページや広報やまのうち、SUGUメール、公式LINEを活用し、最新の犯罪現状を提供し注意喚起を行いました。				生徒向けに注意喚起のチラシを配布するとともに各学校で実施する、正しいメディア利用や薬物乱用防止などの防犯対策授業を引き続き実施し被害防止を図る必要があります。 引き続き町ホームページや広報やまのうち、SUGUメール、公式LINEを活用し、最新の犯罪現状を提供し注意喚起を行います。	危機管理係 危機管理係
2. 消費生活			総合評価 A					
(1) 消費生活に関する啓発活動の推進	啓発活動の推進	■消費者被害未然防止のため、契約トラブルや悪質商法などの情報提供や出前講座による地域学習会の実施など、啓発活動を推進します。	関係団体と連携し高齢者の集まりの機会をとらえ悪質商法による契約トラブル防止や詐欺被害防止について情報提供や出前講座のほか、街頭啓発等注意喚起を行いました。	100%	a	継続	様々な機会をとらえ被害防止に向けた啓発事業を継続し、地域全体が消費者被害や契約トラブル防止のための知識を習得し、消費者被害防止を図ります。	危機管理係
(2) 消費生活相談の充実	相談体制の充実	■消費生活センターや弁護士との連携、各種研修会への派遣等のスキルアップを図り、相談、支援体制の拡充に努めます。	専任の相談員を常勤で配置し相談対応を行っています。相談員は定期的に講習会に参加しスキルアップを図るとともに、長野県消費生活センターと連携し困難事例のアドバイスを受け対応しています。	90%	a	見直し	資格を有する相談員の人材確保が課題であることから、広域的な相談体制の構築について検討を進め、相談体制の効率化と充実を図ります。	危機管理係
	消費者団体の活動支援	■消費者団体等の活動支援と育成に努めます。	山ノ内町消費者の会は組織の高齢化等の事情からしばらくの間、活動休止状態となっています。今後の再始動の見込みがありません。	50%	c	見直し	消費者問題に意識の高い人材等の発掘と新たな組織づくりを推進します。	危機管理係

第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土（都市基盤・自然環境・生活環境・防災）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係
第4節 守りあい・支えあいによる安全な郷土をつくる							
1. 防災							
総合評価 A							
(1) 地域防災力の向上	地域防災力の強化	<p>■防災訓練の実施や自主防災組織の育成、活動支援に努め、自主的な地域防災力の強化を図ります。</p> <p>■「地域の命は地域で守る」ことを基本に、地区防災計画や災害時住民支え合いマップなどの策定支援を図ります。</p> <p>■自主防災組織の地域間連携及び自主防災アドバイザーの育成・活用を推進します。</p>	100%	a	継続	<p>実災害の対応に向けて、タイムラインに沿った、避難情報の発信、避難行動要支援者の避難支援、避難所の開設が一連の流れで進められるよう地域防災力の強化を図ります。</p> <p>避難行動要支援者名簿、個別避難計画の更新をし、地域の避難支援体制の構築を継続実施します。</p> <p>災害の発生を前提に、共有したタイムラインに基づき、町と自主防災組織が連携して、「いつ、誰が、何をするか」に着目した防災行動がスムーズに行われるよう連携強化を図ります。</p>	<p>危機管理係</p> <p>危機管理係</p> <p>危機管理係</p>
	防災知識の普及と防災意識の向上	<p>■防災に対する情報提供に努め、町民の防災知識の普及、防災意識の向上を図ります。</p>	100%	a	継続	<p>過去に起きた風水害の歴史や予想される大地震の被害予測から、災害時の行動を理解し被害が最小限となるよう防災知識の普及・啓発を図ります。</p>	危機管理係
			<p>タイムラインの共有、防災講習、本部避難所運営キットの配備、毛布等備蓄品の配置の見直し、避難所開設計画など防災力の強化を図りました。消防・防災体制の満足度調査において、前回比較、満足やや満足で9.4ポイント上昇、不満やや不満で10ポイント低下しました。</p> <p>個別避難計画を作成、避難支援等関係者間で避難行動要支援者の避難支援について検討する機会を設け、避難訓練を行うなどより実践的な防災活動へ進展させました。消防・防災体制の満足度調査において、前回比較、満足やや満足で9.4ポイント上昇、不満やや不満で10ポイント低下しました。</p> <p>町と自主防災組織が情報を共有し災害時に適切な連携ができるようタイムラインを作成、災害を想定した訓練を実施することにより実災害の対応能力の向上を図りました。消防・防災体制の満足度調査において、前回比較、満足やや満足で9.4ポイント上昇、不満やや不満で10ポイント低下。町からの配信不足情報調査において、防災・気象情報は、順位を6下げ前回比較11.5ポイント上昇しました。</p>				
(2) 防災体制の充実強化	災害に備えた体制の強化	<p>■必要に応じ地域防災計画や防災マップの見直しを進め、防災体制の強化を図ります。</p> <p>■災害時の迅速、正確な情報の伝達を図るため、気象情報及び警報レベル発令時の詳細な情報収集に努め、防災情報伝達手段の多様化・多重化を進め、住民及び来訪者にやさしい情報伝達を目指します。</p> <p>■災害時において自治体間の相互応援体制を強化するため、近隣市町村、広域市町村等の連携強化を図ります。</p> <p>■防災拠点の充実を図るため、あらためて代替庁舎の検討を行います。</p>	100%	a	継続	<p>必要に応じて各種計画等の見直しを進め、防災体制の強化を図ります。</p> <p>防災情報配信手段の充実が図られた次の段階として、複数ある配信手段を迅速確実に操作できるよう部署を横断した訓練に取り組み、災害対策本部の体制強化を図ります。</p> <p>受援計画に基づく各種協定を進めます。</p> <p>防災拠点となる避難所の初動体制の充実を図ります。</p>	<p>危機管理係</p> <p>危機管理係</p> <p>危機管理係</p>
	消防力の強化	<p>■岳南広域消防本部と連携した広域消防体制及び多様多様化する災害対応の推進や計画的な消防施設及び消防水利の整備、更新による消防力の強化を図ります。</p>	80%	a	継続	<p>岳南広域消防組合と連携した広域消防体制を維持し、消防活動の基盤である消防施設及び消防水利を計画的に整備、更新を図ります。</p>	消防係
	消防団の強化	<p>■消防団員の確保・育成に努め、各種災害における対応能力及安全管理の向上や装備の充実を図ります。</p> <p>■現状の消防団の課題に対し、時代に即した消防団のあり方検討を行い、改革を推進し、更なる消防団の強化を図ります。</p>	80%	a	継続	<p>女性部、機能別消防団員を含めた団員の確保及び育成に努め、各種災害における対応能力及安全管理対策や装備充実を図ります。</p> <p>現状の課題や時代に即した消防団のあり方を検討し、更なる消防団の改革を推進し強化を図ります。</p>	<p>消防係</p> <p>消防係</p>
	防災ネットワークの強化	<p>■災害時における、地域防災情報システムの円滑な運用及び情報伝達手段の拡充に向け、SNSの活用も含めた多様化・多重化を推進し、より多くの方へ迅速で正確な広報を行うことで災害の未然防止、減災に努めます。</p>	100%	a	継続	<p>防災情報配信手段の充実が図られた次の段階として、複数ある配信手段を迅速確実に操作できるよう部署を横断した訓練に取り組み、災害対策本部の体制強化を図ります。</p>	危機管理係
			<p>避難情報の判断・伝達マニュアルの見直し、受援計画の見直し、避難行動要支援者支援計画の策定など計画等を見直しを図りました。</p> <p>防災情報等の受信人口カバー率、SUGUメール15.1%、LINE41.7%、戸別受信機8.9%、緊急速報メール90.2%、Yahoo!防災速報25.7%、多様化・多重化を図りました。消防・防災体制の満足度調査において、前回比較、満足やや満足で9.4ポイント上昇、不満やや不満で10ポイント低下。町からの配信不足情報調査において、防災・気象情報は、順位を6下げ前回比較11.5ポイント上昇しました。</p> <p>災害時において応援団員の受け入れ態勢を充実するため、受援計画の見直しを図り、災害発生後の迅速な復旧に向けた体制の見直しを図りました。</p> <p>防災拠点の充実を図るため、代替庁舎を福祉センターから文化センターに変更する取り組みを行いました。</p>				
(3) 災害未然防止対策の充実	住宅・公共施設等の防災対策の推進	<p>■住宅や民間施設の耐震化を促進するため、長野県と連携した耐震診断や耐震化への相談体制の整備及び支援に努めます。</p> <p>■公共施設等の計画的な耐震化など、防災拠点としての整備を進めます。</p> <p>■リフォームとあわせた耐震改修への広報啓発に努めます。</p>	70%	b	継続	<p>耐震診断は実施したが改修に係る所有者の費用負担が大きく、耐震改修まで至らないケースも多くありますが、耐震化を進めるうえで、国や県と連携した耐震改修に対する支援の検討も含め、引き続き取り組んでいく必要があります。また、避難所となる区有施設においても、耐震改修に係る補助金の交付など引き続き支援体制を確保します。</p> <p>引き続き公共施設等の計画的な耐震化、防災拠点としての整備を進めます。</p> <p>住宅のリフォームなども含めた耐震改修に対する支援の検討が必要になっています。</p>	<p>計画監視係</p> <p>危機管理係</p> <p>計画監視係</p>
	台風や集中豪雨対策の推進	<p>■防災マップによる危険か所情報の提供に努めます。</p> <p>■河川改修、土砂災害防止対策、雨水排水対策等を計画的に進めます。</p>	80%	a	見直し	<p>タイムラインに基づいた防災訓練の実施を図ります。</p> <p>台風や集中豪雨による土砂災害や河川の氾濫への対策のため、引き続き県と連携を図り事業を進めます。また、市街地など集落地の雨水排水対策については、計画の再検討が必要です。</p>	<p>危機管理係</p> <p>計画監視係</p>
			<p>洪水浸水想定区域図と河川水位が避難情報と避難行動とどう関連しているのか、土砂災害警戒区域と土砂キキクルと避難情報と避難行動がどう結びついているのかなど、元年台風19号の例を上げ、タイムラインを示し分かり易く住民説明講習を実施しました。消防・防災体制の満足度調査において、前回比較、満足やや満足で9.4ポイント上昇、不満やや不満で10ポイント低下しました。</p> <p>県が実施する河川維持事業や急傾斜、砂防、地すべりなどの土砂災害防止対策事業に協力推進を図りました。</p>				

第6次山ノ内町総合計画 前期計画 施策検証シート

第5章 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土（協働・行財政・人権）

具体的な施策		主な取り組み		前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価		進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針		担当係
第1節 みんなが活躍する協働の郷土づくり											
1. コミュニティ											
総合評価 A											
(1) コミュニティ意識の醸成	コミュニティ意識の醸成	■町民全体の連帯感の醸成を図るため、夏まつりの継続や地域づくり事業の支援を通じ、住民自らが地域づくりに対する意識の高揚を図ります。	新型コロナウイルスによる中断もあったが、アーティストステージやキッチンカー、環境に配慮したイベントにするなど、新しい取り組みとともに、踊りや体験ブースも実施し、夏まつりを開催しました。（平成30年度：2,200名→令和6年度：3,200名）145%	100%	a	継 続	町民や観光客が楽しめる夏祭りを継続していきます。	地域創造係			
		■広報やホームページ、SNS等を活用したコミュニティ意識の醸成を図ります。	広報やホームページの他、公式LINEを導入し、町の情報を発信するなどコミュニティ意識の醸成を図りました。（令和3年開始→令和6年度5,748名）				デジタル技術の浸透に沿いながら、情報発信手段を導入します。	総務係			
	若年層に向けた意識啓発	■転入者や若年世帯に対し、コミュニティ活動への積極的な参画を促すとともに行政情報の提供などを行い、地域の一員としての意識付けを図ります。	公式LINEやSUGUメールなどにより、町の情報を発信しました。LINE（令和3年開始→令和6年度5,748名）SUGUメール（1,690名）人口カバー率67.2% 目標40% 168% 移住検討者に、区の役割やコミュニティ活動について説明し加入を促しました。	100%	a	継 続	デジタル技術の浸透に沿いながら、情報発信手段を導入します。	地域創造係			
		■若い人たちがまちづくりなどの会議に参加しやすい広報や募集方法を検討し、会議では意見の言える雰囲気づくりを図ります。	町長と語る会や、学校統合の会議ではオクレンジャーでの通知やPTAの会議に合わせる、後期計画策定では若者ミライ会議の開催など、若い人の意見を集める活動を行いました。				継続して、若者が町に意見を伝えられる場を作ります。	地域創造係			
(2) コミュニティ活動の充実	コミュニティ活動の支援	■地域や学校、または地域と学校等が連携し、子どもたちや若い人が地域住民とふれあう機会の創出に努めます。	雪白米やりんごの栽培や販売を通じ子どもと地域がつながる活動を行いました。（3小学校：雪白米・南西小：りんご）	100%	a	継 続	子どもと地域住民の触れ合いの場として、雪白米やりんごの栽培・販売について継続していきます。	地域創造係			
		■地域内で行うコミュニティ活動や地域活性化事業には、補助金等により支援を行い、地域の自主的な活動のサポートを図ります。	地域活性化事業支援補助金や、協働のまちづくり推進事業支援補助金を通じ、地域活動のサポートを図りました。（R3～5：2件、R6:3件）				引き続き、地域活性化事業支援補助金や、協働のまちづくり推進事業支援補助金を通じ、地域活動のサポートを図ります。	地域創造係			
	ボランティア活動の促進	■町民の自主性と自発性に基づく、コミュニティ活動への参画を促進するため、コミュニティ活動のための情報提供に努めるとともに、関係人口の創出を支援します。	広報で、地区のお祭りや行事の紹介を行いました。（R3～R6：15回）	100%	a	継 続	各コミュニティの情報や活動について発信します。	地域創造係			
		■ボランティア活動の中心となっているつつみ住民活動センターを拠点として、ボランティア活動への参加意識の醸成を図り、活動支援を行います。	つつみ住民活動センターへの負担金を通じ活動支援を行いました。（各年195万円）				引き続き、つつみ住民活動センターへの補助金を通じ活動支援を行います。	地域創造係			
2. 町民参加											
総合評価 A											
(1) 協働のまちづくりの推進	協働意識の醸成	■役割による負担感を減らしながら、協働意識の醸成を図ります。	区長の各委員会等への役員を分散しました（12/42）。配布物の削減について検討を始めました。	60%	b	拡 充	情報技術の活用により文書配布の省力化をするなど、役割の軽減を行います。	総務係			
	協働の仕組みづくりの推進	■町政参画と協働の拡充につながる新たなルール、仕組みづくりの推進を図ります。	地域活性化事業支援補助金や、協働のまちづくり推進事業支援補助金を通じ、地域活動のサポートを図りました。（R3～5：2件、R6:3件）	100%	a	見 直 し	ネットの活用を進めるとともに、町民同士が集まる場所の設定や、共同につながる取り組みについて検討します。	総務係			
		■協働によるまちづくりに若者の声を反映させるため若者の参加呼びかけを強化します。	町長と語る会や、学校統合の会議ではオクレンジャーでの通知やPTAの会議に合わせ、後期計画策定では若者ミライ会議の開催など、若い人の意見を集める活動を行いました。				継続して、年に数回若者が町に意見を伝えられる場を作ります。	総務係			
	町民団体の活動促進	■町民活動団体の育成・支援と協働事業の効果的な連携・協力を図ります。	地域活性化事業支援補助金や、協働のまちづくり推進事業支援補助金を通じ、地域活動のサポートを図りました。（R3～5：2件、R6:3件）	100%	a	継 続	引き続き、地域活性化事業支援補助金や、協働のまちづくり推進事業支援補助金を通じ、地域活動のサポートを図ります。	地域創造係			
地域コミュニティ活動の支援	■地域コミュニティで自主的活動を行っている各種団体、グループへの支援に努めます。	地域活性化事業支援補助金や、協働のまちづくり推進事業支援補助金を通じ、地域活動のサポートを図りました。（R3～5：2件、R6:3件）	100%	a	継 続	引き続き、地域活性化事業支援補助金や、協働のまちづくり推進事業支援補助金を通じ、地域活動のサポートを図ります。	地域創造係				
■地域おこし協力隊を積極的に活用し、新たなまちづくり活動を支援します。	活用分野を広げるため職員向けの研修を行ったほか、制度の有効活用するため募集伴走支援の利用を開始しました。	募集伴走支援、おためし協力隊制度を活用し、地域課題解決に寄与できるような人材を呼び込みます。				移住国際交流係					
(2) 情報共有の充実	情報提供の充実	■広報誌やホームページ、SNS など多様なメディアを活用し適正かつ迅速な行政情報の提供に努めます。	令和3年5月のLINE公式アカウント開設をはじめ、各種SNS（Facebook、Instagram、Twitter、YouTube）を積極的に活用しながら、特に若い世代に向けた情報発信の工夫に努めました。	60%	b	継 続	今後想定される戸別受信器の廃止や文書配布業務に係る省力化（省資源化）等を視野に、全世代（特に高齢者）を対象としたインターネット活用による情報伝達方法の工夫について検討を進めます。	総務係			
		■情報を発信する対象となる方に伝わる情報提供の方法を検討します。	各種情報の発信方法や伝達内容について、対象者（情報を届けたい方）に的確かつ迅速に伝えられるよう工夫に努めてきましたが、町民満足度では約30%弱について「やや不満・不満・未回答」としており未だ課題はあると考えています。				情報伝達の方法（紙媒体or電子媒体）、対象（全世代or一部世代）、内容（要保存or保存不要）をより明確にしたメリハリある発信に努め、効果的で迅速な情報提供に引き続き取り組みます。	総務係			
	広聴活動の充実	■目的に沿った地域での懇談会の開催や、町民と広聴体制を構築するとともに、パブリックコメント制度など広聴活動の充実を図ります。	町民と町長がテーマに沿って語り合い、まちづくりについて一緒に考える座談会として「町長と未来について語ろう会」を令和5年から実施しており、中・高・大学生の参加も歓迎することで様々な世代から広く意見を聴く場としています。	70%	b	継 続	意見箱、アンケート調査、パブリックコメント、懇談会など、広聴に係るコンテンツの充実は図られているため、今後はより多くの町民を広聴活動を通じた町政参画へと促すための意識醸成等に取り組んでいきます。	総務係			
		■懇談会等に若い方の意見を求める場合には、参加し意見を言いやすい方法をとるほか、最善の方法で通知を行います。	町公式LINEを通じたハザード報告の仕組みをはじめ、従来の口頭・電話やメール等以外による意見伝達方法を構築するなど、若い世代の方からの意見聴取の工夫について検討しました。				SNS等の利用に不慣れな高齢世代等にも配慮しながらも、若い世代を対象としたSNSを活用した意見聴取をさらに充実させる取り組みを進めます。	総務係			
適正な情報公開の推進	適正な情報公開の推進	■議会報告会を開催し、住民からの意見・要望等を集約し議員活動の充実を図ります。	コロナ禍では議会日より誌上による活動報告であったが、R5～R6では各地区での報告会を開催し、住民との意見交換会を通じ、意見・要望を直接いただくことにより、議員活動へ反映することが出来ています。	70%	b	継 続	多くの住民に参加していただけるよう開催日時や曜日等工夫をし、継続していきたい。	議会事務局			
		■町の公式な会議である議会や審議会等を公開し、その会議等の状況を明らかにすることにより、町政に対する町民の理解を深め、開かれた町政の推進を図ります。	「山ノ内町審議会等の会議の公開に関する要綱」に則り、各種審議会等の会議を公開により開催するとともに、その審議状況や結果等について公表することで、開かれた町政の推進に努めました。				町政に対する町民の関心・理解を高め、町民参加をさらに促していくために、引き続き審議会等の公開制度による情報共有に取り組めます。	総務係			
		■行政情報の適正な管理と個人情報保護に配慮した情報公開と提供を図ります。	個人情報保護や情報セキュリティの観点から必要な研修等を定期的に行いながら、行政情報の適正管理と情報公開・情報提供の推進に努めました。				引き続き適正な取り組みに努めます。	総務係			

第5章 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土（協働・行財政・人権）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係	
第2節 健全な財政運営と確実な行政経営の郷土づくり								
1. 行政サービス								
(1) 窓口サービスの充実	窓口サービスの充実	■行政手続のデジタル化を基本とした行政手続の簡略化やワンストップサービスの確立を目指し、更なる住民サービスの向上を図ります。	行政手続の電子申請化を進めました。（令和3年0件→令和6年72件）目標5件 1440%	70%	b	継続	引き続き、電子申請の推進を行い、「書かない」「行かない」役場を目指します。	地域創造係
		■担当窓口のすべての職員が対応できるよう係内研修の実施などにより接遇の向上を図ります。	窓口を有する部署の当該職員に対し、初任者研修から経験者研修まで階層に応じた専門研修を積極的に受講するよう促し、職員一人ひとりの専門知識の向上を図りました。また、一業務を二人で担当する正副担当制やすべての係員が処理できるスタッフ制の考えを継続し、窓口サービスの充実に努めました。				限られた人員の中で窓口サービスの充実を図るためには、これまでと同様の取り組みをしっかりと継続していくことが必要であると考えています。	総務係
	電子自治体サービスの充実	■公共施設の利用予約や行政手続のデジタル化の拡充検討を進めます。	行政手続の電子申請化を進めました。（令和3年0件→令和6年72件）目標5件	100%	a	継続	引き続き、電子申請の推進を行い、「書かない」「行かない」役場を目指します。	地域創造係
		■マイナンバーカードの取得促進とカードにより利用可能な各種サービスの拡充に合わせ、更なる利便性の向上を図るとともに、利用の推進を図ります。	健康診断に合わせた申請サポートや夜間・休日交付などを実施し、取得促進を図りました。				引き続き、夜間・休日交付や広報誌等により取得促進を図ります。	住民環境係
		■情報システムが便利になる一方、システムが複雑化し職員一人ひとりの情報セキュリティに対する知識と意識を高める必要があります。より安全な情報管理と運用に努めるとともに、セキュリティインシデント対応計画に沿った適正な運用を図ります。	山ノ内町行政情報セキュリティポリシーを時代に即した形に更新し、全職員へのセキュリティ研修、個人情報扱う職員にはより高度な研修を行いました。（全職員：年1回・個人情報取り扱い職員：年1回）			引き続き必要に応じて、セキュリティ研修を行っていきます。	地域創造係	
(2) 職員の資質向上の推進	職員資質の向上	■職員研修により、町職員としての義務と責任の理解や意識の向上、専門知識や技能の習得、派遣での情報収集や発信を行える人材育成体制を構築して職員資質の向上を図ります。	長野県市町村職員研修センター主催の各種研修会には積極的に職員を受講させるとともに、これを補う分野について町主催の独自研修も開催しながら、職員の意識向上や知識・技術習得を図りました。	50%	c	継続	限られた人員の中、多様化・複雑化する業務への対応力を高めるため、引き続き積極的にタイムリーな内容の研修受講を職員に促していきます。	総務係
		■中央府省庁、県、広域連合、民間団体への研修派遣や人事交流を積極的に推進し、社会や経済の動きに対応する人材育成を図ります。	期間中、環境省、長野県（総務部・企画振興部・観光スポーツ部）、長野県市町村総合事務組合、長野県地方税滞納整理機構、北信広域連合、山ノ内町観光連盟、山ノ内まちづくり観光局に職員を派遣しました。				職員数の関係上、「相互の人事交流」を基本に、引き続き人材育成のための研修派遣に取り組みます。	総務係
		■人事評価制度の見直しにより、公平で客観的な業績評価・能力評価を行い、昇格・昇給に反映し、職員の自己啓発意欲を高めるとともに、人材育成を図ります。	より公平・客観的で有益な評価制度を構築するため、抜本的な見直しを前提に調査研究を進めましたが、期間中に具体的な成果を上げることはできませんでした。				「能力・実績主義の人事管理」「職員の人材育成と組織力の向上」を目指す人事評価制度について喫緊に見直しが必要な状況であり、新評価制度の構築に向けた取り組みを鋭意進めます。	総務係
2. 行財政運営								
(1) 行政経営の効率化	適切な行政経営の推進	■「山ノ内町行政改革大綱」を継続策定し、スリムで効率的な行政経営、持続可能な財政基盤の確立を目指すとともに、町民ニーズに的確に対応した行政サービスの提供に努めます。	第7次町行政改革大綱（R4～R8）に基づき40項目の取り組みを掲げ、行政改革実施計画の策定により毎年進捗管理を行い、適切で効率的な行政運営に努めました。	100%	a	継続	R9年度からの第8次行政改革大綱（R9～R13）を策定し、引き続き実施計画との連動を図りながら進捗管理を行います。	財政係
	組織の合理化・効率化	■事務事業の見直しとともに、行政需要に対応した組織機構の見直しと庁内プロジェクトチームの活用など横断的対応による効率化、合理化を図ります。	行政改革推進本部では、毎年抽出した事業の事務事業評価を行い事業の見直しを図るとともに、行政サービスの多様化等に併せ組織機構の見直しを検討しました。	90%	a	継続	事務事業評価を継続し、選択と集中を基本に業務のスリム化を図ります。また、組織機構の効率化を進めるとともに、出来る限り業務の外部委託など進めていく必要があります。	財政係
	職員の適正管理	■定員適正化計画を改定し、計画に基づく職員の階層別・年齢別の平準化と職員数の適正管理を図ります。	高度多様化する住民ニーズへの的確な対応、社会変化に適切にきめ細かな行政サービスの提供がこれまで以上に求められる中、職員数は第3次計画の目標値を上回っている状況ですが、社会人経験者の積極的採用により年齢構成の平準化と即戦力につながる人材確保は進んでいます。（令和7年度中に第4次計画の策定を予定）	60%	b	継続	第4次計画に沿って引き続き職員数の適正管理を図ります。（職員数抑制は基本方向としながらも、一方では町を取り巻く情勢や組織の現況を踏まえ、時代に即した組織の在り方と職員数の適正化について十分検討を行った第4次計画を策定します）	総務係
		■民間経験者、実務経験者など社会人枠や就職氷河期世代の積極的な採用、知識や経験が豊富な人材の採用、障がい者の法定雇用率の確保など、社会の変化に対応した人材の確保を図ります。	職員採用に係る売り手市場、令和5年から始まった定年年齢の段階的引上げ、慢性的な専門職の不足、障がい者雇用の促進といった職員管理上の課題に対応べく、職員採用方法の工夫や会年制度の活用などにより適正な人事管理に努めてきました。			これまでの取り組みを継続するほか、職員採用において「選ばれる職場」づくり、職員管理において「中途退職されない（体職されない）職場」づくりにも取り組んでいく必要があると考えています。	総務係	
(2) 健全な財政運営	安定した財政運営	■自主財源の確保に努めながら、限られた財源を重点的、効果的に配分し、健全な財政運営に努めます。	財政構造の弾力性を判断する経常収支比率では、公債費や人件費等の増加に伴い目標値を上回っているものの、実質公債費比率及び将来負担率については、目標値を下回っている状況です。	90%	a	継続	政策的経費に充てる一般財源に限られる中、前例や慣例にとらわれず事業の「選択と集中」を基本とし、引き続き財政指標等を注視しつつ、創意工夫を凝らした財政運営を図ります。	財政係
	自主財源の確保	■納期内納税の推進及び長野県税事務所や長野県地方税滞納整理機構等の活用により、徴収体制の強化に努めます。	電話催告により自主納付を促す体制の強化や大口滞納者を優先的に長野県地方税滞納整理機構に移管するなどの取り組みにより、収納率の向上に繋がることができました。	80%	a	継続	納期内納税推進協議会の活動を通じて、能動的に税の仕組みや目的を考えてもらい、国の基本となる税に対する理解を深めていただく。また、滞納者に対しては、税の公平性の観点から、徹底した財産調査、厳格な滞納処分を行います。	収納係
		■コンビニ収納や、バーコード決済による電子マネーを利用した納付方法等を整備し、時代のニーズに即した多様な納税方法に努めます。	税務システムの標準化により、公金収納にかかる住民の利便性の向上を図ることが出来ました。				公金収納にかかる住民の利便性の向上による公金確保の観点から、より一層の納税環境の向上に努めます。	収納係
		■ふるさと寄附金（ふるさと納税制度）の拡大・促進を図り、安定した収入の確保に努めます。	ポータルサイト、新規返礼品の拡充を図り、R3からR6で約36.6%の寄附金額増としました。				一時的な寄附額増ではなく、安定的に確保できる金額の底上げを図り、引き続き町の魅力をアピールできる返礼品の創出に取り組みます。	移住国際交流係
公共施設等の適正な管理	■施設ごとの個別施設計画（長寿命化計画）をもとに、メンテナンスサイクルを構築し、トータルコストの縮減、平準化を目指します。	町公共施設等総合管理計画に基づき、R12年度までに施設面積15%縮減することを目標に施設の廃止に取り組んだ他、施設の長寿命化を計画的に進めトータルコストの縮減を図りました。	80%	a	継続	個別施設計画に基づき、廃止施設・統合施設・長寿命化施設等、適切かつ計画的に施設管理を進めます。	財政係	
	■指定管理者制度を導入している公共施設では、引き続き民間企業等の団体を活用します。	令和5年度に指定管理者の検討・更新が行われ、引き続き7施設を指定管理者にて管理を行うこととしました。				今後も残りの58施設について指定管理者制度に移行できる施設かどうか検討し、維持管理費の削減を考慮しながら引き続き指定管理を行っていきます。	管財係	
3. 広域行政								
(1) 広域行政の推進	広域行政の推進	■国や県、北信広域連合等関係機関との連携により、公共公益施設の共同建設及び運用を促進します。	北信広域連合や北信保健衛生施設組合・岳南広域消防組合など一部事務組合との連携継続のほか、令和4年度改訂「第3次北信地域定住自立圏共生ビジョン」（計画期間：令和8年度まで）に掲げられた各種取り組みに加わりながら、広域行政の推進を図りました。	70%	b	継続	町民の日常生活や経済活動が一段と広域化している現状を踏まえ、広域化によりさらに効率的な行政サービス提供につながる事業、費用削減が見込まれる事業、町・地域全体の活性化が図れる事業については引き続き広域行政を推進していきます。	総務係
		■北信地域定住自立圏構想による「北信地域定住自立圏共生ビジョン」に沿った、人口定住に必要な生活機能の確保に取り組みます。	第3次北信地域定住自立圏共生ビジョンに沿って関係市町村とともに取り組みました。				引き続き第3次北信地域定住自立圏共生ビジョンに沿って関係市町村とともに取り組みます。	地域創造係
	推進体制の強化	■北信広域連合等広域行政組織との連携を図り、推進体制の強化に努めます。	既存の推進体制を維持し、その枠組みの中で各種取り組みを継続することはできたが、新たな枠組みによる推進体制の構築（強化）を図るには至りませんでした。	50%	c	継続	単に複数自治体で連携するだけでなく、より戦略的で持続可能な地域づくりを進めていくことができる枠組みの構築（体制の強化）を目指します。連携する自治体相互の地域課題を明確にした上で、それぞれの強みを活かせる共同事業を検討するなど取り組みを進めます。	総務係

第5章 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土（協働・行財政・人権）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係
第3節 人と人が尊重し合う絆の郷土づくり							
1. 人権の尊重							
(1) 町民の安全・安心な暮らしを守り、差別を生まないまちづくり	「人権尊重の視点」に立った町政づくり	■積極的な接遇や個人の意思や人格を尊重した行政サービスの提供など、職員一人ひとりが基本的職務の遂行に努めます。	70%	b	継続	人権尊重の視点に立った町政運営は今後も継続して進めていく必要があります。職員一人ひとりの意識がさらに深まるよう引き続き取り組んでいきます。	総務係
		■あらゆる公共施設等のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進等を通じて、全員参加への環境整備を推進します。				公共施設等のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進等を通じて、全員参加への環境整備を推進しました。	財政係
(2) 偏見・差別を解消し、異文化・多様性を認め合うまちづくり	教育・啓発と交流の推進	■町職員一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、職員研修の充実を図ります。	80%	a	継続	すべての町職員が人権行政の担い手であるとの自覚のもと、引き続き必要な職員研修を実施していきます。	総務係
		■保育所・学校において、発達段階に応じた人権・同和教育や主体的な人権学習の促進を図るとともに、保育所職員や教職員、保護者への教育・啓発を推進します。				異年齢交流や、発達段階に応じた副読本「あけぼの」の活用による人権教育を保育園及び学校と連携し、実施しました。また、保護者及び保育所職員や教職員には人権講演会を実施しました。	人権政策係
		■家庭・地域における町民主体の人権学習のための支援及び公民館事業等を通じた人権学習の機会の拡大を図ります。				夏休み親子映画会、地域等による人権・同和教育学習会、オンライン講習による学習を実施しました。	人権政策係
		■企業に対する研修内容の充実や企業内研修の拡充のための支援・環境整備を推進します。				「企業人権・同和教育推進協議会」により、各企業の啓発を支援し、モデル企業への助成金を交付しました。	人権政策係
		■あらゆる場において、多種多様な媒体や手段、機会を通じた教育・啓発に取り組むとともに、偏見・差別を体験した当事者との出会いの場や交流の機会を作ります。				やまのうち人権啓発ライブラリーによる動画閲覧を実施しました。	人権政策係
(3) 人権侵害の被害者を救済するまちづくり	相談・支援体制の整備	■庁内の関係課をはじめ、国や県、関係機関との連携を強化し、相談・支援体制の構築に努めます。	80%	a	継続	今後も庁内の関係課をはじめ、国や県、関係機関との連携を強化し、相談・支援体制の構築に努めていきます。	人権政策係
		■様々な手段・媒体による相談対応や職員のスキルアップ、マニュアルの作成等を通じて、相談窓口機能の強化と支援体制の充実を図ります。また、相談窓口や支援制度等の広報の充実にも努めます。				相談対応は庁内の関係課と連携し、国や県、関係機関の情報を広報誌の配布等により随時実施しました。	人権政策係
		■人権問題発生後の迅速かつ適切な対応及び被害者一人ひとりに寄り添った支援を行います。				庁内の関係課と連携し、相談者に寄り添った支援を随時実施しました。	人権政策係
(4) 人権課題別施策の推進	人権課題別施策の推進	■施策方針1～3における取組を基盤に、あらゆる人権課題の解消、差別撤廃・人権擁護を推進します。	80%	a	継続	あらゆる人権課題の解消、差別撤廃・人権擁護を推進していきます。	人権政策係
(5) 平和のまちづくりの推進	平和教育の推進	■中学生の平和記念式典参加や学習会の開催など平和教育の推進を図ります。	80%	a	継続	引き続き平和教育の推進を図ります。	学校教育係
	平和意識の高揚	■戦没者追悼式や人権尊重の趣旨に基づいた各種講座等の開催により意識の向上を図ります。	80%	a	見直し	継続して恒久平和への願い・実現に向けて活動を行います。	福祉係
		■平和首長会議への参画や交流事業を通じて、内外に町の姿勢を発信するとともに意識の向上を図ります。				平和首長会議への参画はできなかったが、「平和の町宣言」の精神により、その理念に基づいた行動をしました。	人権政策係
2. 男女共同参画社会							
(1) 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり	意識改革のための教育・啓発の推進	■行政、保育園・学校、家庭、企業、地域などあらゆる立場の町民に対し、研修や広報啓発を通じて、男女共同参画意識を醸成するための教育・啓発を推進します。	80%	a	継続	性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に関する情報を提供し、意識改革のための啓発等を推進します。	人権政策係
(2) 男女がともに活躍できる環境づくり	政策・方針決定の場への女性の参画拡大	■企業、行政における管理職、審議会や区・組・各種団体等における方針決定の場への女性の参画を推進します。	80%	a	継続	国及び県の施策方針及び町のプランを基に、引き続き女性の参画を推進していきます。	人権政策係
		■女性のエンパワーメントの促進を図ります。				国及び県の周知及び町のプランにより、各種団体等へ女性に対する意識改革の促進を図りました。	人権政策係
	男女がともに働きやすい環境の整備	■農業、観光商工業等の自営業における労働環境の整備を図ります。	80%	a	継続	国及び県の施策方針及び町のプランを基に、農業、観光商工業等の自営業への啓発に努めました。	人権政策係
		■男女雇用機会均等についての啓発や女性の就業・キャリアアップ支援の充実を図ります。				国及び県の周知及び町のプランにより、就業・キャリアアップの情報提供に努めました。	人権政策係
雇用における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	■仕事と育児・介護等の両立支援の拡充や、各種制度の普及に努めます。	80%	a	継続	国及び県の施策方針及び町のプランを基に、庁内の関係課と連携し、多様なニーズに対応できる支援体制の整備に努めました。	人権政策係	
	■ワークライフバランスを推進するための教育・啓発を行います。				国及び県の周知及び町のプランにより、庁内の関係課と連携し、多様な働き方につながるような情報の提供に努めました。	人権政策係	
(3) 健やかで安心できる自立した生活づくり	あらゆる暴力等の予防と根絶	■あらゆる暴力行為やハラスメント防止のための教育・啓発を行います。	80%	a	継続	国及び県の施策方針及び町のプランを基に、あらゆる暴力行為やハラスメント防止のための教育等を推進していきます。	人権政策係
		■被害者救済のために、相談・支援体制の充実及び関係機関との連携強化を図ります。				国及び県の周知及び町のプランにより、庁内の関係課と連携し、相談・支援の体制の充実にも努めました。	人権政策係
	生涯を通じた心と体の健康づくり支援	■性や生殖、母性保護に関する教育・啓発を推進します。	80%	a	見直し	国及び県の施策方針及び町のプランを基に、庁内の関係課と連携しながら実施していきます。	人権政策係
		■各種健（検）診等の受診や啓発事業、生涯活動への参加を通じ、ライフステージに応じた心身の健康づくりを促進します。				国及び県の周知及び町のプランにより、庁内の関係課と連携し、健診や生きがいづくりの場等を提供しました。	人権政策係
	誰もが安心して暮らせる環境の整備	■障がい者や高齢者、ひとり親家庭、外国人など、生活上の困難に直面する女性等が安心して暮らせる環境を整備します。	80%	a	見直し	国及び県の施策方針及び町のプランを基に、庁内の関係課と連携しながら実施していきます。	人権政策係
■女性の防災・減災活動への参画拡大を促進します。		国及び県の周知及び町のプランにより、女性消防団を整備しました。				人権政策係	

第6次山ノ内町総合計画 前期計画 施策検証シート

第6章 イノベーション戦略プラン2.0 (重点施策)

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画 (R3~R7) の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画 (R8~R12) に向けた改善点・展開方針	担当係
第1節 産業活性化で、稼ぐ郷土をつくる							
1. 地域資源を生かした観光地の競争力強化							
総合評価 B							
(1) ユネスコエコパークの特性を活かした観光地づくり	■地域の自然や歴史などを地域の魅力として捉え、守りながら活用するエコツアーの創出を検討、支援します。	R5年度に志賀高原ガイド組合と連携してイオン環境財団とのコラボイベントとして、保全活動や自然体験、また環境学習を組み合わせたエコツアーを企画して試験的に実施したが、イオン環境財団側の都合により今後のツアー受入ができなくなりました。	50%	c	見直し	エコツアーの創出に関しては、(一財)山ノ内まちづくり観光局のツアー創出に移管または廃止とします。	国立公園係
	■環境学習プログラムの拡充や対外PRなど、受入体制の充実に向けて支援します。	フェア等に出展し、環境学習プログラムの対外PRをすることができました。プログラム拡充に関しては連携することができませんでした。				フェア出展等でのPRは継続していきます。	国立公園係
	■民間企業も含め各種団体と連携を図りながら、誘客につながる商品開発を検討、支援します。	H28年度から友好都市である東京都足立区と連携して「環境学習ツアー」を実施し、ユネスコエコパークを活用した取り組みを志賀高原観光協会(ガイド組合)と進めてきました。(国立公園係)				足立区・志賀高原観光協会と連携してツアーの受け入れを継続します。(国立公園係)	経済振興係
(2) 国立公園を活用した観光地づくり	■地域関係団体と連携し、廃屋対策を進め魅力的な景観形成を推進します。	国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業で策定した利用拠点計画により、3施設の廃屋が撤去されました。	70%	b	継続	廃屋対策は国立公園内における大きな課題となっており、利用拠点整備改善計画を新たに策定し、滞在環境整備を進めていきます。	国立公園係
	■遊歩道や登山道などの改修・修繕を進め、安全で手軽に楽しめる観光地づくりを推進します。	遊歩道整備については環境省や長野県、地元関係者で組織する志賀高原国立公園整備委員会の中で5年単位の中期計画を策定し、計画に基づき国県の補助金を活用しながら利用頻度の高い遊歩道を中心に毎年修繕・改修整備を実施しました。				今後も志賀高原国立公園整備委員会で策定された中期計画のもと、順次修繕・改修を進めます。	国立公園係
(3) 観光地の魅力アップ	■ニーズや志向に合わせた魅力的な参加体験型・長期滞在型観光の推進を図ります。	地域の魅力を発信し再来訪の契機とするため、志賀高原ヒルクライムやONSEN・ガストロノミーウォーキングなどのイベントを開催しました。	70%	b	見直し	今後は多様化する旅行者のニーズの把握に努め、魅力発信につなげます。	経済振興係
	■農業などの他産業とつなぐことにより、更なる観光地の魅力向上を図ります。	山ノ内町グリーン・ツーリズム協議会により農業と観光の連携強化を図ってきたが、協議会解散により対応策の検討が必要となりました。				観光と農業の連携を図るため、観光局においてグリーンツーリズム協議会に代わる体制を検討する必要があります。	経済振興係
	■地形・気候・自然を活かした各種ツーリズムの推進を図ります。	雄大な自然を体感できる雪の回廊ウォーキングや志賀高原ヒルクライムなどのイベントを開催しました。				今後は多様化する旅行者のニーズの把握に努め、魅力発信につなげます。	経済振興係
	■既存イベントのグレードアップや、季節に合ったイベントの企画立案を行います。	雪の回廊ウォーキングやONSEN・ガストロノミーウォーキングなど、四季折々の自然を体感できるイベントを開催し、地域の魅力発信につなげました。	既存のイベントの充実と多様化する旅行者のニーズの把握に努めます。	経済振興係			
	■安全・安心な観光地づくりによる様々な形態の旅行者の受入推進を図ります。	誰もが楽しめる観光地づくりを目指し、ユニバーサルコンシェルジュの育成に向けた活動を実施しました。	ユニバーサルツーリズムの推進を図り、より多様な旅行への対応が可能な基盤整備を図ります。	経済振興係			
	■様々な媒体を活用した幅広い世代への情報発信の推進を図ります。	ラジオ番組制作や各種広告及び記事掲載、SNSを活用した情報発信を推進しました。	観光局が行うプロモーション活動への支援を行います。	経済振興係			
(4) おもてなしの観光地づくり	■信州型ユニバーサルツーリズムを推進し、地域のリーダーとなる人づくりを進めます。	ユニバーサルコンシェルジュの育成に向けた活動を実施し、町内小学校のスキー教室への支援を行いました。	70%	b	継続	ユニバーサルツーリズムの推進を図り、より多様な旅行への対応が可能な基盤整備を図ります。	経済振興係
2. 農産物ブランド化による成長戦略							
総合評価 B							
(1) 地域特性を活かしたブランド化の推進	■トップセールスなどにより、市場へのブランドイメージの定着と販路拡大を図ります。	●JAと連携し、ブランド農産物生産対策事業により優良品種等の導入を図りました。	70%	b	継続	今までの事業の継続するとともに、JAや認定協との更なる連携により、ユネスコエコパーク等を活用した幅広く有効的なPRを実施していきます。	農業振興係
	■消費者ニーズに対応した市場性の高い優良品種・品目の導入を支援します。	●町とJAとの共同によるブランド農産物生産振興対策事業の実施により、市場評価の高い優良品種の苗木導入等への補助を行いました。				今までの事業の継続するとともに、JAや認定協との更なる連携により、ユネスコエコパーク等を活用した幅広く有効的なPRを実施していきます。	農業振興係
	■「志賀高原ユネスコエコパーク」を活かした、産地間競争に負けないストーリー性をもったブランド構築を推進します。	●JAの出荷箱や町農産物PRポスター等へユネスコエコパークのロゴマークを新たに表示し、「だから旨い!清流育ち。」のキャッチフレーズと兼ね合わせてブランド力をPRし、他産地との差別化を図りました。				志賀高原ユネスコエコパーク等を活用し、ブランド力を持ったストーリー性のあるPRを実施していきます。	農業振興係
	■友好交流都市及び大量消費地での直接販売によるマーケティング・PRを実施し、園芸産地としてのブランドイメージ向上を図ります。	●認定農業者連絡協議会やJAとの連携により、友好交流都市や大量消費地(関東・中央・北陸など)での農産物販売を実施しながら消費者のニーズや町の農産物の生の声の把握に努め、ブランド力の定着とイメージ向上を図りました。				今までの事業の継続するとともに、JAや認定協との更なる連携により、ユネスコエコパーク等を活用した幅広く有効的なPRを実施していきます。消費者のニーズにそった農産物のブランド力向上と新規開拓を進めます。	農業振興係
(2) 観光業との連携	■グリーンツーリズムを推進し、地域の食を活かした町のブランド力向上を推進します。	●令和5年末のグリーンツーリズム協議会の解散及び令和6年4月まちづくり観光局への事業意向に伴う継続した事業が実施できなかった。	50%	c	見直し	観光局主導で新たな取り組みを検討します。	農業振興係
(3) 企業とのコラボレーション	■首都圏企業とのコラボレーションを推進し、首都圏におけるブランド力と果樹産地としての産地競争力の強化を図ります。	●高級果実専門店である新宿高野や東京都青果物商業協同組合等と協力・連携を図り、首都圏内でのPR活動を実施しました。	70%	b	継続	継続して、首都圏企業との連携の輪を広げ、広域的なPR活動を実施できる体制を構築します。	農業振興係
3. 海外市場の拡大強化							
総合評価 B							
(1) 外国人観光客の受入体制整備	■施設や看板などに多言語標記やピクトグラムを併記し、外国人が訪れやすい観光地整備を進めます。	観光局では多言語翻訳機能付きディスプレイや混雑状況を可視化するためのライブカメラ、デジタルサイネージ等を設置し、分かりやすい案内表示の整備を進めました。	70%	b	継続	観光局と連携し、誰もが分かりやすい案内表示の整備を進めます。	経済振興係
	■外国人観光客のニーズに対応した商品開発を支援します。	町内へのインバウンド誘客促進を図るため、ファミトリップ支援事業補助金やインバウンドセールスコール支援事業補助金制度を設け事業者支援を行いました。				各種補助金の周知を図り、インバウンド誘客促進のための支援を継続します。	経済振興係
	■外国人の受け入れのための研修会や外国語教室を開催し、外国人観光客を温かく迎えるための人材育成を図ります。	山ノ内インフォメーションセンターに交際交流員(GIR)を配置し観光案内業務の充実を図りました。				外国人観光客を温かく迎えるための人材育成を図ります。	経済振興係
	■外国人から特に需要の高い、無料Wi-Fiを含めた通信環境の整備促進や、キャッシュレス決済導入を検討します。	観光客の需要が高い無料Wi-Fi環境の維持管理を行いました。令和4年にキャッシュレス決済等導入補助金制度を整備し事業者支援を行いました。				補助金活用を周知し受け入れ体制の整備を図ります。	経済振興係
(2) 海外向けプロモーションの強化	■ユネスコエコパークや国立公園の外国人認知度を活用したプロモーション強化を図ります。	外国人に向けた情報発信は実施できませんでした。	70%	b	継続	R7に改修を行う志賀高原自然保護センター等を活用し、ユネスコエコパークや国立公園の情報発信により認知度向上を図ります。	国立公園係
	■地域の食と風土、伝統文化等の魅力を味わっていただく取り組みを強化します。	地域の魅力を発信し再来訪の契機とするため「食」に焦点を当てたONSEN・ガストロノミーウォーキングの開催、観光局では須賀川のそば打ち体験商品の開発などを行いました。				既にある「食」や「景観」、「歴史」などを観光資源として魅力発信します。	経済振興係
	■海外旅行会社の商談会参加や海外メディアへの露出を図り、外国人観光客へのPR活動を強化します。	町内へのインバウンド誘客促進を図るため、ファミトリップ支援事業補助金やインバウンドセールスコール支援事業補助金制度を設け事業者支援を行いました。				各種補助金の周知を図り、インバウンド誘客促進のための支援を継続します。	経済振興係
	■パンフレットやホームページ、プロモーションビデオなど多言語で情報発信します。	パンフレットやホームページの外国語表記や観光大使によるプロモーションなど多言語での情報発信を推進しました。				観光宣伝、誘客プロモーションに対する支援を図ります。	経済振興係

第6章 イノベーション戦略プラン2.0（重点施策）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係
4. 起業・経営安定支援		総合評価 A					
（1）起業支援の充実	■起業支援の充実・空き店舗等を活用した起業者に対して、改修等に係る補助事業の拡充を図ります。	空き家、空き店舗を活用し開業する事業者を支援し、町の賑わい創出を目的に施設改修補助や家賃補助を行いました。	80%	a	継続	R7年度から起業支援とテレワークについても経済振興課が窓口となった。町の賑わい創出のため、ソフト・ハード両面から起業者への支援を継続します。	経済振興係
	■事業所開設等に係る補助事業を継続し、起業を支援します。	町内の産業振興、定住促進を図るため、起業チャレンジ支援事業補助金制度を設け、町内での起業を支援しました。				R7年度から起業支援とテレワークについても経済振興課が窓口となった。町の賑わい創出のため、ソフト・ハード両面から起業者への支援を継続します。	経済振興係
（2）経営基盤の強化	■金融機関等と連携し、企業の経営安定化や農業経営基盤の強化を図るため、融資制度の拡充に努めます。	金融懇談会において、商工会や金融機関等と融資制度について情報や課題の共有に努めました。	60%	b	継続	長野県・商工会・金融機関等の関係機関との連携のもと、事業者支援につながる融資制度の拡充を検討します。	経済振興係
	■地域特性に応じた多様な職業訓練の場の創出を図ります。	中野職業訓練センターと女性向けのITスキルアップ講座開設に向けた検討を行ったが講座開設にはつながっていません。				観光地という特殊な地域に必要性の高いカリキュラムの創出について提案していきます。	経済振興係
5. 働きやすい就業環境と担い手の確保		総合評価 B					
（1）地域産業が連携した就業支援の充実	■繁忙期と閑散期が異なる農業と観光業が連携し、通年雇用に結びつく就業支援体制の構築を検討します。	労働者不足の解消を目的に、町内事業者と求職者をつなぐ公式求人求職マッチングシステムを構築し、隙間時間などを活用して人材不足となっている業務を補う取組をはじめました。	70%	b	継続	人材不足の解消につなげるため、公式求人求職マッチングシステムの利用促進を図ります。	経済振興係
（2）新規就農支援の充実	■新規就農者に対して、生活・農業基盤の確保等受入体制整備を地域と行政が一体となって支援し、担い手の確保を図ります。	新規就農希望者については、県農業農村支援センターやJA、各地区農業振興会議等と連携し、受け入れ体制の強化と支援を図りました。	60%	b	継続	引き続き、県農業農村支援センターやJA、各地区農業振興会議等と連携するとともに、移住国際交流係とも連携をし、生活基盤の確保を図っていきます。	農業振興係

第6章 イノベーション戦略プラン2.0（重点施策）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係	
第2節 新しい人の流れで、住みたくなる郷土をつくる								
1. 情報発信の強化による移住・定住の推進								
総合評価 A								
(1) 移住希望者への情報提供	■移住定住に関する情報提供や相談体制を強化し、町の魅力を広く発信します。	R3.4に総務課移住交流推進係（移住交流推進室）を設置、R6.4に未来創造課移住国際交流推進室に移管。移住HP「暮らしやすまのうち」及びSNS、ジャーナルを活用し移住希望者向けの情報提供を行いました。移住相談件数 R3:43、R4:61、R5:61、R6:79	80%	a	継続	■東京圏や大都市圏での移住セミナーや相談会に参加し移住希望者の掘り起こしを進めます。	移住国際交流係	
	■年齢や趣向など、ターゲットを絞った移住希望者への呼びかけを強化します。	各種移住セミナーへの参加に加え、移住婚セミナー、就農相談会に同行し、移住希望者の相談に対応した。セミナー等参加者数 R3:28、R4:11、R5:27、R6:56				引き続き、首都圏の移住セミナー・相談会を活用し、移住希望者の意欲を喚起します。	移住国際交流係	
	■移住体験住宅「須賀川んち」を活用し、移住希望者に対して生活体験を推進します。	移住HPへの流入数を増加させるため、サイトの一部改修を行いました。また、先輩移住者の協力を得て動画及びジャーナルの制作を行いました。				移住者の目線に沿った、実際の生活をイメージしやすい情報提供を行います。	移住国際交流係	
(2) 移住体験の推進	■田舎暮らし体験ツアーやオーダーメイドツアーの開催により、魅力体験の充実を図ります。	移住体験住宅の管理運営を継続。適正な運用につながるよう、運用方法を工夫し目的外利用をけん制します。	70%	b	継続	■空き家提供者へ家財道具等を処分するための費用の補助を行い、空き家バンクの登録促進と移住の円滑化を図ります。	移住国際交流係	
	■空き家バンクを活用し、空き家等の住宅情報の提供とあっせんを民間事業者と連携して進めます。	オーダーメイドツアーを実施したほか、田舎暮らし体験ツアーに替えてR6に季節ごとの暮らしの魅力をテーマとした移住体験イベントを開催しました。				入居中のオーダーメイドツアーの利用を促し、実際の生活をイメージできるようなメニューを提供します。	移住国際交流係	
(3) 空き家情報の収集・提供	■空き家提供者へ家財道具等を処分するための費用の補助を行い、空き家バンクの登録促進と移住の円滑化を図ります。	空き家家財道具等処分補助金 R3:9件、R4:6件、R5:6件、R6:8件	70%	b	継続	■空き家バンクを活用し、空き家等の住宅情報の提供とあっせんを民間事業者と連携して進めます。	移住国際交流係	
	■町を誇りに思い愛着をもってもらえるような広報活動を充実し、郷土愛の醸成を図ります。	県宅建業協会や町内不動産業者と連携するほか、R6.3から空き地の取扱いを開始しました。空き家・空き地バンク新規登録 R3:13、R4:14、R5:13、R6:5				空き家家財道具等処分補助金の継続 空き家を賃貸化するための補助金を検討します。	移住国際交流係	
(4) シティプロモーションの推進	■町を誇りに思い愛着をもってもらえるような広報活動を充実し、郷土愛の醸成を図ります。	広報山ノ内町の発行や、町公式LINEなどSNSでの情報発信を行いました。（SNSフォロワー数10,133名 目標：10,000名）	100%	a	継続	■空き家バンク登録物件の掘り起こしと相談体制の強化を図ります。	移住国際交流係	
	■ベルソナ設定による戦略的な移住推進を図り移住者の獲得を進めます。	設定したベルソナに近い移住者の協力を得て動画コンテンツとジャーナルの制作を行いました。				引き続きSNSの活用をしていきます。	地域創造係	
総合評価 A								
2. 住環境の整備による移住・定住の推進								
総合評価 A								
(1) 住居の確保	■空き家バンク登録物件の掘り起こしと相談体制の強化を図ります。	固定資産税納税通知書・町県民税（家屋敷）納税通知書にチラシを同封したほか、町HPで空き家・空き地バンクへの登録を促しました。	80%	a	継続	■改修に適さない公営住宅は除却を検討するとともに、跡地利用についても検討します。	移住国際交流係	
	■若者が住みたくなる住宅確保のため、宅地分譲の必要性や規模などの調査を進めます。	令和4年度に山ノ内町公営住宅等長寿命化計画の改定を行い、老朽化が激しく耐震性も低い座玉団地の木造住宅については除却、湯ノ原団地の木造住宅については跡地の活用について検討を行いました。				座玉団地の木造住宅については、老朽化が激しく耐震性も低いことから除却を進めます。また、湯ノ原団地の木造住宅については、除却して跡地を駐車場として整備します。	計画監理係	
	■町営住宅の改築・リフォーム工事をを行い、快適な住宅を提供します。	移住国際交流係と協力し、使わなくなった教員住宅を改築し若者向けの住宅の整備を行うとともに、住宅確保の施策を検討します。				引き続き住宅確保の施策を検討してまいります実施に向け取り組みます。	地域創造係	
(2) 良好な居住環境の整備	■町営住宅の改築・リフォーム工事をを行い、快適な住宅を提供します。	湯ノ原団地においては、平成25年度からリフォーム工事を実施して令和6年度に完了しました。建築から50年以上が経過する中で、リフォーム工事を実施して入居者へ快適な居住空間の提供に努めました。	90%	a	継続	湯ノ原団地のリフォーム工事については令和6年度で完了しましたが、入居者に快適な居住空間の提供ができるよう管理を行ってまいります。	計画監理係	
(3) 公園の充実	■子育て世代の利用ニーズが高い、やまびこ広場やどんぐりの森公園は、利用者の意向を踏まえた施設の運用を進めます。	利用者が安全かつ快適に利用できるよう、清掃や保守点検を行い適正な管理に努めました。また、利用者のニーズを踏まえ、新規遊具の設置やドックラン広場整備、トイレ棟や管理棟など外部改修を行いました。	80%	a	継続	やまびこ広場については、人工芝の張替えや照明施設の改修など必要ですが、新たな観光スポットやスポーツ環境の場などのニーズに対応した施設となるよう検討してまいります。	計画監理係	
3. 経済的支援による移住・定住の促進								
総合評価 A								
(1) 住居確保補助事業の拡充	■町内に一戸建て住宅を新築・購入し生活する若者、移住する者が空き家を購入または賃貸し改修を行う事業に対し補助による支援を継続します。	若者定住促進マイホーム取得等補助金 R3:16件、R4:19件、R5:8件、R6:12件 空き家活用改修等事業補助金 R3:2件、R4:2件、R5:6件	70%	b	見直し	■結婚を機に町内に居住する者への家賃補助や、町外から移住する者への家賃補助等の制度内容を検証し、町内居住への支援を強化します。	若者の住宅取得に係る補助内容の見直しを行うほか、空き家を賃貸物件として活用するための施策を検討します。	移住国際交流係
	■空き家を改修し移住・定住する者に対して、住宅改修に係る補助事業を実施し、定住の促進を図ります。	若者定住促進家賃補助金 R3:15件、R4:14件、R5:14件、R6:9件 移住促進家賃補助金 R3:14件、R4:17件、R5:12件、R6:11件 UJターン就業・創業移住支援金 R4:1件、R5:2件、R6:1件				若者定住促進家賃補助金、移住促進家賃補助金は継続します。	移住国際交流係	
(2) 空き家活用改修等補助事業の実施	■空き家を改修し移住・定住する者に対して、住宅改修に係る補助事業を実施し、定住の促進を図ります。	空き家活用改修等事業補助金 R3:2件、R4:2件、R5:6件	80%	a	継続	空き家活用改修等事業補助金は継続します。	移住国際交流係	
(3) 就学に伴う定住支援	■町内に居住する学生を対象とした奨学金について、卒業後町内にUターンし定住する場合には奨還の一部を免除し、定住の促進を図ります。	奨学金貸付事業出願者に対し、資金貸付を実施しました。	80%	a	継続	■高校へ通学する学生の定期券購入助成により、保護者の経済的負担を軽減します。	進学意欲のある生徒・学生が、経済的理由により教育を受けられないことがないよう努めます。	学校教育係
		インターネットによる申請を活用しました。				補助事業の活用を促進するため、広報やホームページなどでの周知を行います。	学校教育係	
4. 新しい働き方支援による移住・定住の促進								
総合評価 B								
(1) テレワーク支援	■「新しい生活様式」によるテレワークオフィス開設を支援します。	新たなビジネスや雇用の創出と移住の促進を図るため、テレワークオフィス開設支援事業補助金制度を設け事業者支援を行いました。	60%	b	継続	■長野県との協働によるリゾートテレワークを推進し、取り組み主体の活動支援を行います。	テレワークオフィス開設支援事業補助金の周知を図り事業者支援を継続します。	経済振興係
		信州リゾートテレワーク推進チームに参加し長野県との連携を図りました。				テレワークオフィス開設支援事業補助金の周知を図り事業者支援を継続します。	経済振興係	
5. 関係人口の創出・拡大								
総合評価 A								
(1) 関係人口の獲得	■本町の魅力を知ってもらうため、ふるさと納税返礼品の拡充に努めます。	新規返礼品追加数 R3:3、R4:9、R5:32、R6:45 R5:現地決済型ふるさと納税「旅先納税@」、楽天トラベルクーポン開始。R6:個選農家の追加、アソビユー（オンラインギフト券）追加。	80%	a	継続	一時的な寄附額増ではなく、安定的に確保できる金額の底上げを図り、引き続き町の魅力をアピールできる返礼品の創出に取り組みます。	移住国際交流係	

第6章 イノベーション戦略プラン2.0（重点施策）

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係
第3節 出会いから子育てまでのサポートで、希望がかなう郷土をつくる							
1. 出会いのサポート							
総合評価 A							
(1) 男女への婚活支援	■婚活に向けて、服装や会話等のセミナーを開催し、参加者の意識と資質の向上を図ります。	社会福祉協議会と共同でセミナーの開催により参加者の意識醸成に努めました。	80%	a	継続	継続して結婚を希望する者の身だしなみセミナー、話し方セミナー等を開催し、自分自身の魅力アップにより意識と資質の向上を図ります。	福祉係
	■共通体験型の出会いイベントを拡充し、カップリングを図ります。	社会福祉協議会と共同で婚活イベントを実施しました。				継続して共通体験イベントの開催やインターネットを活用した新たな出会いの場の提供を行います。	福祉係
	■広域の合同イベント等の情報提供を行い、出会いの機会の増加を図ります。	他市町村との連携によるイベントの開催を行いました。				継続して広域で行う共同イベントに参画し、出会いの多角化を図ります。	福祉係
	■相談体制の強化に向け、地域おこし協力隊の採用を検討します。	専任の地域おこし協力隊員を採用し事業の推進を行いました。				地域おこし協力隊員の事業推進により一定の成果を上げたため、今後は社会福祉協議会への業務委託とします。	福祉係
2. 妊娠・出産のサポート							
総合評価 A							
(1) 妊娠・出産の支援	■不妊及び不育症に悩む夫婦への相談体制の充実と治療費助成を実施し、妊娠を希望する人を支援します。	年々不妊治療助成制度を利用する方が増え、妊娠出産に繋がりができています。令和4年度から保険適用が開始され、それに伴い町の要綱も改正し、より充実した支援に努めました。	90%	a	継続	現在の取り組みを継続し、自己負担を最小限で不妊治療を行っていただけるように周知していきます。	健康づくり支援係
	■子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたる継続的・包括的な切れ目のない支援に努めます。	母子コーディネーターを中心に、妊娠期から子育て期まで一貫した相談支援を行い、安心して出産・子育てできる環境づくりが着実に進められていました。				こども家庭センターの役割として児童福祉機能と連携しながら妊娠期から子育て期まで一貫した相談支援を行い、安心して出産・子育てできる環境づくりが着実に進められていました。	健康づくり支援係
	■妊産婦健診や妊婦歯科健診を実施し、健やかな妊娠出産を支援します。	妊婦健診から産婦・乳幼児健診まで切れ目なく実施され、母体の健康管理や乳幼児の発育支援が的確に行われました。				受診が少ない妊婦歯科健診について強く周知していきます。	健康づくり支援係
	■出産・育児祝い金等の創設を検討し、出産時及び子育て期の経済的不安の軽減を図ります。	子育て支援の充実を図るため、令和3年度から出産祝い金を、令和4年度から育児支援金の支給を開始しました。				引き続き出産及び子育て期の経済的不安の軽減を図るため、出産祝い金及び育児支援金の支給を継続します。	こども家庭支援係
3. 子育てサポート							
総合評価 A							
(1) 子育て支援サービスの充実	■児童相談に関する総合的な相談体制の充実を図るとともに、子育てアプリやホームページ、広報等による子育て情報の提供を推進します。	子育てアプリの利用により、成長記録や予防接種スケジュール管理ができるようになりました。またタイムリーに子育てに関する地域の情報発信等ができるようになりました。	70%	b	継続	子育てアプリ、HPの利用により、タイムリーに子育てに関する地域の情報発信等をさらに充実させます。	健康づくり支援係
	■子育て支援センターの機能充実を図り、子育て家庭間の交流や情報交換の場を提供し、子育て家庭の孤立感や育児不安の解消に努めます。	子育て支援の拠点として、保健師や保育士等による育児等の相談や親子で楽しめる各種イベントを行い、育児者同士の交流や情報交換を行う場として子育て支援センターを運営しました。またSNSを利用し情報発信を行いました。				今後も育児等の相談支援、各種イベントの開催、育児者同士の交流や情報交換の場として子育て支援センターを運営します。またSNSによる積極的な情報発信に努めます。	こども家庭支援係
(2) 母子保健の充実	■子育て世代包括支援センターを中心に継続的・包括的な相談支援により、産後うつ等の予防や育児不安等の解消を図り、安心して子育てができるよう支援します。	関係部署と連携し、子育て全般の相談に対応するとともに育児情報の提供を行い、子育て世代の支援を行いました。 母子コーディネーターを中心に、妊娠期から子育て期まで一貫した相談支援を行い、安心して出産・子育てできる環境づくりが着実に進められていました。	70%	b	継続	妊娠から子育て世帯、こどもまで一体的に相談支援を行うよう関係部署と連携を密にしながら子育て支援センターを運営、体制の充実を図ります。	こども家庭支援係
	■乳幼児健診や各種教室等により、乳幼児の健やかな成長・発達を支援します。	離乳食教室や丁寧な相談対応により、成長支援に寄与しました。				こども家庭センターの役割として児童福祉機能と連携しながら妊娠期から子育て期まで一貫した相談支援を行い、安心して出産・子育てできる環境づくりが着実に進められています。	こども家庭支援係
						託児も準備しながら、保護者の悩みに寄り添える教室を開催します。	健康づくり支援係
(3) 保育の充実	■延長保育や休日保育など特別保育の拡充を図るとともに、子育て家庭のニーズに対応するサービスの研究に努めます。	地域や子育て世代の様々なニーズに応えるため朝・土曜日の延長保育、休日保育、一時保育を実施しました。また、新たなサービスとしてこども誰でも通園制度の開始に向けて調査研究を行いました。	80%	a	継続	今後も地域や子育て世代の様々なニーズに応えられるよう、各種保育サービスの充実のため保育士等の確保に努めます。またこども誰でも通園制度を開始します。	保育・幼児教育係
	■多人数の中での人間関係構築能力を養うため、保育園間の交流を活発に行います。	コロナ禍は実施できませんでしたが、保育園間の交流により園児同士の人間関係を築くための力を養うための支援を行いました。				引き続き園児同士の人間関係を築くための力を養うよう保育園間の交流を行います。	保育・幼児教育係
(4) 子育て世帯の経済的支援の拡充	■延長保育や休日保育などの特別保育料の軽減を継続します。	延長保育や休日保育など特別保育料の軽減を継続して行いました。	90%	a	継続	引き続き延長保育や休日保育などの特別保育量について軽減を継続します。	保育・幼児教育係
	■幼児教育・保育無償化の対象者は副食費についても公費で負担し、完全無償化を継続します。	幼児教育・保育無償化の対象者について、副食費を公費で負担し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図りました。				引き続き幼児教育・保育無償化の対象者について、副食費の公費負担を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	保育・幼児教育係
	■0歳から18歳までの子ども医療費の負担軽減を継続します。	令和6年4月から子ども医療費にかかる現物給付の窓口負担500円をなくし負担軽減の拡大を図りました。				令和8年度から全国展開される、マイナンバーカードを利用した医療費助成のオンライン資格確認に向けて医療DXを推進していきます。	医療保険係
4. 児童育成・教育のサポート							
総合評価 A							
(1) 児童育成の充実	■放課後児童クラブの時間延長措置を継続します。	朝8:00から夕方18:30までの開設（土曜日・長期休み）	80%	a	継続	ニーズが高いことから継続します。放課後児童支援員の確保に取り組みます。	学校教育係
	■放課後児童クラブの利用日の拡大を図ります。	土曜日、学校の長期休み中の受け入れ				ニーズの把握をしながら、現在の受け入れ体制を継続します。	学校教育係
(2) 教育の整備	■小学校の適正規模・適正配置の方針に基づき、現状の3小学校を1校に統合することを検討します。	適正規模適正配置等審議会を開催し、適正規模・適正配置に係る基本方針の見直しを行うなかで、「義務教育学校による中学校敷地での小中学校が一体となった統合学校を令和12年4月に開校することを旨とする新たな基本方針を決定し、学校統合に向けた準備を進めました。	80%	a	継続	学校づくり準備委員会を開催し、統合学校の開校に向けた作業、施設整備を進め、基本方針で示す令和12年4月に統合学校が開校できるよう準備を進めます。	学校統合準備係
	■高度情報通信ネットワーク社会に対応する、ICT教育のための整備を推進します。	児童生徒及び教員のPC端末の操作・活用の向上のため、各学校に1回サポーターが支援しました。				各学校のPC端末活用状況や通信状況を把握し、機器の更新時等に環境整備を行います。各学校へのサポーター支援を月2回とします。	学校教育係
	■ユネスコスクールとして、持続可能な地域づくりの担い手となる児童生徒を育む教育であるESDの推進を図ります。	小中学校ESD推進事業（ESD・地域連携事業負担）教職員の研修				未来につながる町づくりの担い手を育て、特色ある学校づくりを目指すとともに、郷土を深く理解する教育に力を入れふさと意識の醸成を図ります。	学校教育係
	■信州型コミュニティスクールの仕組みの活用など、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を推進します。	コミュニティスクールコーディネーターを中心とし、地域の方々や特色のある学習を実施しています。				学校統合により学校と地域の関わりが希薄になる恐れがあることから、新たなコミュニティ・スクール、学校運営に係る組織（学校運営委員会）の在り方を検討し、学校・家庭・地域が一体となった学校づくりを進めます。	学校教育係 学校統合準備係
	■食の安全に配慮した学校給食設備等の整備に努めます。	令和4年度に、3系統ある食器消毒保管機のうち、1系統の入替及び食物アレルギー対応室を設置。令和7年度には、残り2系統のうち1系統の食器消毒保管機の入替を行います。				令和8年度、最後の1系統である食器消毒保管機の入替を行うほか、厨房器具等の点検を常に行い、修繕等に対応。また、老朽化した建物および設備についても改修の必要性を含め判断していきます。	給食センター

第6章 イノベーション戦略プラン2.0 (重点施策)

具体的な施策	主な取り組み	前期基本計画 (R3~R7) の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画 (R8~R12) に向けた改善点・展開方針	担当係
第4節 魅力的なまちづくりで、活力あふれる郷土をつくる							
1. 安心・安全な生活圏の形成							
総合評価 A							
(1) 防災対策	■地区防災計画や災害時住民支え合いマップなどの策定支援を実施し、地域防災力の強化を図ります。	地区防災計画のひな型を作成するとともに、自主防災組織の活動を中心としたタイムラインを作成、避難行動要支援者支援計画に基づき個別避難計画を軌道に乗せ、タイムラインに沿って、避難行動要支援者の避難支援訓練を実施するなど地域防災力の強化を図りました。消防・防災体制の満足度調査において、前回比較、満足やや満足で9.4ポイント上昇、不満やや不満で10ポイント低下。町からの配信不足情報調査において、防災・気象情報は、順位を6下げ前回比較11.5ポイント上昇しました。	80%	a	継続	タイムラインに基づいた自主防災組織の災害対策本部の設置、避難所開設、避難行動要支援者支援などの防災訓練の実施を図ります。	危機管理係
	■防災情報伝達手段の多様化・多重化を進め、住民や来訪者にやさしい情報伝達を目指します。	防災情報等の受信人口カバー率、SUGUメール15.1%、LINE41.7%、戸別受信機8.9%、緊急通報メール90.2%、Yahoo!防災速報25.7%、多様化・多重化を図りました。消防・防災体制の満足度調査において、前回比較、満足やや満足で9.4ポイント上昇、不満やや不満で10ポイント低下。町からの配信不足情報調査において、防災・気象情報は、順位を6下げ前回比較11.5ポイント上昇しました。				防災情報配信手段の充実が図られた次の段階として、複数ある配信手段を迅速確実に操作できるよう部署を横断した訓練に取り組み、災害対策本部の体制強化を図ります。	危機管理係
	■時代に即した消防団のあり方の検討や改革を推進し、更なる消防団の強化を図ります。	令和3年度から、従来、実施していたポンプ操法大会や観閲式を廃止し消防団員の負担軽減を図りました。また、新たな取組みとして、実践に即した火災対応訓練や消防団幹部による指揮運用訓練を実施しました。				現状の課題や時代に即した消防団のあり方を検討し、更なる消防団の改革を推進し強化を図ります。	消防係
	■防災機能を備えた、みろく児童公園の拡張整備を進めます。	解体した旧社会体育館跡地に防災機能を備えた(仮称)湯田中温泉公園を整備するため、整備検討委員会を組織して検討を行い、整備を進めました。				みろく公園の整備は、旧社会体育館跡地に防災機能を備えた施設を整備したため、この施設との連携を踏まえた整備内容の検討を行います。	計画監理係
(2) 道路環境の整備	■道路改良や修繕を計画的に推進し、交通の利便性及び安全・安心な交通を確保します。	地元懇談会等による要望・現地確認により危険性・緊急性を優先としたうえで、地区別に公平となる計画・施工を実施しました。	70%	b	継続	地元要望や道路定期点検結果等を踏まえ、安全で利便性に優れた道路・橋梁等の計画的な整備に努めます。	建設係
	■ガードレールやカーブミラーなど交通安全施設の適正な管理と老朽施設の更新を進めます。	地元要望や現地確認による施設の設置・改修を実施しました。				今後も地元等要望を踏まえ、地域の公平も鑑みながら計画的に整備・改良を実施します。	建設係
	■誰もが快適な歩行者空間を確保するために、ユニバーサルデザインに基づく環境整備を推進します。	地元要望等を踏まえ通学路を中心に計画的に整備・改良を実施しました。				今後も地元要望を踏まえ、通学路を中心に景観に配慮した計画的な整備・改良を実施していきます。	建設係
	■冬期間の安全・交通を確保するため、道路除雪路線等の除雪体制維持に努めます。	GPS端末を用いた除雪管理システムの活用により、苦情・要望対応の早期対応が可能となり安全な道路状況を確認できました。				引き続き除雪管理システムの活用や、必要に応じ除雪業者・路線の変更を検討し、迅速な除雪作業による安全な道路環境の確保を行います。	建設係
(3) 浄水場の更新	■安全・安心な飲料水の供給を図るため、東部浄水場の更新を実施します。	令和5年度に東部浄水場の更新を行いました。	100%	a	完了	完成した東部浄水場の適切な運用の仕方を理解し、水の安定供給に努めます。	上下水道係
(4) 地域公共交通の充実	■関係機関と連携し、鉄道や路線バスの利用促進と維持に努めます。	関係機関と連携し公共交通の利用促進を図りました。(輸送人員：平成30年度8,128千人→令和5年度7,178千人)	60%	b	継続	引き続き長野電鉄線沿線活性化協議会と連携し活動を行い、地域連携ICカードの導入も検討を進めます。	地域創造係
	■地域コミュニティバス「楽ちんバス」の適正な運行管理と安定運行に努めます。	令和5年12月からデマンド交通の実証運行を行い、令和6年7月に本格運行を行いました。(コミュニティバス輸送人員平成30年度：10,944人→令和6年度：6,690人)				引き続き、適正で安全な運行を行います。	地域創造係
	■地域公共交通網形成計画の策定を進め、利便性の高い地域公共交通網の検討を進めます。	令和4年8月に中野市・山ノ内町地域公共交通計画を策定し、計画に基づき取り組みを進めました。				中野市・山ノ内町地域公共交通計画に基づき、運転手不足対策やチョイスコやまのうちの拡大検討など利便性の向上を図ります。	地域創造係
2. 魅力的な地域圏の形成							
総合評価 C							
(1) 定住自立圏構想の推進	■近隣市町村と地域経済・生活圏形成のため連携し、北信地域定住自立圏構想を推進します。	第三次北信地域定住自立圏共生ビジョンに沿って関係市町村とともに取り組みました。	40%	c	継続	引き続き第三次北信地域定住自立圏共生ビジョンに沿って関係市町村とともに取り組みます。	地域創造係
(2) 都市間連携の推進	■北信広域連合等関係機関との連携による共同事業を実施し、広域的な課題の解決と快適な生活基盤の維持に努めます。	より質の高い行政サービスの提供を目指し、北信広域連合や近隣市町村等とは常に広域的課題等についての情報を共有しながら、必要に応じて調査研究を進めることとしています。	50%	c	継続	保健福祉、観光、幹線道路網、消防、ごみ処理の分野については広域的に取り組むべき課題として引き続き連携しながら、行政需要の多様化、高度化から生じる新たな重要課題についても広域化による課題解決を目指して連携を図ります。	総務係
3. 生涯学習・生涯スポーツの推進							
総合評価 A							
(1) 生涯学習の充実	■町民ニーズに応じた講座や教室等の多様な学習機会を創出し、幅広く周知します。	書道、コカリナ、エコクラフト等各種教室を開催。令和3・4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催回数を制限(1教室年10回)令和5年度からは回数を増とした(1教室年12~20回)	80%	a	継続	社会教育主事の確保 町民ニーズの把握 ニーズに基づく講座の企画 オンラインとオフラインを合わせた広報	公民館
	■老朽化の進む北部公民館は、新たな生涯学習施設の建設を進めます。	統廃合により廃校となった旧北小学校を増改築。「すががわふれあいセンター」が完成。工事費295,350千円 管理業務委託料5,720千円 このことに伴い北部公民館を解体。				完了	公民館
(2) 生涯スポーツの推進	■交流を深める機会を創出するため、スポーツ教室の充実を図ります。	スポーツ協会や総合型スポーツクラブでのスポーツ教室の実施により、スポーツ振興と町民の健康増進に大きく寄与し、「町民の誰もが参加しやすく、交流を深める機会」の創出と果たすことができました。また、参加者間の活発な交流が促進され、単なる運動機会の提供に留まらず、地域コミュニティの活性化という側面においても効果を果たすことができました。	70%	b	継続	人口減少や指導者高齢化による参加者の伸び悩みを解消するため、開催時間・曜日の見直しに加え、多様なニーズに対応したプログラム開発や指導者確保、情報発信強化を通じて、町民誰もがスポーツに親しめる機会を創出します。	スポーツ推進係
	■町民スポーツ・レクリエーションを企画・実施します。	町内イベントにて、競技志向ではない誰もが気軽に体験できるスポーツブースを設置したことで、年齢や運動能力に関わらず多くの町民が楽しみながらスポーツに触れる機会を創出し、スポーツへの心理的ハードルを低減させることができました。				町内イベントでのスポーツ体験の好評を踏まえ、今後は総合型地域スポーツクラブとの連携を強化し、年間を通じた多様なスポーツ体験機会を定期的に提供することで、町民が継続的にスポーツに親しみ、生涯にわたる健康増進と交流の促進を目指します。	スポーツ推進係
4. 健康寿命の延伸							
総合評価 A							
(1) 健康づくり	■各種健(検)診の受診促進及び保健指導の充実により、生活習慣病の予防・重症化予防に努めます。	健診結果報告を完全個別予約制とし、保健師・栄養士による丁寧な健診結果の説明と保健指導により生活習慣の改善により発症予防・重症化予防に努めました。また、特定保健指導対象者や重症化予防対象者は二次検査や栄養・運動教室等を実施しました。	80%	a	継続	健診後のフォロー体制をさらに充実させるとともに、対象者の生活習慣の見直しを促す継続的な支援を強化し、健診後の支援につながる人のさらなる増加を図ります。	健康づくり支援係
	■高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、重症化予防及び認知症・フレイル等の予防を図り、高齢者の健康増進と介護予防に努め健康寿命の延伸を図ります。	保健指導の対象範囲を広げたことで、多様な健康課題を抱える高齢者への対応が進みました。生活習慣の改善や日常動作の維持につながる支援が充実していききました。				日常的体調管理や機能維持を支える取り組みを継続・強化し、重度化を防ぐことで通院や介護の必要性を減らし、医療・介護にかかる負担の軽減を目指します。	健康づくり支援係
	■減塩の食環境整備やヘルシーな食事、伝統料理の伝承等、関係団体と連携して食育を推進します。	子どもへの郷土料理の伝承等食生活改善推進協議会や教育委員会と連携し実施しました。また、町内の小売店・飲食店の協力の下、減塩や1食の栄養バランスに配慮したスマートミールや減塩食品を、健康ポイント事業と連動して普及啓発を図りました。				現在の取り組みを継続し、減塩の食環境整備や郷土料理の伝承に取り組みます。	健康づくり支援係
(2) 地域医療の充実	■病院群輪番制病院運営や医師確保の補助支援を実施し、地域医療体制の確保に努めます。	輪番制病院への支援や医師確保に対し支援を行い、地域医療体制の維持を支えました。	90%	a	継続	引き続き安定運営を支えるため、必要な支援を着実に継続していきます。	健康づくり支援係
	■医療関係団体等と連携し、救急医療体制の充実を図ります。	関係団体との連携を通じて、救急医療体制の維持に努めました。				関係団体と関係を保ち、救急医療体制の安定確保を目指します。	健康づくり支援係
(3) 介護予防の充実	■要介護状態にならないように、また重度化しないよう介護予防事業の充実を図ります。	65歳以上の介護認定を受けていない高齢者に対し、健診の取りまとめに合わせて生活機能低下者を早期に発見する為、基本チェックリストを実施、介護予防事業(脳元気教室、貯筋体操教室、筋活教室、お口のリフレッシュ教室)への参加を奨励しました。	80%	a	継続	要介護認定者が急激に増えることを抑制していくため、各種介護予防教室等への参加を促すことで介護予防の重要性を認識してもらい、現在の状態を維持・向上できるよう支援を継続していきます。	介護支援係